

## 第4章 土砂災害

### 1 避難指示等発令の対象となる土砂災害

土砂災害とは、急傾斜地の崩壊、土石流若しくは地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第2条）

「急傾斜地の崩壊」・・・傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。

「土石流」・・・山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。

「地滑り」・・・土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。

「河道閉塞による湛水」・・・土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。

本マニュアルにおいて避難指示等の発令対象とする土砂災害は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所指定された地域に土砂災害警戒情報が発表されたときとする。

#### (1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」（都道府県が指定）

土砂災害防止法に基づき市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、以下に区域の定義を示す。

##### ①土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

##### ②土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域



#### (2) 土砂災害危険箇所（都道府県が調査）

土砂災害危険箇所は都道府県が調査するもので、以下にそれぞれの危険区域判定の基準を示す。

##### ①急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

##### ②土石流危険溪流の被害想定区域

溪流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される区域

#### (3) その他の場所

土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もある。例えば、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与

えるおそれのある箇所を「山地災害危険地区（地すべり危険箇所）」として指定している。  
 なお、本市においては、現在までのところ地すべり危険箇所の指定はない。

表 4-1-1 土砂災害防止法区域指定状況（磐田市）

（単位：箇所／令和 5 年 3 月 31 日現在）

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
土石流	地すべり	急傾斜地	計	土石流	地すべり	急傾斜地	計
94	—	256	350	64	—	255	319

## 2 避難指示等を判断する情報

### (1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（警戒レベル 3 相当情報 [土砂災害]）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるように静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する防災情報で、原則市町単位で発表される。



（<http://www.jma.go.jp/bosai/#area>）

土砂災害警戒情報は、避難に要する時間を考慮して 2 時間先までに基準に到達すると予測されたとき（大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「危険」（紫色）が出現したとき）に速やかに発表している。

### (2) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）

大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報 [土砂災害]）及び土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報 [土砂災害]）等を補足する情報として気象庁が発表するもので、1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害の危険度を 5 段階に判定した結果が表示され、常時 10 分ごとに更新されている。避難に要する時間を確保するために 2 時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。

（<http://www.jma.go.jp/bosai/risk>）

### (3) 静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム

静岡県が提供する土砂災害警戒情報の補足情報で、県内を 1km 格子単位に区切り、どの地域で土砂災害の危険が迫っているかを色分け表示したもので、静岡県総合基盤地理情報システムの土砂災害情報マップから土砂災害警戒情報を選択して確認することができる。

（<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>）

## 【参考】前兆現象

土砂災害には、「崖崩れ」、「地すべり」、「土石流」の 3 つの種類があり、これらが発生するときには、何らかの前兆現象が現れることがある。

### ①崖崩れ

**特徴:**斜面や地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、



崩れ落ちる現象。崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。

**主な前兆現象：**崖にひび割れができる／小石がパラパラと落ちてくる／崖から水が湧き出る／湧水が止まる、濁る／地鳴りがする

### ②地すべり

**特徴：**斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。土塊の移動量が大きいため甚大な被害が発生する。

**主な前兆現象：**地面がひび割れ、陥没／崖や斜面から水が噴き出す／井戸や沢の水が濁る／地鳴り、山鳴りがする／樹木が傾く／亀裂や段差が発生



### ③土石流

**特徴：**山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。時速 20～40km という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう。

**主な前兆現象：**山鳴りがする／急に川の水が濁り、流木が混ざり始める／腐った土の匂いがする／降雨が続くのに川の水位が下がる／立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる



## ○土砂災害警戒情報の発表例

### 静岡県土砂災害警戒情報 第 号

〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分  
静岡県 静岡地方气象台 共同発表

**【警戒対象地域】**  
〇〇市 △△市 □□町

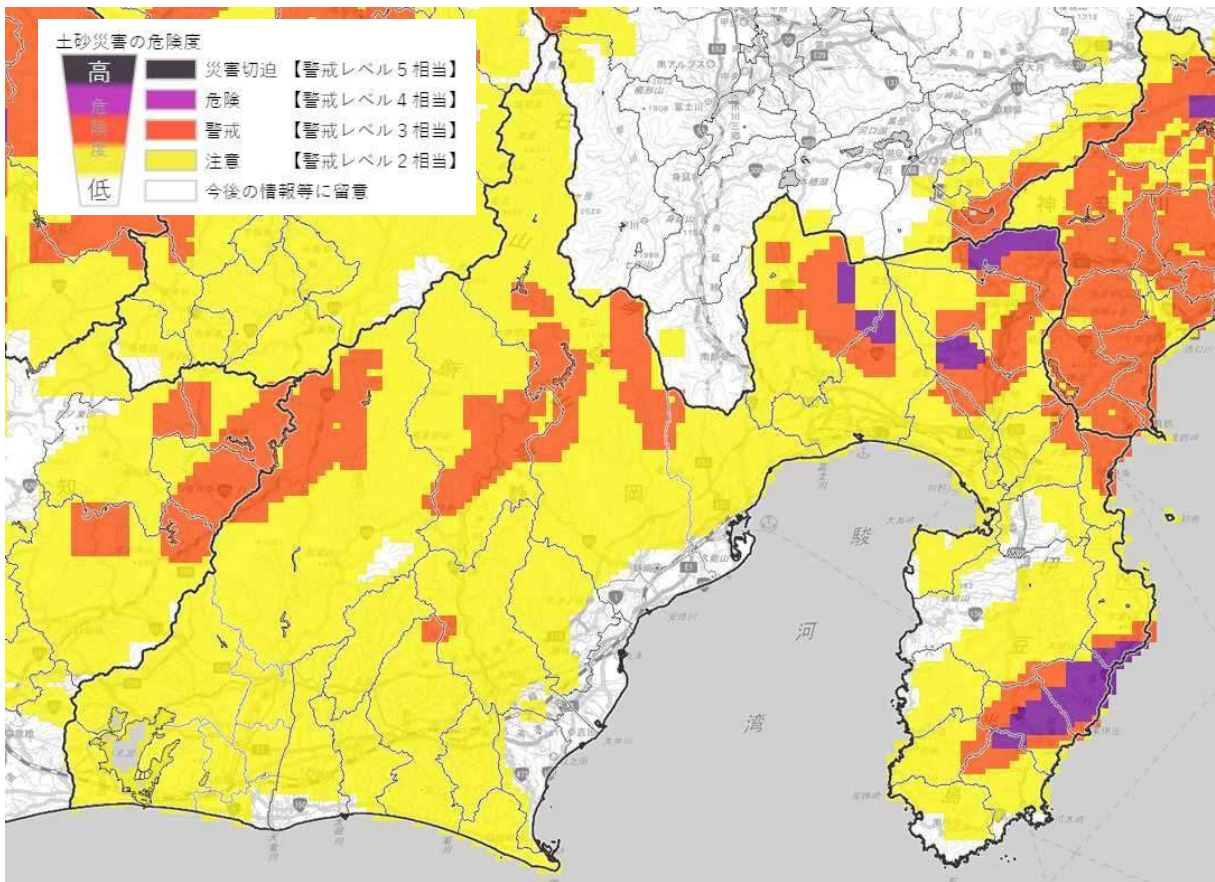
土砂災害警戒情報が発表された市町名が示される。

**【警戒文】**  
<概況>  
降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。  
<とるべき措置>  
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】  
崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町から発令される避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心掛けてください。

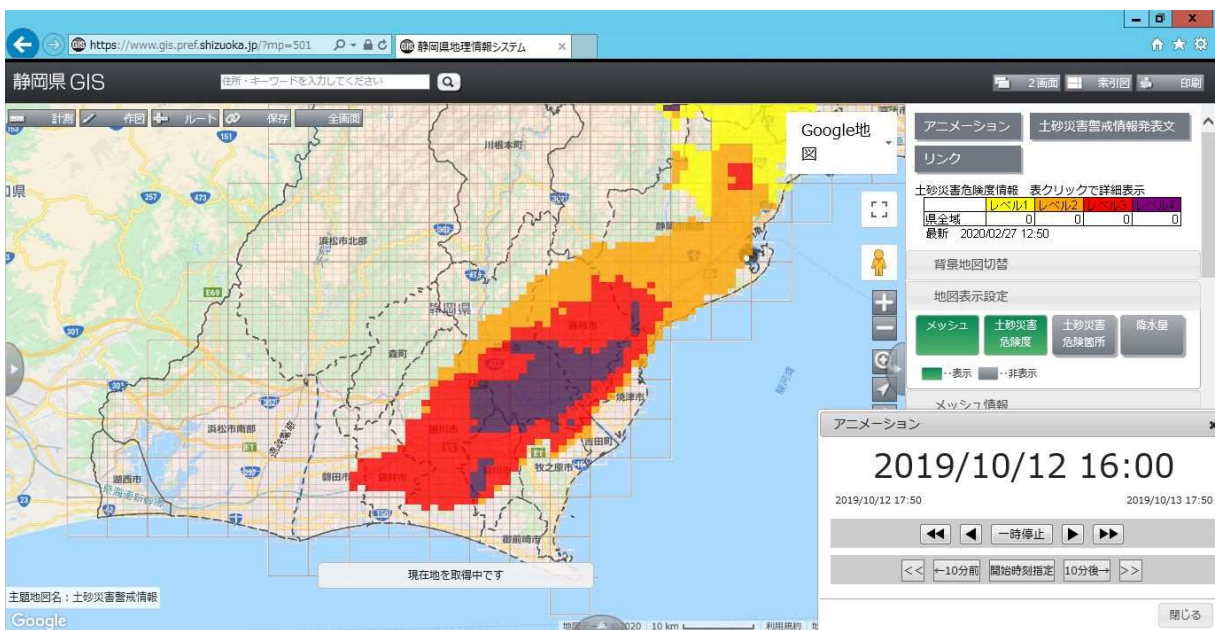
〔 静岡県内市町村地図に警戒対象地域を表示 〕

■ 警戒対象地域

○大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）の発表例



○静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムの発表例（県砂防課）



### 3 避難指示等の発令区域

土砂災害警戒情報は市町村単位で発表されるが、居住者等が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、避難指示等の発令区域を危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましい。そこで、市の地域性や地形等を考慮し、表4-3-1、図4-3-2のとおり6つに分割して設定しておくものとする。

表4-3-1 避難指示等の発令区域

No.	区分(発令区域)	地 区
1	豊岡北	豊岡北地区
2	豊岡東	豊岡東地区
3	磐田原台地西	豊岡南地区、中泉地区、岩田地区、富岡地区、豊田東地区、井通地区
4	磐田原台地東	向笠地区、御厨地区、田原地区
5	見付	見付地区
6	大藤	大藤地区

図 4-3-2 磐田市土砂災害警戒区域マップ（1kmメッシュ）



#### 4 避難指示等発令区域の設定と発令基準

##### (1) 避難対象区域（発令区域）の設定手順

##### ア 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）

- ①気象庁ホームページの「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）」において、市内及びその周辺の危険度分布の表示の有無を確認する。なお、10分ごとに更新されていることに留意する。
- ②危険度分布に応じて求められる対応は、表4-4-1のとおりである。

表4-4-1 危険度分布に応じて求められる対応（気象庁）

色(危険度)	状況	発令の目安とされる避難情報	警戒レベル
黒色(災害切迫)	すでに大雨特別警報(土砂災害)の基準に到達	緊急安全確保	5相当
紫色(危険)	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に達すると予想	避難指示	4相当
赤色(警戒)	2時間先までに大雨警報(土砂災害)の基準に到達すると予想	高齢者等避難	3相当
黄色(注意)	2時間先までに注意報基準に到達すると予想	—	2相当

- ③表示された危険度分布（メッシュの位置）を図4-3-2と照合し、避難指示等の発令区域を特定する。

##### イ 静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム

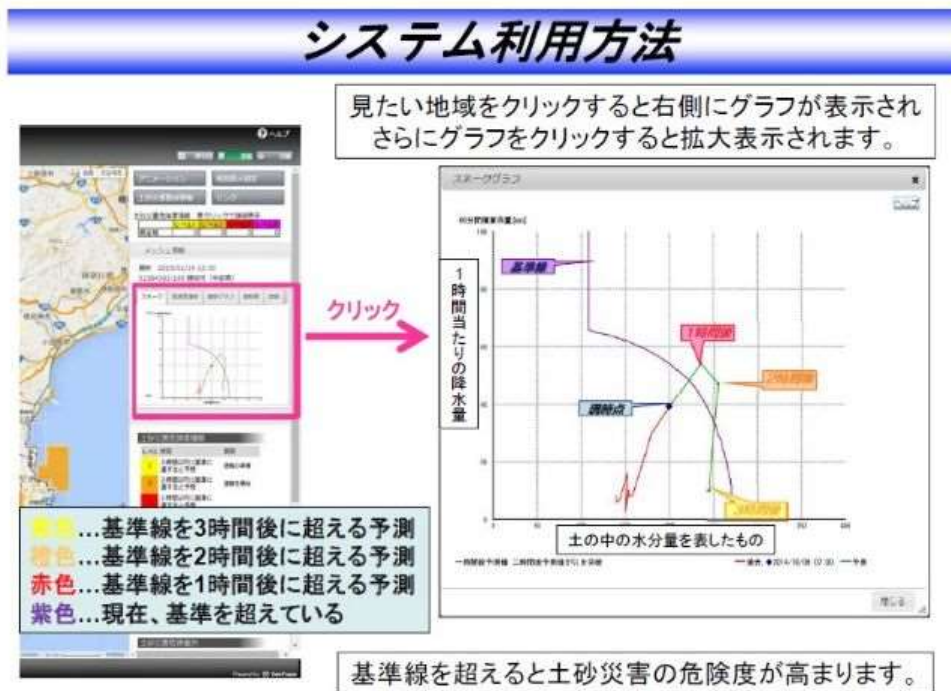
- ①静岡県総合基盤地理情報システムの土砂災害情報マップから土砂災害警戒情報を選択し、「地図表示設定」の「メッシュ」、「土砂災害危険度」をクリックして危険度分布を確認し、補足情報として活用する。
- ②危険度分布に応じて求められる対応は、表4-4-2のとおりである。

表4-4-2 危険度分布に応じて求められる対応（静岡県）

色	状態	発令の目安とされる避難情報	警戒レベル
紫色	現在、土砂災害の危険な状況にある。	避難指示	土砂災害警戒情報発表基準を超過
赤色	1時間後に土砂災害の危険になるおそれがある。		
橙色	2時間後に土砂災害の危険になるおそれがある。		
黄色	3時間後に土砂災害の危険になるおそれがある。	高齢者等避難	

- ③地図上見たい地域の格子（メッシュ）をクリックすると、右側にスネークグラフが表示され、1時間後から3時間後までの土砂災害の危険度を確認することができる。（図4-4-3参照）
- ④表示された危険度分布（メッシュの位置）を図4-3-2と照合し、避難指示等の発令区域を特定する。

図 4-4-3 スネークグラフの利用方法



(2) 発令基準

市に土砂災害警戒情報が発表されたことを基準とし、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）、静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムの危険度分布を確認し、前記(1)で特定した発令区域に避難指示等を発令する。

表 4-4-3 避難指示等の発令基準

避難情報	危険度分布	
	気象庁	静岡県
避難指示	紫色	紫色・赤色・橙色
高齢者等避難	赤色	黄色

※ 危険度が複数ある場合は、避難対象地区内で最も危険度の高いものに合わせて避難指示等を決  
定する。また、避難指示等の発令後に危険度が変化した場合も同様とする。

※ 土砂災害警戒情報の発表がない段階において、危険度を確知した場合は、高齢者等避難を発令  
する。

5 留意事項

- (1) 避難行動をとるにあたっては、立退き避難を原則とする。
- (2) 避難指示等が発令された区域に居住する避難行動要支援者については、地域の共助体制によ  
り、逃げ遅れる者のないようお互いの助け合いを呼びかける。



## 6 解除基準

避難指示等の解除は、土砂災害警戒情報が解除された段階で市内一斉に行うことを基本とする。なお、土砂災害が発生した場合については、土砂災害が沈静化し被害拡大のおそれなくなり、安全が確保された段階を基本とし解除する。

## 7 避難対象地区と避難場所

土砂災害は、洪水等の他の災害と比較すると突発性が高く、精確な事前予測が困難であり、人的被害に結びつきやすい。一方で、対象範囲が小さく、危険な区域から少しでも離れば人的被害の軽減が期待できるという特性をもっている。そこで、避難行動については立退き避難を原則とし、立退き避難に遅れ、かつ、屋外の状況が悪化した場合のみ、止むを得ず屋内安全確保措置とする。この場合においては、屋内でも上階の谷側に待避するなど可能な限りの危険回避を心がけるものとする。

避難対象自治会とその避難場所は表4-7-1のとおりである。避難場所は、市民等の最も身近な公会堂等（自町の公会堂等が土砂災害警戒区域内にある場合を除く。）とする。

なお、土砂災害は雨量と密接な関係があるため、大雨による河川の氾濫の危険も同時に予測される場合は、広域避難（指定避難所等）が必要である。

表 4-7-1 避難対象地区と避難場所

区分	地区	避難対象地区 (自治会)	避難場所	区分	地区	避難対象地区 (自治会)	避難場所	
磐田原台地 (西)	豊岡南	上神増	上神増公会堂	豊岡北	豊岡北	神田	神田公会堂	
		社山	豊岡南小学校			栗下	栗下公会堂	
		神増	神増公会堂			本村	本村公会堂	
		惣兵衛	惣兵衛公会堂			田川	田川公会堂	
		平松	豊岡南部会館			亀井戸	亀井戸公会堂	
		掛下	掛下公会堂			大楽地	豊岡北小学校	
	岩田	寺谷新田	寺谷新田公会堂			合代島上	合代島上公会堂	
		寺谷塚上	岩田小学校			合代島下	合代島下公会堂	
		寺谷塚下	寺谷塚下公会堂	敷南区	豊岡東交流センター			
		匂坂上	匂坂上公会堂			敷上区		
		匂坂中上	匂坂中上公会堂			大平南		
		匂坂中下	匂坂中下公会堂	大平北	大平集落センター			
	匂坂新	匂坂新公会堂	虫生	豊岡東交流センター				
	富岡	富里	上気賀集会場	万瀬				
		匂坂下	匂坂下公会堂	向笠	笠梅	笠梅公会堂		
		気賀東	豊田中学校・豊田北部小学校		向笠竹之内	向笠小学校		
	加茂東	加茂東公会堂	向笠西		向笠小学校			
	豊田東	富丘広野	富丘広野公会堂		篠原	篠原公会堂		
		富丘下原	富丘下原公会堂	岩井	岩井公会堂			
	富丘原新田	富丘原新田	富丘原新田公会堂	田原	三ヶ野	三ヶ野自治会館		
		一言北原	一言北原公会堂		明ヶ島	田原小学校		
	井通	西新町	西新町公会堂	御厨	東部台	東部台公会堂		
		京見塚	ふれあい交流センター		新貝	新貝公会堂		
	見付	見付	東大久保	東大久保公会堂	大藤	大藤	大藤第2区	大藤第2区公会堂
			富士見町	富士見町会館			大藤第4区	大藤第4区公会堂
			東坂町	東坂町公会堂			大藤第6区	大藤第6区公会堂
権現町			権現町公会堂	大藤第13区			大藤第13区公会堂	
住吉町			住吉町公会堂	<p>・公会堂が土砂災害警戒区域内にある地区(網掛けの欄)では、最寄りの指定避難所を避難場所とする。</p> <p>・向笠竹之内は、公会堂より最寄りとなる向笠小学校を避難場所とする。</p>				
二番町			二番町公会堂					
幸町			幸町会館					
加茂川通			加茂川会館					
美登里町			美登里町集会所					
元宮町			元宮町公会堂					
合 計						60自治会		

## 第5章 津波災害

### 1 避難指示等発令の対象とする津波災害

本市は、南海トラフ巨大地震等の発生が想定されている地域で、平成26年6月27日に公表された「静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）」によれば、発生頻度は極めて低いが、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波（レベル2、マグニチュード9程度）が発生した場合、想定津波高は最大11.6m、津波浸水区域は18.4㎢、津波による犠牲者は最大で1,200人と想定されている。

このようなことから、本マニュアルでは想定される巨大地震によって発生する津波を対象とするものである。

### 2 避難指示等発令の基準

震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波襲来までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、特に、津波避難対象区域にいるときに強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や市の避難指示等の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

そこで、巨大地震によって発生する津波災害においては、避難対象区域のすべてを避難指示の発令対象とし、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立ち退き避難を原則とする。

表5-2-1 避難指示等の発令基準

発令区分	発令基準
避難指示	大津波警報、津波警報が発表されたとき

### 3 留意事項

津波から身を守るためには、津波避難施設の確保と併せ、次に掲げる適切な避難行動について常日頃から市民等に啓発しておくことが重要である。

#### (1) 避難場所と避難経路の把握

ア 津波避難タワーや津波避難ビルなど地域にある津波避難施設の場所及び避難経路を把握しておく。ただし、避難経路は、地震動による家屋やブロック塀などの倒壊により避難困難となる可能性があることから、日ごろから安全・確実な避難経路を複数選定しておく。

イ いつも家族が一緒ではないことから、家族は安全な場所に避難しているはずであると信じ、自分一人でも安全な場所に避難する。したがって、日ごろから、津波からの避難方法、連絡先などを話し合っておく。

#### (2) 早期の避難

強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、まず身の安全を確保し、揺れが収まったら直ちに避難する。（サイレンやテレビからの情報を認知しなくても）

(3) 率先避難者になる

逃げる際は大声で「津波が来るぞ！逃げろ！」と言いながら周りの市民等の避難意識を高める。

(4) 避難の方法

徒歩による避難を原則とする。ただし、状況に応じて、車両等有効な手段を使用することが考えられる。

(5) 避難誘導する際の心構え

自らの命を守ることを最優先とし、津波到達予想時間や津波避難施設までの距離等を考慮し、移動時間を確保した上で実施する。

#### 4 解除基準

(1) 津波に関する警報等がすべて解除された段階を基本として、解除する。

(2) 浸水被害が発生した場合には、津波に関する警報等がすべて解除され、かつ、陸地での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

#### 5 避難対象地区

津波避難対象地区は、「静岡県第4次地震被害想定」に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域と安政東海地震推定津波浸水区域の2つの津波浸水域を含む自治会とするが、周囲の標高等を考慮し、地形・地物を目安に指定する。（図5-5-1参照）

該当する自治会名については、表5-5-2のとおりである。市内の津波避難施設一覧表は、表5-5-3のとおりである。

なお、この地区は、「磐田市津波防災地域づくり推進計画」（平成27年11月）の「津波避難対象区域」と同じである。今後、静岡県知事による津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域が指定された場合には、津波避難対象地区を見直すこととする。

#### ○磐田市津波防災地域づくり推進計画（平成27年11月）における「津波避難対象区域」について

「津波避難対象区域」の境界は、津波浸水想定区域に対し、自治会境界及び周囲の標高を考慮しつつ、地形地物を目安に設定する。

- ▶ 市域西側は、沿道の敷地より海拔が高い国道150号以北には浸水が想定されていないことから、国道150号を境界とする。
- ▶ 市域東側の太田川右岸及び今ノ浦川の周辺は、概ね海拔2mで浸水が止まっていることから、周辺より高い構造の大池川沿いの市道南田大原線（大池川～大池～用水路～久保川～今ノ浦川）、JR東海道新幹線、県道豊浜磐田線を境界とする。
- ▶ 太田川左岸は、一部を除き全域に浸水が想定されることから、市域境を境界とする。



表 5-5-2 避難対象地区（津波災害時）

地 区	避難対象地区(自治会)
福 田 中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田東、新田中、新田西
福 田 南	7番組、15番組、石田組、中島新町
福 田 西 部	塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
福 田 北 部	五十子、南島、蛭池、東小島
豊 浜	豊浜中野、豊浜(小島方、大島、雁代)
長 野	鮫島
於 保	大和田、上大原、中大原、川成、浜部
西 貝	西之島、上南田
竜 洋 西	掛塚(砂町、中町、田町、大当町、横町、新町、蟹町、東町)、白羽
竜 洋 東	駒場、岡、西平松、中平松、飛平松、東平松、海老島、竜洋稗原、大中瀬、小中瀬

表 5-5-3 津波避難施設一覧表

令和4年3月末現在

NO	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
1	磐田	メルローズⅠ	二之宮1137-1	3	屋外	階段踊り場廊下	41	121
2	磐田	メルローズⅡ	二之宮1137-1	3	屋外	階段踊り場廊下	50	149
3	磐田	グランメール	二之宮1153-1	3	屋外	階段踊り場廊下	84	250
4	磐田	アダージョ	二之宮1161	3	屋外	階段踊り場廊下	47	140
5	磐田	ヴィヴァーチェ	二之宮1161	3	屋外	階段踊り場廊下	47	140
6	磐田	介護老人保健施設さくらの苑	二之宮1162	3	屋外	2階以上のフロア・ 外周廊下	3,391	10,174
7	磐田	エステート・ミュージズ	二之宮1170-2	3	屋外	階段踊り場廊下	78	233
8	磐田	エステート・ミュージズ2	二之宮1170-1	3	屋外	階段踊り場廊下	86	256
9	磐田	グリンデルワルト	天竜943-1	5	屋外	階段踊り場廊下	136	407
10	磐田	インターラーゲン	天竜948-1	5	屋外	階段踊り場廊下	203	610
11	磐田	大日精化工業(株)東海寮	豊島86-7	5	屋外	共同フロア・屋上	720	2,160
12	磐田	エムズドリームⅣ	豊島1117-1	4	屋外	階段踊り場廊下	148	442
13	磐田	メゾンアルウェットⅠ	豊島1451-3	4	屋外	階段踊り場廊下	183	549
14	磐田	ファーザーグロース	千手堂919	3	屋外	階段踊り場廊下	76	228
15	磐田	ファイングロウス	千手堂996-3	3	屋外	階段踊り場廊下	36	107
16	磐田	シャルマン	千手堂1065-1	3	屋外	階段踊り場廊下	76	226
17	磐田	磐田南小学校	千手堂1356-1	3	屋内	教室・廊下	3,219	9,657
18	磐田	ランドスケイプ	上大之郷103-2	3	屋外	階段踊り場廊下	78	233
19	磐田	ピュアマンション	上大之郷278	3	屋外	階段廊下	36	108
20	磐田	シルキーマンション	上大之郷322-5	4	屋外	階段廊下	38	115
21	磐田	マイシティ大之郷	上大之郷629	3	屋外	階段踊り場廊下	57	171
22	磐田	セトウル イン オカタ	下岡田243	3	屋外	階段踊り場廊下	74	220
23	磐田	MO	上岡田918-1	3	屋外	階段踊り場廊下	87	259
24	磐田	上岡田ガーデンハイツA	上岡田989	3	屋外	階段廊下	119	358
25	磐田	上岡田ガーデンハイツB	上岡田991-1	3	屋外	階段廊下	42	126
26	磐田	ブラザ上岡田(NTN社員寮)	上岡田1039-1	5	屋内	2階以上の廊下	685	2,056
27	磐田	磐田グレイス第3マンション	上岡田1078-1	4	屋外	階段踊り場廊下	147	441
28	磐田	磐田グレイス第5マンション	上岡田1078-2	4	屋外	階段踊り場廊下	110	328
29	磐田	磐田グレイス第1マンション	上岡田1112-7	4	屋外	階段踊り場廊下	83	248
30	磐田	特別養護老人ホーム西之島の郷	西之島26-1	4	屋外	共同フロア・屋上	5,280	15,840

NO	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
31	磐田	メッセミサキⅠ	鎌田1917-1	3	屋外	階段踊り場廊下	74	221
32	磐田	メッセミサキⅡ	鎌田1915-1	3	屋外	階段踊り場廊下	74	221
33	磐田	東部小学校	東貝塚206	4	屋上	教室・廊下	3,466	10,396
34	磐田	サンライズM	鮫島1256-1	3	屋外	階段踊り場廊下	91	271
35	磐田	特別養護老人ホーム第二遠州の園	鮫島1804-1	1	屋外	屋上	2,152	2,000
36	磐田	ビレッジハウス上丁	小島616-1	4	屋外	階段踊り場廊下	525	1,573
37	磐田	ビレッジハウス天白	小島1087-1	5	屋外	階段踊り場	230	688
38	磐田	長野小学校	小島736	3	屋内	教室・廊下	2,565	7,695
39	磐田	南部中学校	野箱32	4	屋内	教室・廊下	4,077	12,231
40	磐田	Marohto(マロート)	草崎793-2	3	屋外	階段踊り場廊下	62	184
41	磐田	静岡産業大学(体育館)	大原1572-1	2	屋内	2階フロア	9,090	27,268
42	磐田	すずかけヘルスケアホスピタル	大原2042-4	5	屋内	階段踊り場廊下	428	1,284
43	磐田	コーポアザミ	下大之郷22-3	4	屋外	階段踊り場廊下	32	94
44	磐田	浜部津波避難タワー	浜部332-1	7	屋外	屋上	100	300
45	福田	磐田市福田支所	福田400	4	屋内	2階以上フロア	3,182	9,546
46	福田	タンドレス	福田522-3	4	屋外	階段踊り場廊下	80	240
47	福田	アルンイワタ	福田1204-1	3	屋外	階段踊り場廊下	52	156
48	福田	マンションあすらん	福田1478-1	4	屋外	階段踊り場廊下	132	396
49	福田	ポートタウン	福田3138	4	屋外	階段踊り場廊下	47	140
50	福田	福田北津波避難タワー	福田3195	7	屋外	屋上	150	450
51	福田	グランストーク福田	福田3830-3	3	屋外	階段踊り場廊下	32	96
52	福田	中川排水ポンプ場	福田4774-5	2	屋外	屋上	161	482
53	福田	福田津波避難タワー	福田4898-1	7	屋外	屋上	150	450
54	福田	福田南交流センター	福田5489-2	2	屋外	2階階段・踊り場・屋上	491	1,471
55	福田	南部第一排水ポンプ場	福田5494-47	2	屋外	屋内機械室	198	594
56	福田	フロントヒルズⅡ	福田5495-109	4	屋外	階段踊り場廊下	93	279
57	福田	フロントヒルズⅢ	福田5495-111	4	屋外	階段踊り場廊下	105	315
58	福田	ヒロキ工業津波避難タワー	福田5498-5	7	屋外	屋上	60	100
59	福田	ドルチェカーロ	福田6085-15	3	屋外	階段踊り場廊下	76	228
60	福田	カウベルⅦ	福田中島708-1	5	屋外	階段踊り場廊下	107	321



NO	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
61	福田	ビリープU	福田中島709-1	3	屋外	階段踊り場廊下	84	250
62	福田	ラ・メール I	福田中島847-1	3	屋外	階段踊り場廊下	53	159
63	福田	ラ・メール II	福田中島874-1	3	屋外	階段踊り場廊下	43	129
64	福田	エバーグリーン	福田中島1199-3	4	屋外	階段踊り場廊下	100	298
65	福田	市営はまぼう団地	福田中島3396-4	4	屋外	階段踊り場	113	340
66	福田	マンションBAY VIEW	福田中島3407-7	3	屋外	階段踊り場廊下	67	201
67	福田	マンションSEA VIEW	福田中島3408-2	3	屋外	階段踊り場廊下	51	153
68	福田	ビレッジハウス福田	福田中島3589-1	4	屋外	階段踊り場	110	331
69	福田	福田中学校	福田中島3753-1	3	屋外	教室・廊下及び屋上	4,762	14,286
70	福田	福田小学校	下太380	3	屋内	教室・廊下	3,317	9,951
71	福田	(株)ケイ・アイ研究所	塩新田408-1	2	屋外	屋上	897	2,691
72	福田	アイシーケイ津波避難タワー	塩新田492-1	タワ	屋外	屋上	40	120
73	福田	川研ファインケミカル(株)研究棟	塩新田582-7	3	屋外	屋上	100	300
74	福田	(株)アイテック	南田伊兵衛新田35-1	2	屋外	屋上	222	120
75	福田	(株)理研グリーン	南田伊兵衛新田885-12	2	屋外	屋上	317	120
76	福田	長池配水場	大原3979-3	2	屋外	屋上	280	839
77	福田	福田屋内スポーツセンター	南島393-1	3	屋内	会議室・回り廊下	1,997	5,990
78	福田	遠州中央農業協同組合福田支店	南島529	2	屋外	屋上	220	220
79	福田	磐田ガバナステーション	東小島160-2	2	屋外	屋上	230	400
80	福田	豊浜小学校	豊浜9	3	屋外	教室・廊下及び屋上	3,093	9,277
81	福田	豊浜配水場	豊浜533	2	屋外	屋上	330	990
82	福田	マルイ水産津波避難タワー	豊浜1075	タワ	屋外	屋上	100	300
83	福田	豊浜交流センター	豊浜2921-1	1	屋外	屋上	230	690
84	福田	太田川東バルブステーション	豊浜3614-1	2	屋外	屋上	50	150
85	福田	渚の交流館津波避難タワー	豊浜4127-43	タワ	屋外	屋上	100	300
86	福田	丸源旅館(屋上・廊下)	豊浜4581	5	屋内	屋上・廊下	164	492
87	竜洋	掛塚津波避難タワー	掛塚777	タワ	屋外	屋上	150	450
88	竜洋	グループホーム竜洋の家	掛塚1778-2	3	屋外	廊下・屋上	103	309
89	竜洋	メゾンクリスタル	掛塚3002-3	3	屋外	階段踊り場廊下	61	183
90	竜洋	第二白寿園	掛塚3160-1	3	屋外	廊下・屋上	1,159	3,477

NO	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
91	竜洋	特別養護老人ホーム白寿園	掛塚3172	3	屋外	廊下・屋上	3,876	11,628
92	竜洋	介護老人保健施設五洋の里	掛塚3190-1	3	屋外	廊下・屋上	2,008	6,024
93	竜洋	(株)三光	掛塚3413-2	デッキ	屋外	屋上	80	235
94	竜洋	フェニックス竜洋(階段踊り場)	川袋1440-3	4	屋外	階段・踊り場	84	252
95	竜洋	竜洋西小学校	川袋1900	3	屋内	教室・廊下	2,800	8,400
96	竜洋	市営竜洋豊岡団地	豊岡2604-2	3	屋内	階段踊り場廊下	567	1,701
97	竜洋	竜洋中学校	豊岡4473-8	3	屋内	教室・廊下	4,216	12,647
98	竜洋	メゾンドアムール	豊岡5115-1	4	屋外	階段踊り場廊下	119	357
99	竜洋	メゾンオンディーヌ	豊岡5539	3	屋外	階段・踊り場	26	79
100	竜洋	メゾングランヒル	豊岡5961-2	3	屋外	階段踊り場廊下	62	186
101	竜洋	ビレッジハウス竜洋	豊岡6567-3	5	屋外	階段・踊り場	212	634
102	竜洋	竜洋なぎの木会館	豊岡6605-3	3	屋内	ベランダ等	2,183	6,549
103	竜洋	アルペール	豊岡6874-1	3	屋外	階段・踊り場	28	84
104	竜洋	メゾンドK	駒場38-1	3	屋外	階段踊り場廊下	54	162
105	竜洋	駒場北津波避難タワー	駒場325-1	タワー	屋外	屋上	100	300
106	竜洋	駒場南津波避難タワー	駒場1644-14	タワー	屋外	屋上	150	450
107	竜洋	天竜農場津波避難タワー	駒場6866-4	タワー	屋外	屋上	178	520
108	竜洋	竜洋富士	駒場6866-5	築山	屋外		3,000	9,000
109	竜洋	磐田市竜洋支所	岡729-1	3	屋内	2階以上フロア	1,663	4,988
110	竜洋	竜洋東小学校	中平松23	3	屋外	教室・廊下及び屋上	2,462	7,384
111	竜洋	エーハウス(A HOUSE)	飛平松24-2	3	屋外	階段踊り場廊下	43	129
112	竜洋	アクト津波避難タワー	飛平松237-1	タワー	屋外	屋上	56	160
113	竜洋	(株)河合楽器製作所厚生会館	飛平松252	2	屋外	屋上	605	500
114	竜洋	東亜化成(株)	東平松401-1	タワー	屋外	屋上	50	150
115	竜洋	(株)アコー磐田工場	東平松500-1	デッキ	屋外	屋上	72	210
116	竜洋	(株)TF-METAL磐田第一工場	海老島1461	2	屋外	屋上	150	300
117	竜洋	(有)新村鉄工所	海老島1546	2	屋外	屋上	19	15
118	竜洋	(株)アコー倉庫棟	大中瀬873-1	3	屋内	3階スペース・屋上	63	100
119	竜洋	小中瀬津波避難タワー	小中瀬55-2	タワー	屋外	屋上	100	300
120	竜洋	(株)河合楽器製作所西第2工場	南平松3-1	1	屋外	屋上	56	50

NO	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
121	竜洋	(株)河合楽器製作所西第1工場	南平松4	2	屋外	屋上	70	90
122	竜洋	(株)スズシゲ	南平松9-12	2	屋外	屋上	634	634
123	竜洋	西遠ゴム工業(株)竜南工場	南平松10-3	2	屋外	屋上	60	60
124	竜洋	(株)TF-METAL 竜洋事業所	南平松11-1	2	屋外	屋上	50	150
125	竜洋	(株)古山鋼材	南平松11-3	2	屋外	屋上	36	16
126	竜洋	竜洋北小学校	堀之内356	3	屋内	教室・廊下	1,610	4,830

## 第6章 情報伝達

### 1 避難行動の認識の徹底

避難指示等が発令された場合、市民等が短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立退き避難をする場合にどこに行けばよいか、避難に際してどのような情報に着目すればよいかをあらかじめ認識しておく必要がある。

市ではこうした状況を平常時から市民等に対して啓発し、市民等は積極的に自ら情報を入手するように努め、適切な避難行動につなげることが重要である。

### 2 情報伝達の手段

伝達手段には、防災行政無線など情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプ（PUSH型）と、テレビ放送など能動的な操作により必要な情報を取りに行くタイプ（PULL型）の2種類があり、様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本である。

伝達手段別の注意事項は、次のとおりである。

#### ①防災行政無線（同報無線）による放送

防災行政無線は、市が地域の市民等に直接、防災情報、土砂災害情報、河川水位情報等を伝えることができる手段である。しかし、屋外スピーカーから情報を放送する場合は、大雨で音がかき消されたりするように、気象条件、設置場所、建物構造等によっては、情報伝達が難しく、テレビ、ラジオ、メール等よりも伝達できる情報量は限られる。

#### ②いわたホットメールによる配信

携帯電話やスマートフォン、パソコンなどのメール機能を利用し、気象警報、避難所開設や避難指示等の防災情報を配信する。また、防災行政無線の放送内容もメール配信され、聞き逃しや聞き漏らしを減らす効果がある。

#### ③磐田市ホームページ

トップページ上の「防災リンク集」から、磐田市河川情報、雨量情報、静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」、国土交通省「川の防災情報」、気象庁ホームページなどを閲覧できる。

災害時の「同報無線放送内容」等の最新情報は、トップページに表示された「災害・防災に関する最新情報はこちらをご覧ください」から確認できる。

#### ④緊急速報メール

緊急速報メールは、市町村からの避難指示等の情報を、屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者全員に一斉配信（一斉メール）することができる手段で、市民等以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達することができる。但し、機種が古い等の理由により一部の携帯電話は利用できない場合がある。

#### ⑤静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」

静岡県のスマートフォン向け総合防災アプリ「静岡県防災」は、気象や避難情報などの災害

に関する緊急情報のプッシュ通知や現在位置のハザードマップにおける危険度を確認できる。

#### ⑥テレビ放送

避難指示等の速報性の高い情報がテロップ（文字情報）により迅速に発信され、繰り返し呼びかけられるなど、避難行動に結びつきやすい伝達手段である。データ放送の活用も考えられる。

#### ⑦ラジオ放送

携帯性に優れ、停電時でも受信できるという長所があるが、一般的に、テレビに比べラジオの聴取率は少なく、放送範囲も限られることから、ラジオのみによって地域全体に情報伝達を行うのは難しい。なお、市は、FMハローやK-MIXなどと情報提供に関する協定を締結している。

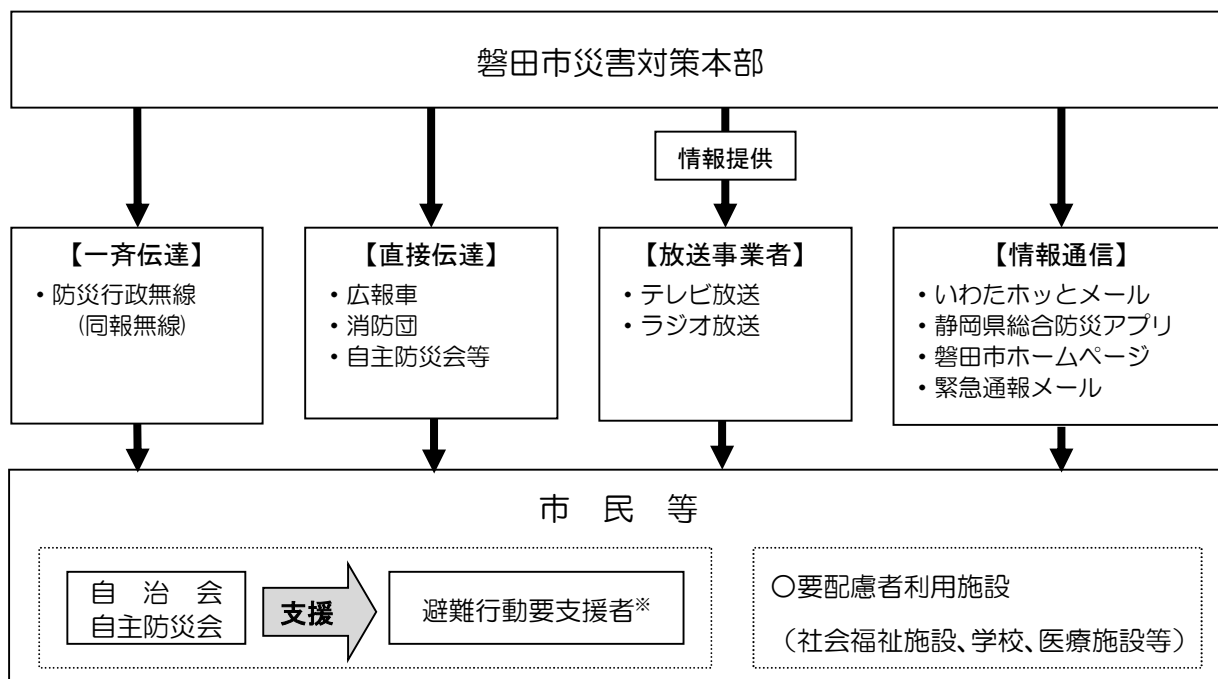
#### ⑧広報車、消防団による広報

車両を使用した広報は、避難指示等と呼びかける地域を実際に巡回して直接伝達するため、現地状況に応じた顔が見える関係での避難の呼びかけができるが、その周辺一帯が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できないことがある。

#### ⑨自主防災組織、近隣市民等による直接的な声掛け

自治会、自主防災会、近隣住民等による直接的な声掛けは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点があり、要配慮者の避難支援につなげることができる。しかし、前記⑦の広報車等による広報と同様に、自分自身の安全を考慮した移動必要時間の確保が不可欠である。

### ○避難指示等情報伝達のイメージ図



※ 「避難行動要支援者」とは、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

### 3 避難情報等の広報文例

防災行政無線を使用した場合の避難指示等の広報文例について、表6-3-1に示す。  
 なお、文例は緊急速報メールや広報車による広報文案として活用する。

#### \* 広報時の留意事項

- ①避難場所については、具体的に伝達する。
- ②避難に支障となることがある場合（道路冠水、がけ崩れ等）は、その状況も併せて伝達する。

表6-3-1 防災行政無線を使用した避難指示等の広報文例

災害種別	情報の種類	広報文例
台 風	注 意 喚 起	<p>(件名) 台風〇〇号の今後の動きにご注意ください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、広報いわたです。</li> <li>■台風〇号の接近に伴い、〇日の〇〇から〇〇にかけて広い範囲で雨や風が強まるおそれがあります。</li> <li>■台風が接近する前に、備蓄品の準備や、飛ばされやすい物の片付けなど事前の備えをしてください。</li> <li>■また、今後の台風情報に注意し、最新の気象情報を確認してください。</li> </ul>
	高齢者等避難	<p>(件名) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■こちらは、広報いわたです。</li> <li>■台風〇号の接近に伴い、〇時〇分に、市内全域に【警戒レベル3】高齢者等避難を発令し、11か所の避難場所を開設しました。</li> </ul> <p>避難場所は、見付交流センター、ワークピア磐田、向陽中学校、神明中学校、南部中学校、福田中央交流センター、福田中学校、豊浜小学校、竜洋中学校、豊田南中学校、豊岡中学校です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は避難を開始してください。</li> <li>■その他の方についても、今後の気象情報に注意し、危険を感じたら早めに避難してください。</li> </ul>

災害種別	情報の種類	広報文例
水 害	高齢者等避難	<p>(件名) 警戒レベル3 高齢者等避難の発令 (〇〇川)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送、緊急放送</li> <li>■ 磐田市危機管理課からお知らせします。</li> <li>■ 〇〇川が増水し、氾濫のおそれがあるため、〇時〇分に警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。</li> <li>■ 避難対象地区は、〇〇地区です。</li> <li>■ 開設している避難場所は、〇〇です。</li> <li>■ 洪水浸水想定区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、市の指定避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</li> <li>■ それ以外の方も、避難の準備を整えたとともに、危険を感じたら、自主的に避難してください。</li> </ul>
	避難指示	<p>(件名) 警戒レベル4 避難指示の発令 (〇〇川)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送、緊急放送</li> <li>■ 磐田市危機管理課からお知らせします。</li> <li>■ 〇〇川が増水し、氾濫のおそれが高まったため、〇時〇分に警戒レベル4 避難指示を発令しました。</li> <li>■ 避難対象地区は、〇〇地区です。</li> <li>■ 開設している避難場所は、〇〇です。</li> <li>■ 洪水浸水想定区域にいる方は市の指定避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐに避難してください。</li> <li>■ 市の指定避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</li> </ul>
	緊急安全確保 (切迫)	<p>(件名) 警戒レベル5 緊急安全確保の発令 (〇〇川)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送、緊急放送。</li> <li>■ 磐田市危機管理課からお知らせします。</li> <li>■ 〇〇川が増水し、既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあるため、〇時〇分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。</li> <li>■ 避難対象地区は〇〇地区です。</li> <li>■ 開設している避難場所は、〇〇です。</li> <li>■ 市の指定避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っています。直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul>
	緊急安全確保 (河川が氾濫)	<p>(件名) 警戒レベル5 緊急安全確保の発令 (〇〇川)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送、緊急放送。</li> <li>■ 磐田市危機管理課からお知らせします。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"><li>■〇〇川が堤防を越えて氾濫が発生したため、〇時〇分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。</li><li>■避難対象地区は〇〇地区です。</li><li>■命の危険が迫っています。大至急近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。直ちに身の安全を確保してください。</li></ul>
--	--	--



災害種別	情報の種類	広報文例
土砂災害	高齢者等避難	<p>(件名) 警戒レベル3 高齢者等避難の発令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送、緊急放送。</li> <li>■ 磐田市危機管理課からお知らせします。</li> <li>■ 土砂災害の発生するおそれがあるため、〇時〇分に警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。</li> <li>■ 避難対象自治会は、〇〇自治会です。</li> <li>■ 開設している避難場所は〇〇です。</li> <li>■ 土砂災害警戒区域内にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、市の指定避難場所や公会堂、安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</li> <li>■ それ以外の方も、避難の準備を整えるとともに、危険を感じたら、自主的に避難してください。</li> <li>■ 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。</li> </ul> <p>※公会堂が土砂災害警戒区域内にある自治会は、あらかじめ指定した避難場所を付け加えて広報する。(以下、土砂災害において同じ。)</p>
	避難指示	<p>(件名) 警戒レベル4 避難指示の発令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送、緊急放送。</li> <li>■ 磐田市危機管理課からお知らせします。</li> <li>■ 土砂災害の危険性が高まっているため、〇時〇分に警戒レベル4 避難指示を発令しました。</li> <li>■ 避難対象自治会は、〇〇自治会です。</li> <li>■ 開設している避難場所は〇〇です。</li> <li>■ 土砂災害警戒区域内にいる方は、市の指定避難場所や公会堂、安全な親戚・知人宅に等に今すぐ避難して下さい。</li> <li>■ 避難場所等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。</li> </ul>
	緊急安全確保 (切迫)	<p>(件名) 警戒レベル5 緊急安全確保の発令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送、緊急放送</li> <li>■ 磐田市危機管理課からお知らせします。</li> <li>■ 土砂災害の危険性が非常に高まっているため、〇時〇分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。</li> <li>■ 避難対象自治会は〇〇自治会です。</li> <li>■ 土砂災害警戒区域内にいる方で、避難場所等への避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っています。直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul>

	<p>緊急安全確保 土砂災害発生</p>	<p>(件名) 警戒レベル5 緊急安全確保の発令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送。緊急放送。</li> <li>■ 磐田市危機管理課からお知らせします。</li> <li>■ ○○地区で土砂災害が発生したため、○時○分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。</li> <li>■ 避難対象自治会は○○自治会です。</li> <li>■ 命の危険が迫っています。土砂災害警戒区域内にいる方で、避難場所等への避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul>
--	--------------------------	---

災害種別	情報の種類	広報文例
津波災害	津波注意報	<p>* Jアラートによる放送後 [津波注意報サイレン吹鳴]</p> <p>■緊急放送、緊急放送</p> <p>■こちらは、広報いわたです。</p> <p>■津波注意報が発表されたため、至急避難してください。</p> <p>■海岸や河川から離れ、高いところに避難してください。</p>
	津波警報	<p>* Jアラートによる放送後 [津波警報（大津波警報）サイレン吹鳴]</p> <p>■緊急放送、緊急放送</p> <p>■こちらは、広報いわたです。</p> <p>■津波警報（大津波警報）が発表されたため、大至急避難してください。</p> <p>■直ちに、海岸や河川から離れ、高いところに避難してください。</p>
	大津波警報	<p>* Jアラートによる放送後 [津波警報（大津波警報）サイレン吹鳴] (切迫性がある場合)</p> <p>■津波（大津波）です。津波（大津波）です。</p> <p>■直ちに、高いところに避難しなさい。直ちに、高いところに避難しなさい。</p> <p>■津波（大津波）です。津波（大津波）です。</p> <p>■逃げろ。逃げろ。</p>
水害 土砂災害 津波災害	解除	<p>(件名) 避難情報の解除</p> <p>■こちらは、広報いわたです。磐田市危機管理課からお知らせします。</p> <p>■〇〇川の水位が下降したため(土砂災害の危険性がなくなったため/津波災害の危険性がなくなったため)、〇〇地区に発令していた水害(土砂災害/津波災害)に関する〇〇(情報の種類)を解除します。</p> <p>*複数の避難情報が発令されている地区で、別の避難情報が継続している場合は、当該情報について注意喚起するよう付け加えて広報する。</p> <p>(例示) なお、土砂災害に関する〇〇(避難の種類)は引き続き発令されていますので、十分に警戒してください。</p>

# 磐田市要配慮者 避難支援計画

令和3年10月  
静岡県磐田市

## 目 次

### 第1章 基本的な考え方

- 1 計画の趣旨
- 2 位置づけ
- 3 計画の構成
- 4 見直しの大枠

### 第2章 避難支援体制の整備方針

- 1 対象者の考え方
- 2 対象とする災害、地域
- 3 推進体制
- 4 役割分担

### 第3章 要配慮者の把握と個別計画の作成

- 1 要配慮者と避難行動要支援の把握
- 2 個別計画の作成
- 3 個別計画等の情報共有、管理

### 第4章 避難誘導・安否確認の体制整備

- 1 避難支援の実施体制
- 2 情報伝達体制
- 3 要配慮者の避難支援方法等の普及
- 4 避難支援訓練の実施
- 5 安否確認情報の収集体制
- 6 突発型災害（大規模地震）への要配慮者対応について

### 第5章 避難所における支援体制

- 1 要配慮者の避難について
- 2 指定避難所における支援体制
- 3 福祉避難所の設置と支援体制
- 4 福祉避難所の指定と拡大について

# 第1章 基本的な考え方

---

## 1 計画の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、現代に生きる私たちが体験したことのない未曾有のできごとであり、改めて自然災害の恐ろしさを認識させられ、また、教訓も残しました。

自然災害の発生を防ぐことはできませんが、被害をできるだけ限りなく少なくすることは可能です。そのためには、市がその責務を果たすことはもとより、市民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の責務を果たすことが求められています。

磐田市は、平成23年12月16日に「災害に強い地域づくり条例」を施行し、災害から「自らの命は自ら守る。」「自らの地域は自ら守る。」という基本にたち、安心して生活できる地域づくりを推進するため、家庭、地域、行政等の相互の協力連携による防災対策を進めることを改めて示しました。

本条例に示している要配慮者への配慮は、東日本大震災でも、また平成7年の阪神淡路大震災でも、要配慮者といわれる高齢者や障害者、子ども、外国人等に被害が集中したこと、避難生活における災害関連死の防止は、未だ大きな課題として残されていることから、より具体的で早急な対応が求められています。

平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿作成の市への義務付けや本人の同意を得たうえであらかじめ避難支援等関係者に情報提供することなどが定められ、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう本市地域防災計画に定めているところです。

磐田市要配慮者避難支援計画（以下「避難支援計画」という。）では、地震や風水害などの災害時に備え、要配慮者が円滑かつ迅速に、かつ安心して避難・避難生活を送ることができるための支援体制を構築していくために、より実効性のある計画を目指して、平成21年12月に策定した本計画を、改めて見直しを行うものです。

## 2 位置づけ

避難支援計画は、本市地域防災計画の下位計画として位置づけ、地域防災計画に定めた要配慮者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化するものであると同時に、**家庭及び地域で進める要配慮者対策についての自助、共助、公助の役割分担の指針を示します。**

## 3 計画の構成

避難支援計画は、要配慮者の避難支援に関する「全体的な考え方」と「要配慮者一人ひとりに対する避難支援計画」（以下「個別計画」という。）で構成します。

## 4 用語解説

本計画における用語の定義を解説します。

### (1) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいいます。

具体的には、日常生活で支援が必要な人、行動や情報の入手等に制約を受けている人、自力で迅速に避難することが困難な人等をいいます。

### (2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

具体的には、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ家族等による必要な支援が受けられない者をいいます。

### (3) 避難支援等関係者

消防機関、都道府県警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいいます。

### (4) 個別計画

要配慮者一人ひとりの避難支援方法を本人と避難支援等関係者が打合せを行い、実効性のある避難支援等がなされるために必要な情報が共有できるように、発災時に避難支援を行う者などを所定の様式に記載した計画をいいます。

### (5) 避難支援者

避難行動要支援者の近所に住み、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難する等の支援に心掛ける者をいいます。避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難行動要支援者を助けられない場合でも責任を負うものではありません。

### (6) 福祉避難所

バリアフリー対策等が施され、家族等と一緒に避難した避難者が在宅で提供されていた福祉サービス等が受けられるよう、一定の基準に適合する施設を市が福祉避難所として指定するものをいいます。福祉避難所への避難者は、福祉施設等に入所するに至らない心身等の程度で、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者となります。

## 第2章 避難支援体制の整備方針

### 1 対象者の考え方

要配慮者の避難支援体制の整備は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」）について、重点的・優先的に進めます。

### 2 対象とする災害、地域

避難支援計画は、風水害、地震等全ての災害を対象とし、対象地域は本市全域とします。

### 3 推進体制

平常時、災害時とも、市関係部署と地域関係組織、その他関係機関の連携と参加により、周知啓発、避難訓練、発災時の避難誘導、安否確認、避難所生活を進める体制を確保します。

#### (1) 市の体制

市は、福祉課による要配慮者支援班及び高齢者支援課による福祉避難所運営班を設置し、平常時には、要配慮者情報の共有と避難支援計画の推進、要配慮者参加型防災訓練の実施支援、広報等を行い、災害時には、避難準備・高齢者等避難開始等の伝達、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、各避難所との連携・情報共有、福祉避難所の開設及び支援を行う。

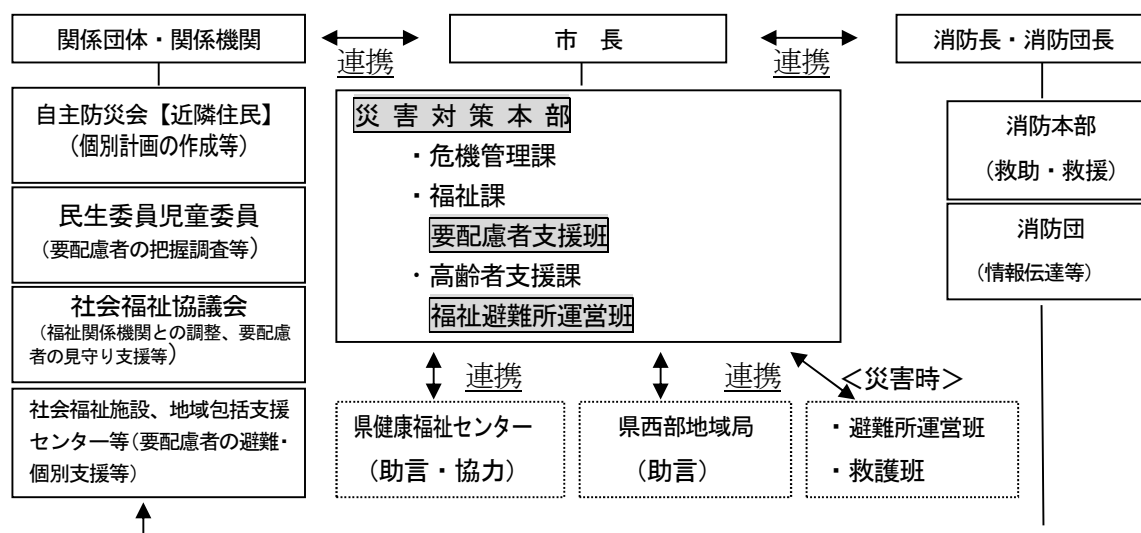
#### (2) 地域の体制

地域では、自主防災会、民生委員児童委員、消防団等との連携を進め、役割分担・情報の共有化を図り、要配慮者の近隣住民を含め避難支援体制を構築する。

#### (3) 関係機関との連携体制

社会福祉施設、市社会福祉協議会、県災害関係部署等は、市福祉担当部局、災害時においては、市災害対策本部と連携し、個別支援計画の作成、避難施設の確保、ボランティア等の人材確保等について、協力、助言を行う。

### 要配慮者支援の推進体制





## 4 役割分担

避難支援計画は、自助、共助、公助の役割として、市はもとより、自主防災会(自治会)、民生委員児童委員、その他関係機関の役割を以下のとおり示します。

### (1) 市

#### ① 福祉課

〈平常時〉

- ア 要配慮者支援班として、関係機関との調整を行う。
- イ 要配慮者リストを作成し、民生委員児童委員に情報提供して避難行動要支援者名簿に掲載すべき者の情報を収集する。
- ウ 避難行動要支援者名簿を作成し、名簿掲載者に対して、自主防災会等にあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するための同意調査を行う。
- エ 避難行動要支援者の内、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するための同意を得られた避難行動要支援者名簿を自主防災会等の避難支援関係者へ提供する。
- オ 自主防災会等へ個別計画の作成・更新及び市、関係機関との情報共有について働きかけを行う。
- カ 本計画の市民への周知啓発を行う。
- キ 要配慮者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施支援を行う。

〈災害時〉

- ア 要配慮者リストを自主防災会へ提供する等して、要配慮者の避難・安否確認の状況把握を行う。
- イ 各避難所、関係機関と連携した要配慮者支援を進める。

#### ② 高齢者支援課

〈平常時〉

- ア 要配慮者のための福祉避難所等避難施設及び運営体制の確保を行う。
- イ 福祉避難所等への必要物資の仕分、備品の確保、環境整備を行う。

〈災害時〉

- ア 福祉避難所の開設、指定避難所との連携を行う。
- イ 各避難所、関係機関と連携した要配慮者支援を進める。

#### ③ 危機管理課

〈平常時〉

- ア 避難準備・高齢者等避難開始等の情報伝達体制の整備を進める。
- イ 要配慮者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施支援を行う。

〈災害時〉

- ア 避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達
- イ 福祉避難所等への運営支援

### (2) 地域

#### ① 自主防災会

〈平常時〉

- ア 地区内の要配慮者の把握と支援、個別計画づくりについて、民生委員児童委員やその他関係者と協議し、実施方法を検討する。
- イ 民生委員児童委員、福祉委員、要配慮者の近隣住民等と連携し個別計画を作成する。
- ウ 要配慮者も参加する避難支援訓練を実施する。

〈災害時〉

- ア 避難準備・高齢者等避難開始等の発令時には、個別計画に基づき、避難行動要支援者及び避難支援者へ情報伝達する。
- イ 市から提供される避難行動要支援者名簿等に基づき、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導を行う。
- ウ 指定避難所の運営を行う際には、災害時要配慮者班等を設置し、要配慮者に配慮した避難所運営を行う。

② 民生委員児童委員

〈平常時〉

- ア 市から提供された要配慮者リストと民生委員児童委員が持つ情報のマッチングを行い、市が行う避難行動要支援者名簿の作成に協力する。
- イ 市が行うあらかじめ避難行動要支援者名簿を自主防災会等に提供するための同意調査に協力する。
- ウ 自主防災会が行う個別計画の作成に協力する。

〈災害時〉

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者へ避難準備・高齢者等避難開始等の情報伝達の協力をする。
- イ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導への協力を行う。
- ウ 避難所運営に際しては、要配慮者の支援に協力する。

③ 福祉委員

〈平常時〉

- ア 要配慮者の見守り活動を民生委員児童委員と協力して行う。
- イ 個別計画作成のための自主防災会への協力を行う。

〈災害時〉

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者へ避難準備・高齢者等避難開始等の情報伝達の協力をする。
- イ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導への協力を行う。
- ウ 避難所運営に際しては、要配慮者の支援に協力する。

④ 地区社会福祉協議会

〈平常時〉

- ア 要配慮者避難支援体制づくりを地域で進める主体となることができる。
- イ アを地域で進める際には、自主防災会と民生委員児童委員の連携調整を行う。

⑤ 消防団

〈平常時〉

- ア 要配慮者の見守り体制づくりへの協力をする。

〈災害時〉

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者へ避難準備・高齢者等避難開始等の情報を伝達する。
- イ 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導へ協力する。

(3) 関係機関

① 社会福祉施設（入所施設・通所施設）

〈平常時〉

- ア 避難行動要支援者の個別計画作成のための協力をする。
- イ 福祉避難所等として市と協定を結び、受入支援・人材派遣等に協力する。

〈災害時〉

- ア 避難行動要支援者の安否確認、避難支援（移動手段）への協力をする。
- イ 福祉避難所等としての要配慮者の受入協力をする。

② 地域包括支援センター、ケアマネジャー、その他福祉サービス事業者

〈平常時〉

- ア 要配慮者の見守り体制づくりへの参加をする。
- イ 避難行動要支援者把握に際しての民生委員児童委員等への協力をする。

〈災害時〉

- ア 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導への協力をする。
- イ 指定避難所、福祉避難所等での要配慮者の相談・支援を行う。
- ウ 要配慮者支援を進める災害対策本部等関係機関への協力をする。

③ 社会福祉協議会

〈平常時〉

- ア 地域福祉の推進(要配慮者の見守り体制づくり)をする。
- イ 災害ボランティア支援本部の設置に向けた市との連携、資機材の確保をする。
- ウ 災害ボランティア支援本部立上げに必要な人材確保、育成、協働体制づくりをする。
- エ 要配慮者支援のためのボランティア確保をする。

〈災害時〉

- ア 災害ボランティア支援本部の設置、運営を行う。
- イ 要配慮者の福祉ニーズ把握、相談、避難所における支援をする。
- ウ 災害援護資金貸付相談を受け付ける。

④ 静岡県西部健康福祉センター

〈平常時〉

- ア 個別計画作成への助言、情報提供をする。

〈災害時〉

- ア 避難後の要配慮者の支援に関する連絡調整をする。

⑤ 静岡県西部地域局

〈平常時〉

- ア 情報伝達体制の整備に関する助言をする。
- イ 個別計画作成に関する助言をする。
- ウ 避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練に関する助言をする。

〈災害時〉

- ア 静岡県災害対策本部西部方面本部各班の対策に関する調整をする。

⑥ 消防本部

〈平常時〉

- ア 要配慮者の避難支援体制整備への協力をする。

〈災害時〉

- ア 被災者の救助及び安否確認等への協力をする。

# 第3章 要配慮者の把握と個別計画の作成

## 1 要配慮者と避難行動要支援者の把握

### (1) 要配慮者リストの作成

市は、把握している高齢者や障害のある人等の要配慮者に関する各種情報に基づき、要配慮者リストを作成する。

#### ① 要配慮者リストの目的

要配慮者リストは、以下の目的に限定して使用する。

- ア 在宅の要配慮者の全体把握
- イ 避難行動要支援者把握・同意調査の促進
- ウ 災害時の避難支援及び安否確認

#### ② 要配慮者リストの対象者

被災リスクの高い要配慮者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、以下の表に規定する在宅の要配慮者を対象とする。

要配慮者リスト作成にあたり、対象者アは、磐田市個人情報保護条例第10条第1項6号に規定する「その他公益上必要があると実施機関が磐田市個人情報保護審査会の意見を聴いて認めたととき」に基づき情報を取りまとめ、対象者イ・ウ・エ・オ・カについては、本人の同意が得られた方の情報を取りまとめる。

	対 象 者	担当課
ア	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要支援1以上の判定を受けている者及び一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の高齢者	高齢者支援課
イ	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者	福祉課
ウ	「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうち静岡県療育手帳交付規則に基づく事務処理要領で規定するA1・A2・A3の判定を受けている者	福祉課
エ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者	福祉課
オ	特定疾患医療受給者(難病指定患者)	福祉課
カ	自ら要配慮者リストへの登録を希望した者等、前各号に準じる状態にあると認められる者	福祉課

### ③ 情報収集方法

市福祉課において把握している台帳等に搭載されている情報を要配慮者リスト作成のために内部利用する。

### ④ 収集する内容

要配慮者リストには、以下の情報を記載するものとし、様式は様式1のとおりとする。

ア. 氏名      イ. 性別      ウ. 年齢（生年月日）      エ. 住所

オ. 自治会名      カ. 要配慮者リスト掲載の事由

キ. 避難行動要支援者名簿への掲載の有無（自主防災会への提供状況含む）

## (2) 要配慮者リストの提供、管理

### ① 要配慮者リストの提供先

市は、要配慮者リストを民生委員児童委員に提供する。

### ② 要配慮者リストの適正管理

要配慮者リストの原本は市が保管し、避難支援体制を整備するために必要な期間を定め、要配慮者リストの副本を民生委員児童委員に提供するものとする。また、民生委員児童委員の情報保護対策の確保が不可欠であるため、守秘義務を厳守する旨を要配慮者リストに掲載する等して、情報の適正管理を徹底する。

### ③ 要配慮者リストの更新

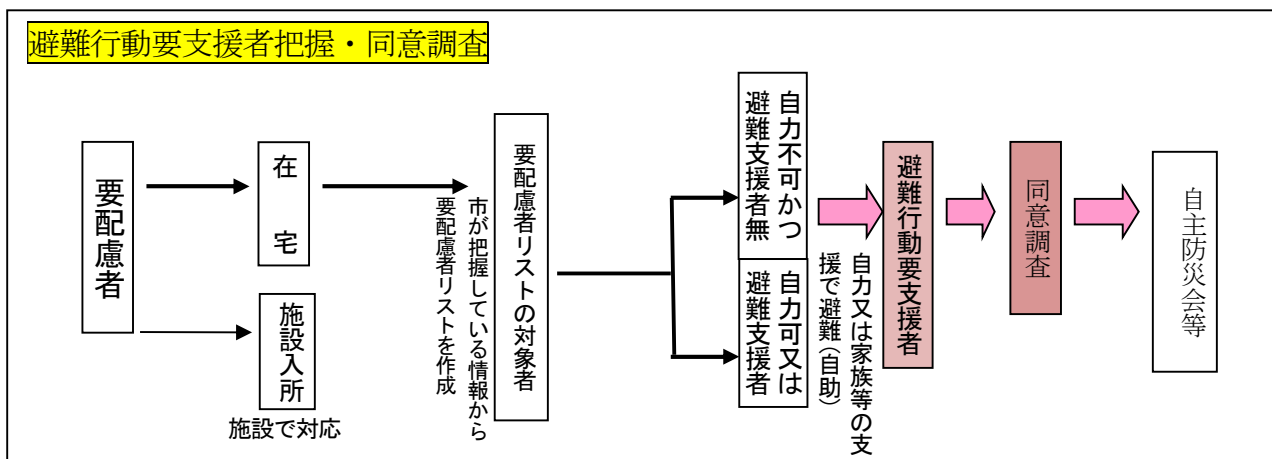
市は、必要に応じ要配慮者リストの更新を行い、民生委員児童委員に提供する。

## (3) 避難行動要支援者の把握、同意調査

市は、避難行動要支援者を把握するための情報を、地域の実情をより把握している民生委員児童委員から収集する。

民生委員児童委員は、要配慮者リスト掲載者と民生委員児童委員が把握している福祉票等の情報から、避難行動要支援者を特定し市に提出する。

市は、民生委員児童委員からの情報を基に避難行動要支援者名簿に掲載する者を決定し、自主防災会等の避難支援等関係者にあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するための同意調査を行う。



## (4) 同意調査の調査様式

同意調査書の調査様式は様式2のとおりとする。

なお、市は、同意調査の際に、避難行動要支援者名簿に掲載する者が特別な配慮を要することであることを留意して、民生委員児童委員に同意調査にかかる協力を依頼する。

(5) 手上げ方式を実施した場合の避難行動要支援者の把握

すでに個別計画づくりを進めている地域の中には、手上げ方式(※注)により、避難行動要支援者を把握しているところもある。

○ 手上げ方式の実施主体

手上げ方式は、自主防災会や地区社会福祉協議会等が主体となって実施する。

○ 手上げ方式を採用した場合の同意の扱いと情報共有について

市は、地域で把握する避難行動要支援者とは別に、(3)の手順により避難行動要支援者名簿の作成と同意調査を行うものとする。この際、地域の個別計画づくりと重複することになるが、市の作成する避難行動要支援者名簿は、地域で把握している避難行動要支援者の情報を補完する目的で活用するものとする。

※注 手上げ方式とは、要配慮者(旧要援護者)登録制度の創設について地域で広報・周知した後、自ら個別計画の作成を希望し、情報を市や自主防災会等が共有することにもあらかじめ同意した災害時要配慮者の情報を収集する方式

(6) 避難行動要支援者名簿からの抹消

自主防災会又は民生委員児童委員は、市が作成した避難行動要支援者名簿に避難行動要支援者に該当しない者が掲載されている場合は、避難行動要支援者本人またはその家族が記入した抹消届出書(様式5)を市へ提出することで名簿から抹消することができる。

なお、避難行動要支援者本人または家族の居住実体がないなどの理由により、抹消届出書(様式5)が提出できない場合は、市へ相談するものとする。

## 2 個別計画の作成

(1) 個別計画の作成

① 作成の依頼

市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するための同意がある避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿(様式3)を自主防災会に提供し、個別計画の作成を依頼する。

市は、避難行動要支援者名簿を提供する際に、施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行い必要以上に複製しない旨を提供する避難行動要支援者名簿に掲載する等して守秘義務を厳守させるものとする。

② 作成

自主防災会は、個別計画を本人と民生委員児童委員、福祉委員、近隣住民等の協力を得て、必要部数作成する。その際、必要に応じて、地域包括支援センターやケアマネジャー等の専門的な助言・支援を要請するものとする。

避難行動要支援者に関わる地域包括支援センターやケアマネジャーは、自主防災会、民生委員児童委員に協力し、個別計画の作成を支援する。

個別計画の記載内容は以下のとおりとし、「避難支援個別計画」(様式4)を参考に作成するものとする。

ア 自治会名等

自治会名、組、要配慮者区分(避難支援等を必要とする事由)について記載する。

イ 避難行動要支援者氏名等

避難行動要支援者本人の氏名、性別、住所、生年月日を記載する。

ウ 支援者

近隣住民等の協力を得て、支援者個人等を記載する。

個人名での記載が困難な場合には、隣組等の組織名での記載も可とする。

#### エ 緊急連絡先

要配慮者が緊急時に連絡してもらいたい連絡先を記載する。

#### オ 避難時に配慮しなくてはならない事項

移動方法、情報伝達方法や避難経路等の要配慮者の特性に合わせて必要な事項を記載する。

### 3 個別計画等の情報共有、管理

#### (1) 個別計画の共有の範囲

個別計画の原本は、自主防災会が保管し、副本は、市、避難行動要支援者、避難支援者、民生委員児童委員等が共有する。

また、災害時には、市が必要と認めた場合は、警察、消防、障害者関係機関、地域包括支援センター、市社会福祉協議会等の機関に写しを提供する。

#### (2) 個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別計画を使用してはならない。

また、個別計画の保管・共有に当たり、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう、電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

#### (3) 個別計画の更新及び確認

自主防災会は、作成時と同様に避難行動要支援者と支援者、民生委員児童委員、福祉委員等と協力し、個別計画を定期的に更新するものとする。

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容を確認し、災害に応じた避難方法を事前に確認するものとする。

内容に変更がある場合は、情報共有者に連絡し、個別計画を最新の情報に更新するものとする。

#### (4) 避難行動要支援者の情報の共有

市は、災害が発生した場合には、同意の無い避難行動要支援者の情報を、避難支援等の実施に必要な限度で自主防災会等に提供する。

#### ※ 個別計画による情報共有の必要性について

1. 自主防災会や民生委員児童委員、支援者が共有することで、安否確認や緊急連絡時に役立てることができる。
2. 地域でできない安否確認に際して、消防や警察、障害者支援団体、地域包括支援センター、ケアマネジャー等さまざまな関係機関に情報提供することが可能となる。
3. 指定避難所での本人確認の基本台帳となり、要配慮者支援班が管理する支援者台帳となる。
4. あらかじめ個別計画を共有することで、避難行動要支援者の全体数を推計することができる。福祉避難所整備、量的な確保を進めることができる。
5. 突発的な災害だけでなく、風水害や避難準備・高齢者等避難開始体制時には、要配慮者の安否確認や避難誘導に、災害時要配慮支援班等を派遣することができる。
6. 個別計画の作成を市がイニシアチブをとり進めることで、全市的な取り組みができる。

# 第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

---

## 1 避難支援の実施体制

### (1) 市における避難支援体制

市は、防災情報の伝達体制の整備に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始等の発令等避難が必要な段階において、要配慮者が避難支援を受けられない場合、避難支援者が支援を行えない場合等に備え、要配慮者支援班の中に、避難支援相談窓口を設置し、要請等に対応するものとする。

### (2) 地域における避難支援体制

避難支援者は、災害発生時に個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは自主防災会へ連絡するものとする。また、自主防災会においても支援が実施できないときは、市災害対策本部要配慮者支援班へ連絡するものとする。

### (3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報に基づき、事前に避難行動要支援者の受入れや避難支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

### (4) ボランティア等との連携

市及び自主防災会は、避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のあるボランティア等との連携に配慮する。

## 2 情報伝達体制

### (1) 要配慮者への情報伝達

情報の伝達は、防災行政無線、広報車など様々な手段を総合的に活用して実施する。

＜情報伝達手段＞

- ア 防災行政無線（同報無線）による放送
- イ いわたホットラインによる配信
- ウ 磐田市ホームページ
- エ 緊急速報メール
- オ テレビ放送
- カ ラジオ放送
- キ 広報車、消防団による広報
- ク 自主防災組織、近隣市民等による直接的な声掛け

### (2) 避難支援者への情報伝達

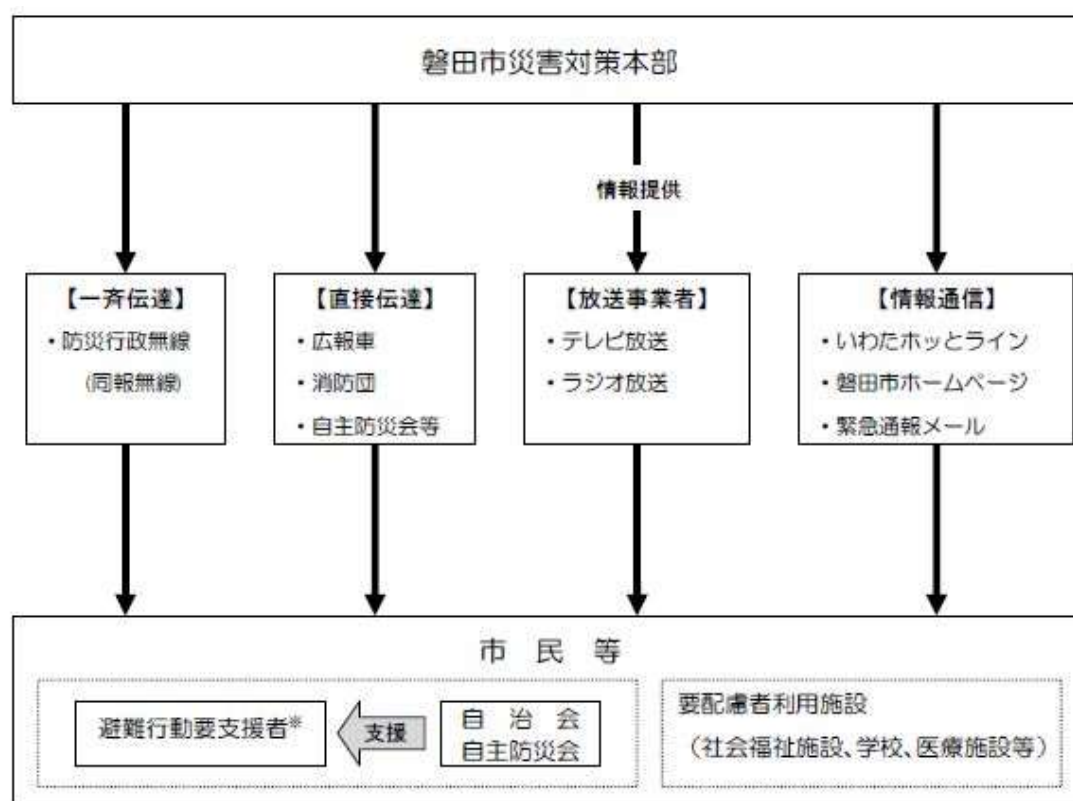
上記(1)の情報伝達手段によって、避難支援者に防災情報を伝達する。

### (3) 避難支援関係機関への情報伝達

社会福祉施設等の避難支援関係機関への情報伝達は、上記(1)の手段によって伝達するとともに、必要に応じて個別に情報を伝達する。



## 要配慮者避難支援の情報伝達イメージ



「避難勧告等の判断・伝達マニュアル 平成 29 年 1 月」より

### 3 要配慮者の避難支援方法等の普及

市は、要配慮者情報の収集・共有や避難支援計画の必要性、管理方法、要配慮者の状況に配慮した避難支援方法等について、広報紙等を通じて普及を図る。

### 4 避難支援訓練の実施

市及び避難支援等関係者は、避難支援体制の充実を図るため、「総合防災訓練」、「地域防災訓練」、「土砂災害に対する防災訓練」、「津波避難訓練」などの訓練において、要配慮者に対する情報伝達 や避難支援等の訓練を実施する。

### 5 安否確認情報の収集体制

#### (1) 避難行動要支援者の安否情報の収集

避難行動要支援者の安否情報は避難所において収集するほか、要配慮者支援班に安否情報収集窓口を設置して収集に努めるものとする。

#### (2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所又は安否情報収集窓口へ報告するものとする。

## 6 突発型災害（大規模地震）への要配慮者対応について

### (1) 要配慮者・家族等の対応

要配慮者及びその家族は、要配慮者自ら生命を守るために、突発的な災害を想定して、普段から避難方法の確認や避難支援者との関係づくり、避難先での日常生活確保のための必要最小限の資材等の確保に努める。

### (2) 突発型災害発生時の対応について

#### ① 市の対応

市は、災害対策本部・支部、自主防災会等防災機関が連携し、要配慮者を含めた市民の安否確認及び被害状況の把握、避難所の開設等基本的な地震災害応急対策に努めるとともに、2次的避難所として福祉避難所の開設準備を進める。

#### ② 地域の対応

地域では、地震発生直後、さらに津波や山崩れ等2次災害の発生の恐れがない場合に、本人及び家族の安全確保・安否確認をした後、避難支援者は個別計画に基づく支援を進めるものとする。

# 第5章 避難所における支援体制

---

## 1 要配慮者の避難について

### (1) 要配慮者の避難想定

静岡県第4次地震被害想定においてレベル2の地震・津波で1週間後の避難所避難者に占める要配慮者数は、身体障害者約1,600人、知的障害者約300人、精神障害者約200人、要介護認定者約1,400人、難病患者約300人となっている。各属性間の重複があるものの単純に合計をすると約3,800人の避難を要する要配慮者が想定されている。

さらに、要配慮者は、高齢者や障害者に限らないことから、これ以上の数の要配慮者の避難も想定される。

### (2) 段階的避難場所の設定

要配慮者は、急性期の医療的支援が求められる場合以外、当初は、基本的に最寄の指定避難所に避難する。

指定避難所では、そこで組織する災害時要配慮者班等の指示により、要配慮者の避難スペースで居場所を確保するが、要配慮者は、身体状況等により、指定避難所での生活が困難と感じた場合には、災害時要配慮者班に福祉避難所等への移動について支援を求める。

市は、福祉避難所運営班が中心となり、災害発生直後から状況により福祉避難所の開設準備を進め、準備が整い次第開設する。また、指定避難所での要配慮者ニーズ及び福祉避難所の避難状況により、要配慮者の受入協定施設への受入体制の確保・受入可能人数などの確認を行う。

### (3) 要配慮者に対する適切な支援の実施

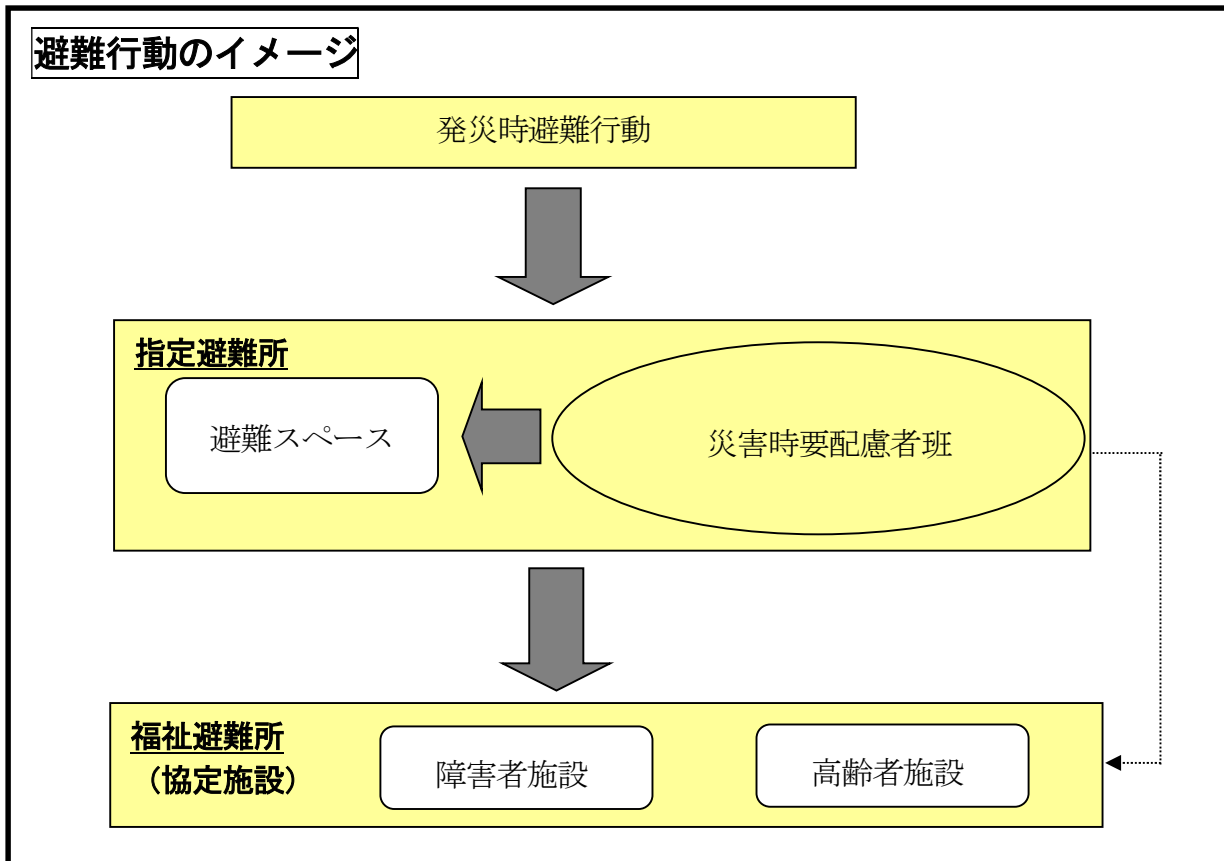
市は、福祉避難所については、要配慮者への日常生活上の支援を進めるとともに、被災地の復旧状況に合わせて、要配慮者が本来受けるべき福祉サービス制度等への移行を進め、住み慣れた地域で過ごせるよう早期退所を目指すことに努める。

なお、市は、福祉避難所の避難者の退所については、責任をもって対応する。

### (4) 要配慮者支援のための人材確保

市は、要配慮者支援のための人材確保を進めるために、介護保険事業所や医療関係機関等の協力を得て、また地域の人材を掘り起こす等、あらかじめ指定避難所及び福祉避難所の運営に協力できる人材の登録制度を創設する。

また、専門的人材確保について、国や県、防災協定自治体等からの人的支援を得られるよう連携を図る。



## 2 指定避難所における支援体制

### (1) 災害時要配慮者班の事前整備

指定避難所では、自主防災会が中心となり、民生委員児童委員、福祉委員等の協力を得つつ、要配慮者の支援に当たるための災害時要配慮者班を事前に設置し、日頃から連携して災害時の協力体制の構築を図る。

### (2) 要配慮者用窓口の設置

災害時に、災害時要配慮者班は、各避難所内に要配慮者用の窓口を設置し、個別計画をもとに要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達等を実施する。

### (3) 要配慮者避難スペースの確保等

市は、施設管理者と協議し、あらかじめ指定避難所における要配慮者のための避難スペースを確保する。

また、要配慮者の避難所での生活を向上するため、避難スペースのバリアフリー化等を進めるとともに、災害時要配慮者支援班、施設管理者、自主防災会、地域福祉関係者等が協働して、施設の状況、要配慮者に配慮した施設の利用方法について平常時から確認・改善しておく。

また、要配慮者のうち、施設と受入の確認が取れている人については、状況により福祉避難所開設前に施設への移動を行う。

### (4) 避難所からの迅速・具体的な支援要請

災害時要配慮者班は、要配慮者からの相談等に対応するとともに、避難所では対応できないニーズについては、市の要配慮者支援班に迅速に要請することとする。

市は、関係機関等と連携しつつ対応するとともに、対応できないものについては、速やかに県、国等に要請する。

#### (5) 避難所における要配慮者支援への理解促進

大規模災害時、避難所のスペース、支援物資等に限られた状況においては、避難者全員、または要配慮者全員に対する機会の平等性や公平性を重視するだけでなく、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応することになる。その際、高齢者、障害者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応することが求められ、避難所における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めておく。

#### ※ 災害時要配慮者班のイメージ

##### 【構成】

災害時要配慮者班については、事前に自主防災会が中心となり、地域住民の中から福祉関係者、避難支援者等の協力を得つつ設けるが、例えば次のような者（有資格者、経験者も含む。）を中心に編成することが考えられる。

- ① 保健・医療関係：小中学校の養護教諭、被災地居住の保健師・看護師、理学療法士等
- ② 介護関係：ケアマネジャー、社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等
- ③ 地域福祉関係者：民生委員児童委員、福祉委員、地域福祉活動ボランティア等

##### 【業務例】

- ・避難所における要配慮者用窓口の設置、要配慮者からの相談対応
- ・避難所における要配慮者の避難状況の確認、未確認者の確認
- ・避難所内・外における要配慮者の状況・要望（ニーズ）の把握
- ・要配慮者への確実な情報伝達、支援物資の提供、要配慮者に配慮した避難スペースの提供
- ・対応できない要配慮者のニーズについて、市要配慮者支援班への支援要請
- ・避難所において活動する保健師、看護師、ボランティア等との情報共有・提携等
- ・福祉避難所に関する情報提供
- ・要配慮者の福祉避難所への移送の検討、相談等

### 3 福祉避難所の設置と支援体制

#### (1) 福祉避難所の指定要件

市は、福祉避難所の対象となる者の数や現況等を踏まえ、福祉避難所の指定要件、指定目標を設定する。

##### ※災害対策基本法施行令第20条の6第5号

- 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

##### ※内閣府令で定める基準

- 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

## (2) 福祉避難所の指定

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための福祉避難所として、施設自体の安全性が確保されていること及び要配慮者の避難スペースが確保されていることを前提に、入所機能を持つ施設、常時職員がいる施設及び障害者対応が可能な施設を中心として通所施設も含めて民間施設と協定を締結した上で福祉避難所を指定する。

民間施設を補完するため、二次的に公共施設等による福祉避難所を設置する。

## (3) 福祉避難所の開設及び要配慮者の受入

市は、災害発生後、速やかに福祉避難所の開設準備を進め、被災状況に応じて順次福祉避難所を開設する。福祉避難所を開設したときは、要配慮者及びその家族、指定避難所の災害時要配慮者班や協定施設に周知する。

受入体制が整い次第、福祉避難所に対象者を受け入れるが、受入可能人数を超える場合及び個人の状況によっては、あらたに受入可能な協定施設を臨時的な福祉避難所として指定する。

福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から最大7日以内とされているが、やむを得ず7日間の期間内で避難所を閉鎖できない場合は、市が国と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

## (4) 福祉避難所の運営体制の整備

### ① 福祉避難所運営等職員の配置

市は、福祉避難所を開設するときは、福祉避難所運営班と要配慮者支援班が連携し、要配慮者支援コーディネーターを配置する。また、福祉避難所の運営体制は、施設の体制を基本とし協定等により専門的人材や一般ボランティアの確保配置を行うことによりその充実を図る。地域の人材を活用し、概ね要配慮者10人に一人の生活相談員等の配置を目指す。

### ※ 要配慮者支援コーディネーターのイメージ

要配慮者支援コーディネーターは、要配慮者からの相談等に対応するとともに、生活相談員等と協力し、要配慮者の状態や福祉避難所では対応できないニーズの把握、災害時要配慮者支援班への連絡調整等を役割とするもので、医療関係者、ケアマネジャー等の介護関係者等とする。

選任及び配置については、市職員だけでなく、医療・介護関係機関の協力をもとに福祉避難所ごとに複数人配置する。(巡回型を含む。)

### ② 福祉避難所の物資・器材の確保

市は、災害時に速やかに物資・器材を確保できるよう、調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておく。また、関係団体・事業者等と協定を締結するなどの連携を図る。

#### 【物資・器材の例】

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベット、担架、パーテーション
- ・車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、尿管器、ストーマ用装具、気管孔エプロン酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具

(5) 福祉避難所における要配慮者の支援

- ① 市は、福祉避難所運営のためのマニュアルを作成する。
- ② 福祉避難所運営班は、要配慮者支援班と連携して、福祉避難所に避難している要配慮者の状況等を把握するため、個別計画をもとに、避難者名簿を作成する。
- ③ 要配慮者支援コーディネーターは、生活相談員等と協力し、要配慮者の状態を確認するとともに、福祉サービスの利用意向、応急仮設住宅への入居、住宅再建の意向等について継続的に把握する。
- ④ 要配慮者支援班は、要配慮者支援コーディネーター、要配慮者の担当ケアマネジャー、民生委員児童委員等の協力を得て、要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供できるように努めるものとする。

(6) 福祉避難所の解除

避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な現状回復を行い、福祉避難所としての指定を解除する。

#### 4 要配慮者受入協定施設の拡大と福祉避難所の指定について

令和2年1月末時点で、市では、別紙1のとおり特別養護老人ホームと障害者福祉施設等の52施設と協定を締結して福祉避難所として指定している。

今後、想定される要配慮者数の避難先の確保を目指し、協定施設の拡大を進めていく。

## 磐田市医療救護計画

### 第1 磐田市医療救護計画の位置付け

- 1 この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、磐田市の地域に係る防災対策の大綱を定めた「磐田市地域防災計画」のうち、医療救護活動に係る事項の個別計画である。
- 2 この計画は、静岡県医療救護計画（以下「県計画」という。）との整合性を図るものとする。

### 第2 医療救護計画策定の目的

予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害から、市民の生命、財産、健康を守るため、医療救護体制を確立する。なお、重大な交通事故、列車事故及び航空機事故等の大規模事故や、台風、局地的な豪雨等の風水害をはじめとする局地災害にも対応するものとし、原子力災害に係る安定ヨウ素剤の服用等については、別に定める「安定ヨウ素剤取扱いマニュアル」によるものとする。

### 第3 医療救護計画の基本的な考え方

#### 1 関係機関等の役割

市、県、医療関係団体及び市民等が、災害時の各自の役割をあらかじめ把握し、発災時には相互の連携のうえ、迅速かつ円滑に医療救護活動を実施する。

##### (1) 市の役割

- ・市は、直接市民の生命、財産、健康を守るため、一般社団法人磐田市医師会及び一般社団法人磐周医師会（以下「医師会」という。）、磐周歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）、NPO法人磐田薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）等の医療関係団体の協力を得て、磐田市医療救護計画（以下「計画」という。）を策定し、大規模災害時に市民の協力の下、医療救護活動を実施する。
- ・市は、医療関係団体と密接に連携し、医療救護活動を実施する。

##### (2) 市民の役割

- ・市民は、「自らの命は自ら守る、自らの地域は自らで守る」を基本として、家庭救護及び自主防災会による相互扶助体制を確立する。

##### (3) 県の役割

- ・県は、市単独で対応できない広域的な医療救護活動を実施する。

#### 2 医療救護活動の対象者及び区分

##### (1) 医療救護の対象者

- ア 災害による負傷者を主な対象者とする。
- イ 医療機関自らの被災等により、転院を必要とする入院患者等を対象者とする。
- ウ 人工透析患者、人工呼吸器装着者等の難病患者及び妊産婦、新生児、また、直接災害に起因しない救急患者等を対象者とする。
- エ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定や精神疾患等の症状が認められる者を対象者とする。
- オ ウ、エについての具体的な区分については、県計画に順ずるものとする。

##### (2) 対象者の区分



医療救護の対象者を次のとおり区分する。

- ア 重症患者 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
- イ 中等症患者 多少、治療の時間が遅れても、生命に危険はないが、入院治療を必要とする者
- ウ 軽症患者 上記以外の者で医師の治療を必要とする者

### 3 医療救護施設の区分

医療救護施設を次のとおり区分する。

区 分	指 定	主 な 機 能
災害拠点病院	県	1. 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 2. 重症患者の広域医療搬送拠点への搬送手配 3. DMAT（災害派遣医療チーム）等の医療チームの受入れ及び派遣 4. 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し
災害拠点精神科病院 ※	県	1. 被災精神科病院の患者の受入れ 2. 医療救護施設等で対応困難な精神疾患等患者の受入れ 県が二次医療圏単位に1か所を指定する計画。 （令和元年12月時点での指定はない）
救護病院	市	1. 中等症患者及び重症患者の受入れ及び処置 2. 重症患者の災害拠点病院、広域医療搬送拠点への搬送手配
救護所	市	1. 軽症患者の受入れ 2. 必要に応じて中等症患者へ応急処置 3. 中等症患者及び重症患者の救護病院又は災害拠点病院への搬送手配

※ DPAT（災害派遣精神医療チーム）は保健所等と連携し、被災地域での精神科医療等の支援を行う。

### 4 医療救護施設の設置及び指定

- (1) 市は、救護所を設置する。
- (2) 市は、救護病院を指定する。
- (3) 市は、医療救護施設の機能が充分発揮できるよう、施設、設備、運営体制の整備に努める。

### 5 災害時の情報把握

#### (1) 通信手段

災害時に迅速、適切な医療救護活動を実施するためには、情報を得るための通信手段の確保が必要不可欠である。

市、医療救護施設及び医療関係団体は、次に例示する通信手段を複数確保するよう努めるものとする。

通信手段	特 徴 等
衛星電話	1. 衛星回線インターネット利用可能（一部機種を除く） 2. 不感地帯なし（多くの機種でアンテナを南天方向に固定する必要あり） 3. 災害拠点病院は設置義務あり

防災行政無線	1. 市防災行政無線、県防災行政無線に区分 2. 固定通信系（同報系）、移動通信系、衛星通信系等により構成 3. 山間地等における不感地帯あり
IP 無線	1. 携帯電話網の設備を利用 2. 携帯電話通信範囲での使用が可能
MCA 無線	1. 企業、団体、自治体等で利用可能な業務用無線 2. 防災行政無線としても利用可能 3. 山間地等における不感地帯あり
アマチュア無線	1. 防災行政無線等を補完する情報収集手段として有効 2. 全ての使用者に無線免許が必要

## (2) 情報システム

医療救護活動において、市、県及び医療機関施設が主に使用する情報システムは、広域災害救急医療情報システム（EMIS）（以下「EMIS」という。）と、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）（以下「FUJISAN」という。）である。

どちらもインターネット上のシステムであるため、市、県及び医療救護施設は、衛星インターネット回線の確保に努めるとともに、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修、訓練を行うこととする。

名 称	入力者	主な機能
広域災害救急医療情報システム（EMIS）	医療救護施設 市 県	1. 医療救護施設の災害医療情報集約及び全国での情報共有 ※本県は「医療ネットしずおか」経由で入力 2. DMAT 活動状況把握（DMAT 管理） 3. 広域医療搬送患者情報把握（MATTS）
ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）	市 県	1. 救護所開設状況把握 2. 医療救護支援要請 ※医療救護以外にも、道路、避難所等、多数の情報を共有

## 6 研修、訓練の実施

市は、この計画に基づく医療救護体制の実効性を確保するため、災害医療に関する研修や医療救護に関する実働訓練、図上訓練等を関係機関と連携のうえ継続的に実施する。

## 第4 磐田市救護体制

### 1 救護本部

市は、災害時の医療救護活動を統括する拠点として、磐田市救護本部（以下「救護本部」という。）を設置する。

#### (1) 設置場所

救護本部は磐田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）又は磐田市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）内に置く。

#### (2) 組織等

ア 救護本部に本部長、副本部長を置き、本部長にあつては健康福祉部長を、副本部長にあつては健康増進課長を充てる。

イ 本部長及び副本部長は、医療救護活動を指揮監督する。

- ウ 救護本部に本部員及び本部付職員を置き、救護本部を運営する。
  - ・本部員は、医師会、歯科医師会及び薬剤師会においてあらかじめ定める医師、歯科医師、薬剤師及び本部長が特に必要とする者を充てる。
  - ・本部付職員は、災害対策本部又は警戒本部の医療救護部救護班員及び本部員が定める者を充てる。

(3) 業務

救護本部は、災害対策本部及び警戒本部と密接な連携を図り、次に掲げる医療救護活動を行うものとする。

- ア 医療救護活動を行うための医療救護施設を設置する。
- イ 医療救護活動従事者、必要な医療資材等を確保する。
- ウ 医療救護活動の指示を行うとともに状況の把握に努め、活動記録を取りまとめる。また、災害対策本部又は警戒本部への報告及び応援の要請等、必要な措置を講ずる。

2 救護所

(1) 救護所の役割

- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- イ 軽症患者の受入れ及び応急処置
- ウ 必要に応じて中等症患者への応急処置
- エ 中等症患者及び重症患者の救護病院又は災害拠点病院等への搬送手配
- オ 死亡確認及び遺体搬送の手配
- カ 医療救護活動の記録及び救護本部への受入れ等の状況報告
- キ その他必要な事項

(2) 救護所の指定

ア 指定救護所

市は、避難所として指定した施設の内から、あらかじめ次のとおり救護所を指定する。  
なお、基本的には施設の安全が確認できた時点で屋内設置とする。

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	磐田第一中学校	磐田市国府台 39-1	0538-32-6101
2	向陽中学校	磐田市向笠竹之内 1162-2	0538-38-0339
3	神明中学校	磐田市鎌田 2262-74	0538-32-4644
4	磐田南小学校	磐田市千手堂 1356-1	0538-32-2553
5	磐田北小学校	磐田市見付 2352	0538-32-6168
6	福田健康福祉会館（リフレU）	磐田市宇兵衛新田 186-1	0538-58-3038
7	福田小学校	磐田市下太 380	0538-55-2129
8	竜洋中学校	磐田市豊岡 4473-8	0538-66-2324
9	豊田南中学校	磐田市立野 200	0538-37-3451
10	豊田北部小学校 豊田中学校	磐田市加茂 243	0538-32-3857 0538-32-4637
11	豊岡中学校	磐田市合代島 943	0539-62-2085

イ 臨時救護所

市は、重大な交通事故、列車事故又は航空機事故等の大規模事故により多数の負傷者等が発生した場合には、必要に応じて事故現場付近に臨時救護所を設置し、医療救護活動を実施

するものとする。

(3) 救護所の設備及び資器材

救護所の設備及び資器材は、おおむね次のとおりとする。

ア テント類

四方幕付テント、エアーテント

イ 医療機器、医薬品等

注射器・チューブセット、包帯等セット、薬品・輸液セット、器具機材セット①、器具機材セット②、雑品セット

ウ その他の設備、資器材等

組立式簡易ベッド、担架、発電機、トリアージタグ等の雑備品、救護所を示す標識

エ 非常食等

非常食、飲料水は避難所を含めて措置する。

(4) 救護所の運営

ア 医療従事者の確保

市は、救護所で医療救護活動を行う医療従事者を確保するため、災害時における救護所への医療従事者派遣について、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係団体とあらかじめ協定を締結する。

薬剤師に関しては、薬剤師会に加え、災害薬事コーディネーターとも連携した、確保・派遣体制の整備に努める。

また、救護所で医療救護活動を行う看護師の確保に努める。

イ 災害発生時等の初動体制

医療従事者は、災害発生時等（災害が発生し、又は発生するおそれがある状況をいう。以下同じ。）には、救護本部及び豊岡地区は豊岡中学校に参集することとする。

市職員は、災害発生時等（災害が発生し、又は発生するおそれがある状況をいう。以下同じ。）には、救護本部及び豊岡地区は豊岡中学校に迅速に参集し、救護所の設置準備を行うものとする。詳細については、「災害時における医療従事者初動マニュアル」で定める。

なお、災害発生時等の具体的な状況は次のとおりである。

(ア) 救護本部から指示があったとき

(イ) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき

(ウ) 市内で震度5強以上の地震を観測したとき

(エ) 多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがあり、市長が救護所の開設を指示したとき。

ウ 救護所運営管理者

救護所運営管理者は市職員とし、磐田市災害対策本部長の指示により、医療救護活動を行う。

エ 医療救護活動体制

(ア) 救護所の医療救護活動は、原則として、医師1名、看護師2名、補助者2名の5名を1チームとする医療チーム単位で行う。また、歯科医師及び薬剤師は医療チームを補佐する。

・医師は、医師会から派遣するものとする。

・看護師は、救護所に従事する医師が自ら連れてくるもの及び市が手配するものとする。

・災害対策本部又は警戒本部の医療救護部救護班の保健師、その他の班員についても医療チームとともに活動するものとする。

・薬剤師については薬剤師会から、歯科医師については歯科医師会からの派遣とするものとする。

- ・補助者については、市で手配するもののほか、各救護所において確保するよう努める。
- (イ) 発災直後は、医療救護活動に従事するものは、救護本部に参集し救護本部の指揮のもと医療チームを編成後順次指定の救護所において医療救護活動にあたることとする。また、豊岡地区においては、豊岡中学校にて医療救護活動にあたることとする。
- (ウ) 医療救護活動は 24 時間体制とし、交替制で活動できるよう配慮する。

#### オ 医薬品等の確保

- (ア) 救護所において必要な医薬品等は、あらかじめ備蓄するほか、薬剤師及び医薬品卸業者等と連携し確保に努める。
- (イ) あらかじめ備蓄していた医薬品等が不足した際は、医薬品卸業者等や静岡県災害対策本部西部方面本部（以下「県西部対策本部」）に供給要請を行う。なお、平時から供給要請の支援を行う災害薬事コーディネーターを活用し体制整備を図る。

#### カ 救護所開設状況の報告

市は、災害時に開設した救護所の状況を把握し、医療従事者参集状況や患者受入可否等を FUJISAN に入力し、県に報告する。

なお、FUJISAN が使用できない場合は、防災行政無線等、他の通信手段で静岡県地震災害警戒本部西部方面本部（以下「県西部警戒本部」という。）健康福祉班又は県西部対策本部健康福祉班に報告する。（大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領（静岡県）（以下「情報広報実施要領」という。）様式 332-1（救護所等の開設状況）を使用）

#### キ 医療救護活動に必要な措置の要請

市は、医療チームの派遣等、救護所における医療救護活動に必要な措置について、FUJISAN に入力し、県に報告する。

なお、FUJISAN が使用できない場合は、防災行政無線等、他の通信手段で、静岡県西部対策本部指令班に要請する。（情報広報実施要領様式 103（医療救護班支援要請）を使用）

また、災害時に市が事前に指定した設置場所に救護所を設置できない状況を想定し、あらかじめ図上訓練等で対応を検討する。

#### ク 定期的な訓練の実施

市は、災害時に迅速かつ円滑に救護所を設置・運営できるよう、平時から医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携のうえ、定期的に救護所設置運営訓練を実施する。

### 3 救護病院

#### (1) 救護病院の役割

- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- イ 中等症患者及び重症患者の受入れ及び処置
- ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点等への搬送手配
- エ 死亡確認及び遺体搬送の手配
- オ 医療救護活動の記録及び救護本部への受入れ等状況の報告
- カ その他必要な事項

#### (2) 救護病院の指定

##### ア 救護病院の指定基準

救護病院の指定にあたっては、次の基準を参考とする。

- ・救護病院は、診療機能を有する施設であり耐震構造を有すること（「耐震構造を有する」とは、新耐震基準（昭和 56 年）で建設された建物及び昭和 56 年以前の建物であって耐震補強工事済みの建物（Is 値 1.0 以上）のこと。）
- ・救護病院は、災害時通信手段を有すること。また、衛星回線インターネットが利用できる

環境を有することが望ましい。

- ・救護病院の管理者は、EMISに参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておく。
- ・救護病院の管理者は、適切な容量の自家発電機及び3日分程度の燃料の保有に努める。
- ・救護病院の管理者は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- ・救護病院の管理者は、食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度の備蓄に努める。また、市は、救護病院への優先的な物資供給に配慮する。備蓄が必要な医薬品等については、「薬剤師のための災害対策マニュアル」（平成23年度厚生労働科学研究「薬局及び薬剤師に関する災害対策マニュアルの策定に関する研究」研究班報告書）等を参考とする。
- ・想定津波浸水域に開設する病院を除くものとする。

イ 市は、前アの指定基準を踏まえ、市内の病院のうち、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な病院として、次のとおり救護病院を指定する。

No.	名 称	病床数	所在地	電話番号	備 考
	磐田市立総合病院	500	磐田市大久保 512-3	0538-38-5032	災害拠点病院
	新都市病院	50	磐田市中泉 703	0538-34-0150	

### (3) 救護病院の運営

#### ア 救護病院医療救護計画の作成

救護病院の管理者は、災害時の医療救護活動について、あらかじめ医療従事者の参集手順や災害対策本部設置手順、役割分担及びローテーション、トリアージエリアや患者収容スペース等施設設備の利用方法、入院患者への対応等に関する計画を作成する。

なお、救護病院医療救護計画の作成にあたっては、市計画との整合性を図るものとする。

#### イ 災害発生時等の初動体制（CSCAの確立）

救護病院の管理者は、災害発生時には、直ちに災害対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員の安全を確保の上、院内被害状況等を調査、把握し、患者受入れの可否等をEMISに入力し、災害対策本部及び救護本部に報告する。

なお、EMISが使用できない場合は、衛星電話や防災行政無線等、他の通信手段で報告する（情報広報実施要領様式332-2（救護病院等の開設・被害状況）、様式332-3（精神科病院の被害状況）を使用）

初動体制の構築にあたっては、次に示すCSCAの概念に留意し、その確立を最優先とする。

C S C A 概 念			
C	Command&Control	指揮統制	災害対策本部設置、院内指揮系統確立
S	Safety	安全確保	患者及び職員の安全確保
C	Communication	情報収集・伝達	院内被害状況調査・把握、EMIS入力
A	Assessment	状況評価	状況評価に基づく活動方針の決定

\*CSCA：英国における大事故災害への医療対応標準化コースであるMIMMSにおいて提唱されている災害医療における基本的な概念。Command&Control（指揮統制）Safety（安全確保）Communication（情報収集・伝達）Assessment（状況評価）の頭文字をとったもの。

CSCAの確立が、円滑なTTT（トリアージ、治療、搬送）実施の前提となる。

#### ウ 救護病院開設・被害状況の報告

災害対策本部は、救護病院からの報告に基づき、その開設状況及び被害状況を把握し、傷病者の受入可否等をFUJISANに入力し、県に報告する。

なお、FUJISAN が使用できない場合は、防災行政無線等他の通信手段で県西部警戒本部健康福祉班又は県西部対策本部健康福祉班に報告する。(情報広報実施要領様式 332-2 (集) (救護病院等の開設・被害状況 (集))) を使用)。

#### エ 医療救護活動に必要な措置の要請

災害時において、救護病院の管理者は、医療チームの派遣や医薬品等の物資供給等、医療救護活動に必要な措置について市に要請する。

災害対策本部は、要請への対応が困難な場合、FUJISAN に入力し、県に要請する。

なお、FUJISAN が使用できない場合は、防災行政無線等、他の通信手段で県西部対策本部指令班に要請する。(情報広報実施要領様式 103 (医療救護班支援要請) を使用)。

#### オ 医療救護活動体制

救護病院の医療救護活動は 24 時間体制とする。

#### カ 医療チーム受入体制の整備

救護病院の管理者は、他の医療機関の医療チームの支援を円滑に受け入れることができるよう、あらかじめ医療チームの待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えておく。

#### キ 定期的な訓練の実施等

救護病院の管理者は、災害発生時は直ちに医療救護活動を円滑に開始できるよう、定期的な訓練を実施するとともに、周辺地域の救護所や医療圏内の災害拠点病院との役割分担を明確にし、大規模災害時にその役割を果たすため、定期的な図上訓練、患者搬送実働訓練等の実施に努める。

また、病院職員の広域医療搬送基準 (広域医療搬送に係るトリアージの基準) の習熟に努め、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送体制を補完できるよう努める。

## 第 5 医療救護体制において留意すべき事項

### 1 搬送体制の整備

- (1) 市は、被災現場から救護所、救護病院及び災害拠点病院までの搬送体制をあらかじめ整備する。
- (2) 市は、災害時においては消防機関の救急車等、平時の患者搬送手段が大幅に不足する事態に備え、患者搬送車両、搬送要員、資器材及びヘリポート等の確保に努めるとともに、災害時の患者搬送体制について、自主防災会や消防機関、旅客運送事業者団体等の関係機関と事前に協議しておく。
- (3) 市は、ヘリコプターによる患者搬送体制を万全なものとするため、定期的な関係機関との協議及び患者搬送訓練を実施する。
- (4) 市は、医療救護施設における医療救護活動が円滑に実施されるようにするため、遺体処理計画に基づき、医療救護施設に収容された遺体の搬送体制の整備を図る。

### 2 地域災害医療対策会議への参画

- (1) 市は、平時から、県が原則として二次医療圏単位で設置する地域災害医療対策会議に参画し、周辺市町等の災害医療関係者とのネットワークを構築する。  
○**地域災害医療対策会議**：東日本大震災で明らかになった災害医療体制の課題に対応するため、厚生労働省が各都道府県に通知した「災害時における医療体制の充実強化について」(平成 24 年 3 月 21 日付け厚生労働省医政局長通知)において、「保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場として地域災害医療対策会議を迅速に設置できるよう事前に計画を策定」し、「災害現場に最も近い所の保健医療行政機関である保健所におい

て、自律的に集合した医療チームの配置調整、情報の提供等を行うこと」とされている。

これを受け、静岡県では、地域災害医療対策会議のあり方に関する各地域の災害医療関係者による議論を踏まえ、平時から二次医療圏単位等で地域災害医療対策会議を設置し、災害時の医療チームの配置調整等は、地域災害医療対策会議で平時に構築したネットワークを活用し、保健所が災害医療コーディネーターと連携して実施することとした。

- (2) 市は、大規模災害時において、地域の災害医療関係者が市経由で県西部対策本部健康福祉班と連携する通常の災害医療体制に加え、必要に応じ、地域の災害医療関係者が市を経由せず、県西部対策本部健康福祉班及び県が委嘱する災害医療コーディネーターと直接連携し、円滑に医療資源の需給調整等を行うコーディネート体制の整備推進に配慮するものとする。

○災害医療コーディネーター：災害時の医療チーム配置調整や、行政への医療活動に対する助言等を行う医師等の医療従事者。

従来から新潟県や宮城県等が設置し、中越沖地震や東日本大震災等における活動により、災害時の医療提供体制確保に対する有効性が実証されている。

災害医療コーディネーターの全国的な標準化はされていないため、各都道府県が地域の実状に応じた制度を構築しているところであり、静岡県では、地域災害医療対策会議で構築したネットワークを活用し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補完することとしている。

### 3 大規模災害時における県への要請

市は、大規模災害時の患者受入れ先や搬送手段の確保が困難な場合、県に対応を要請する。

### 4 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

- (1) 市は、大規模災害時においては、医療救護施設として指定しない医療機関についても被害状況の把握に努める。
- (2) 市は、医療救護施設として指定しない医療機関についても、必要に応じ医療救護活動に参加できるように、あらかじめ医療機関の管理者等と連携を図る。

### 5 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発せられた場合の準備体制

- (1) 市は、医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- (2) 市は、救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- (3) 市は、患者搬送体制を確認し、必要な準備や関係機関との調整を行う。
- (4) 市は、住民に対し、医療救護施設の情報を周知する。
- (5) 市は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるように、関係機関と調整を図る。

## 第6 医薬品等及び輸血用血液の確保

### 1 事前の備え

市及び医療救護施設（救護所を除く。）は、医療救護に必要な医薬品等について、次のとおり事前の準備をしておくものとする。

対 象	内 容
医療救護施設	医薬品等の備蓄（3日分）
市	1. 救護所で使用する医薬品等の備蓄 2. 薬剤師会及び医薬品卸業者等との連携確認



## 2 準備体制

市は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された段階で、管内の薬剤師会及び医薬品卸業者等に対し、医薬品等の在庫状況の確認及び供給体制の整備を確認する。

なお、発災後においては、施設等の被害状況等についても確認するものとする。

## 3 供給の要請

### (1) 医療救護施設（救護所を除く。）

ア 医薬品等が不足した場合は、医療救護施設の管理者は、医薬品卸業者等に供給を要請する。これにより確保できない場合は、災害対策本部（救護本部を含む）に調達・あっせんを要請する。

イ 輸血用血液が不足した場合は、医療救護施設の管理者は、静岡県赤十字血液センター浜松事務所に供給を要請する。これにより確保できない場合は、災害対策本部（救護本部を含む）に調達・あっせんを要請する。

### (2) 救護所

救護所の管理者は、災害対策本部（救護本部を含む）に調達・あっせんを要請する。

### (3) 災害対策本部（救護本部を含む）

ア 医療救護施設及び救護所の管理者から医薬品等の供給の要請を受けたときは、災害薬事コーディネーターを活用し、薬剤師会及び医薬品卸業者等に供給を要請する。なお、災害対策本部（救護本部を含む）において確保できない場合は、県西部対策本部に調達・あっせんを要請する。

イ 医療救護施設及び救護所の管理者から輸血用血液の供給の要請を受けたときは、県西部対策本部に調達・あっせんを要請する。

## 4 輸送手段

災害対策本部は、医薬品等の輸送について、その手段が確保できない場合は、県西部対策本部に輸送手段の確保を要請する。

## 5 薬剤師等の派遣

救護所等において医薬品等の管理・服薬指導等を行う薬剤師等が必要となり、市において薬剤師等が確保できない場合は、薬剤師会に薬剤師等の確保を要請し、県西部対策本部にその旨を情報提供する。

## 第7 保健対策

### 1 保健活動

災害によるショック、避難生活等による様々なストレスを抱える被災者への心身両面の保健指導の実施、健康状態の悪化を予防するため、保健活動を行う。詳細については、「災害時健康支援マニュアル」で定める。

## 磐田市医療救護計画 用語集

### 1 南海トラフ巨大地震

駿河湾から九州東方沖に延びる深さ 4000 メートル級の「南海トラフ」（浅い海溝）に沿った広い震源域の連動による発生が懸念されている。マグニチュード9クラスの巨大地震。

従来は、東海地震、東南海地震、南海地震それぞれの対策が行われてきたが、東日本大震災後、国は、複数の大地震が連動した巨大地震発生時の被害想定を検討を行い、その対策についての大綱策定に取り組んでいる。

### 2 DMAT（災害派遣医療チーム）

DMAT（Disaster Medical Assistance Team）は、災害発生後（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

阪神淡路大震災では、初期医療対応の遅れから「避けられた災害死」が多く存在した可能性報告され、この教訓により、大規模な集団災害の急性期に、可及的速やかに医療チームが災害現場に出向き、救出・救助部門と連携し、災害医療活動を行うことの必要性から認識されたことから、厚生労働省により、平成17年4月に日本DMATが発足した。

DMATの主な活動は、被災地域での活動（病院支援、地域医療搬送、現場活動等）及び（広域医療搬送活動（SCU活動、航空機内の医療活動等））である。

### 3 地域災害医療対策会議

東日本大震災で明らかになった災害医療体制の課題に対応するため、厚生労働省が各都道府県等に通知した「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け厚生労働省医政局長通知）において、「保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場として地域災害医療対策会議を迅速に設置できるよう事前に計画を策定」し、「災害現場に最も近い所の保健医療行政機関である保健所において、自律的に集合した医療チーム配置調整、情報の提供等を行うこと」とされている。

これを受け、静岡県では、地域災害医療対策会議のあり方に関する各地域の災害医療関係者による議論を踏まえ、平時から二次医療圏単位等で地域災害医療対策会議を設置し、災害時の医療チームの配置調整等は、地域災害医療対策会議等で平時に構築したネットワークを活用し、保健所が災害医療コーディネーターと連携して実施することとした。

### 4 災害医療コーディネーター

災害時の医療チーム配置調整や、行政への医療活動に対する助言等を行う医師等の医療従事者。従来から、新潟県や宮城県等が設置し、中越沖地震や東日本大震災等における活動により災害時の医療提供体制確保に対する有効性が実証されている。

災害医療コーディネーターの全国的な標準化はされていないため、各都道府県が地域の実状に応じた制度を構築しているところであり、静岡県では、地域災害医療対策会議で構築したネットワークを活用し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補完することとしている。

### 5 災害薬事コーディネーター

災害時に、県本部や地域等で支援を効率的かつ効果的に受入れるための受援体制の整備や薬剤師及び医薬品に関するニーズの把握とマッチングを行う薬剤師。

東日本大震災を踏まえ、受援体制の整備（他都道府県からの支援薬剤師のスムーズな受入と適切な配置調整）、地域の医薬品等のニーズに応じた確保と配分について、公益社団法人静岡県薬剤師会と連携し、体制を充実強化するもの。

## 6 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）は、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供するインターネット上のシステム。

阪神淡路大震災を契機に、平成8年から、厚生労働省により導入が始まり、その後、平成19年にDMAT管理機能を、平成22年に広域医療搬送患者情報管理システム（MATTS）を付加するなど、システム強化を進めている。

医療機関稼働状況等の主要機能は、各都道府県システム経由で全国システムと同期しており、静岡県は、県民、医療機関、消防機関など医療に携わる人々に関係する情報を相互に提供する「医療ネットしずおか」内に、静岡県独自機能を付加したうえで、システムを構築している。

## 7 ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）

平成23年度に稼働開始した、静岡県危機管理部が構築するインターネット上のシステム。

救出・救助や負傷者、避難者への対応などを迅速かつ円滑に実施するため、応急対策等に必要な、災害時の関係機関や市町との情報共有を念頭に、基礎となるヘリポート、道路や避難所などの情報をデータベースとして保有し、災害時に被害情報を収集する。

避難所開設状況等、災害医療に関する情報も共有されているが、防災情報の一元化を図るため、EMISとの連携強化に取り組んでいる。

## 8 新耐震基準

正式名称は新耐震設計基準であり、建築基準法で規定され、昭和56年6月以降の建築確認で適用されている。

昭和53年に発生した宮城県沖地震を契機に定められ、震度6強以上の地震でも倒壊しない構造基準として設定されている。

阪神淡路大震災では、新耐震基準を満たす建物の被害は比較的少なかったとされる。

## 9 CSCA

英国における大事故災害への医療対応標準化コースであるMIMMSにおいて提唱されている災害医療における基本的な概念。

Command&Control（指揮系統） Safety（安全確保） Communication（情報収集・伝達） Assessment（状況評価）の頭文字をとったもの。

CSCAの確立が、円滑なTTT（トリアージ、治療、搬送）実施の前提となる。

## 10 DPAT（災害派遣精神医療チーム）

DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）は、災害発生時に活動する、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。（概ね48時間以内に、被災した都道府県等において活動できる班を先遣隊と定義する。）

東日本大震災では、精神科医療支援の遅れが存在したことから、この教訓により、大規模な集団災害の急性期に、可及的速やかに災害派遣精神医療チームが災害現場に出向き、救出・救助部

門と連携し、精神科医療活動を行うことの必要性が認識されたことから、厚生労働省により、平成 25 年 4 月に DPAT が発足した。

DPAT の主な活動は、被災地域での精神科医療及び精神保健活動の支援である。

## 資料18-02 医療関係団体一覧表

## 1 医療関係団体

令和5年1月現在

名 称	所 在 地	電 話
(一社)磐田市医師会	磐田市上大之郷51	0538-35-1188
(一社)磐周医師会	袋井市深見138-2	0538-49-4545
磐周歯科医師会	磐田市上大之郷51	0538-34-8536
NPO法人 磐田市薬剤師会	磐田市上大之郷51	0538-32-9989
(一社)静岡県助産師会	静岡市葵区瀬名川3丁目14-13	0538-38-0031 (会長の助産院番号)

## 2 災害拠点病院

名 称	所 在 地	電 話
磐田市立総合病院	大久保512-3	0538-38-5000

## 3 救護病院

名 称	所 在 地	電 話
新都市病院	中泉703	0538-34-0150

資料 19-01 磐田市遺体処理計画

## 磐田市遺体処理計画

### 1 目的

この計画は、大規模災害時に多数の死者の発生することが予想される場合に、災害救助法及び災害対策基本法に基づいて行う遺体処理の実施項目について定めるもので、災害時の遺体の処理などを行う組織をあらかじめ編成し、遺体収容施設の指定、検視・検案、遺体処理(洗浄、縫合など)、遺体搬送、身元確認、引渡し、必要な資機材の調達などの遺体処理業務を支障なく実施することを目的とする。

### 2 遺体処理の基本的な考え方

遺体の処理は、大規模災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の処理及び埋葬ができない者に対して、遺体の捜索、処理に支障のないよう措置するものである。

### 3 遺体収容施設

(1) 遺体収容施設は次の場所とし、第1順位の施設から開設する。

【検視・検案・遺体処理・遺体収容施設】

第1順位 福田南島体育館 磐田市南島 387 (別図1)

第2順位 竜洋体育センター 磐田市平間 1613-1 (別図2)

【遺体収容施設(身元判明遺体を優先する)】

第1順位 磐田市聖苑(斎場棟) 磐田市塩新田 582-8 (別図3)

第2順位 協定業者葬儀式場等 市内9箇所 (別図4)

(2) 安置する遺体が多く「検視・検案・遺体処理・遺体収容施設」に遺体安置できない場合、身元が判明している遺体を優先し、磐田市聖苑(斎場棟)に安置する。不足する場合は協定業者の葬儀式場等を使用する。なお、協定業者の葬儀式場等を使用する場合は、所在地や収容能力、施設の周辺状況を勘案し、協定業者と協議の上決定する。

(3) やむを得ず事前に指定した場所以外に遺体収容施設を設置する場合は、避難住民の感情、避難生活への影響に配慮して避難所内の設置は避けるとともに、耐震性のある建物で、交通の便、駐車場、電気、水道等のライフラインが確保された施設に設置するよう努める。

### 4 遺体処理の期間

原則として災害発生の日から10日間とする。ただし、期間の延長が必要である場合は、次の項目を知事に申請する。

①延長の期間

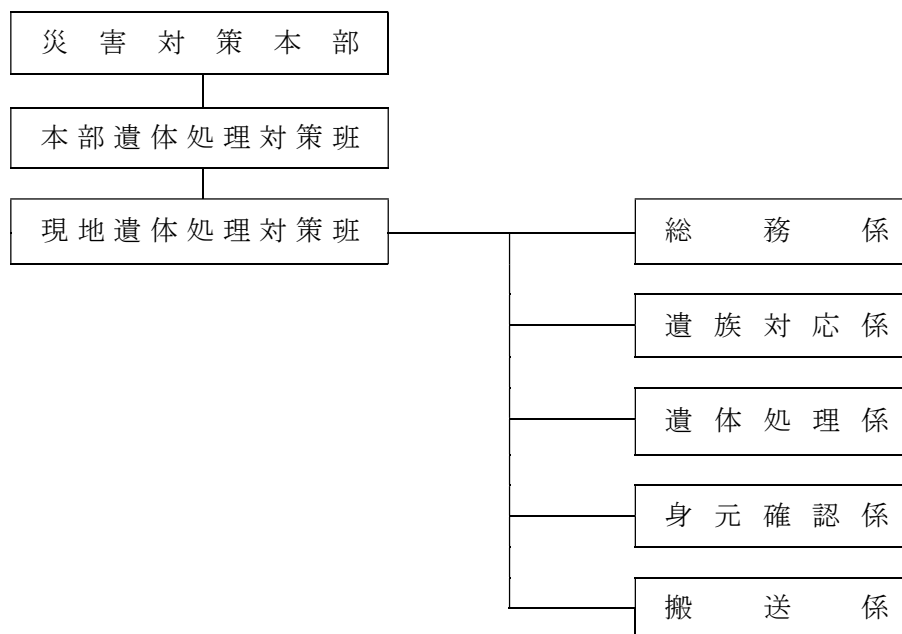
②期間の延長を必要とする地域

③期間の延長をする理由(具体的に)

④その他(期間の延長をすることによって、処理される遺体の数など)

## 5 組織体制及び事務分掌

発災後、災害対策本部に本部遺体処理対策班を、遺体収容施設に現地遺体処理対策班を設置し、必要な職員を配置する。なお、組織体制は別表 1、本計画に関係する部署は別表 2 のとおりである。



### (1) 本部遺体処理対策班

- ア 災害対策本部内に本部遺体処理対策班を設置する。
- イ 遺体収容施設の確保、設置をするとともに、関係機関、住民などに対し、遺体収容施設を設置したことを広報する。
- ウ 遺体収容施設の開設及び被災状況を確認し、県西部方面本部、警察などの関係機関に報告する。
- エ 遺体搬送する要員及び車両（財政班（財政課）との調整）を確保する。
- オ 協定業者等「民間協力団体一覧」（別表 3）へ連絡し、遺体処理のための必要資機材、不足資機材を調達する。協定業者で対応できないときは、災害対策本部を通じて、県西部方面本部に要請する。
- カ 医療救護本部（救護班）を通じて検案の医師を一般社団法人磐田市医師会又は一般社団法人磐周医師会（以下「医師会」という。）に要請する。医師会で確保できない場合は、災害対策本部を通じて、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN システム）により県西部方面本部に要請する。
- キ 死亡届を受理し、埋火葬許可申請の受付を行う。
- ク 火葬を円滑に行うため、磐田市聖苑に対し火葬能力の増強等必要な指示をする。
- ケ 遺体処理の記録、集計、写真などの整理・保管を行う。
- コ 現地遺体処理対策班から死亡届（死体検案書）が送付された場合は、これを受理し、埋火葬許可証を発行して現地遺体処理対策班へ送付する。

サ 近隣火葬場と連絡を密にして、被災状況、予約状況を確認するとともに、現地遺体処理対策班に情報提供する。火葬、物資などの応援が必要な場合は、災害対策本部を通じて、県西部方面本部に要請する。

シ 死者としての計上は検視・検案終了後とし、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明遺体数等の情報は、警察、消防、県など関係機関と協議調整のうえで公表するものとする。

## (2) 現地遺体処理対策班

### ア 遺体収容施設の開設及び運営（全係）

- ① 施設を開場し、施設の設定の被災状況を確認（建物自体、電気、水道、トイレ、通信手段の確保など）後、遺体収容施設を開設する。開設に際し、二次災害を考慮し安全性の確保に努める。
- ② 被災などにより施設の使用が不可能な場合には、必要に応じて代替施設を本部遺体処理対策班に要請する。
- ③ 必要な箇所に施錠して、部外者の侵入防止措置を講ずる。
- ④ 開設に際し、必要資機材、不足資機材などを本部遺体処理対策班に報告する。
- ⑤ 開設後、速やかに本部遺体処理対策班に状況を報告する。
- ⑥ 施設床面の保護のため、シートを敷く。
- ⑦ 遺体収容施設の開設にあたっては、次の点に留意する。
  - ・ 遺体を収容する際は、遺族の通路などとして適当な間隔を確保する。
  - ・ 身元確認が終わった遺体の安置スペースを別に確保する。
  - ・ 遺体処理に必要な資機材の保管場所、遺族、医師、警察、職員等の待機場所を確保する。
  - ・ 遺体処理に使用した資機材を納める廃棄箱を用意する。
  - ・ 検視、検案に部外者を立ち入らせないため、パーテーション等で仕切る。

### イ 遺体の搬送・収容（搬送係）

- ① 応援要員なども含め、分担して遺体の搬送・収容に努める。
- ② 警察、消防、自衛隊、住民などから遺体発見の連絡を受け、搬送を要請された場合は現場に向かい、遺体の発見・収容状況を確認して搬送する。
- ③ 現場に警察官がいる場合は、確認後に搬送する。
- ④ 自治会、消防、警察、自衛隊、災害ボランティアなどと協力して搬送・収容を行う。

### ウ 受付、総務（総務係）

- ① 遺体収容施設内に受付及び職員待機場所を設置する。
- ② 収容される遺体について、遺体発見場所、遺体の氏名、住所などを確認し、「遺体個票兼遺体収容票」（様式 1-1）、「検視及び身元確認状況メモ」（様式 1-2）「遺体安置状況票」（様式 2）及び「遺体及び所持金品引取り書」（様式 3）を作成し、「遺体及び所持金品引取り書」を身元確認係に送付する。
- ③ 貴重品など所持品の管理を徹底する。
- ④ 遺体処理に必要な資機材について管理、調整を行う。必要な資機材が不足する場合は、本部遺体処理対策班へ連絡して調達する。



- ⑤ 災害対策本部との間で検討が必要とされる事項について調整する。
- ⑥ 遺体処理の記録、集計、写真などの整理・保管を行う。また、パソコン、プリンタなどの文書作成機器の体制を整える。

エ 遺族対策、相談（遺族対応係）

- ① 遺体収容施設内に遺族対策及び相談窓口を設置し、遺体安置、死亡届、埋火葬許可申請、火葬、遺体搬送などの相談を受け付ける。
- ② 相談を受けた際には、相談受理簿などに記載し、明確かつ確実に対応する。
- ③ 職員は、遺族感情を十分配慮した相談業務を実施する。
- ④ 遺族に対し、検視・検案の必要性及び埋火葬の手続きなどを説明する。

オ 遺体の検視（遺体処理係）

- ① 検視にあたる警察官と協議し、検視するスペースを確保する。
- ② 警察官が行う検視に協力、補助する。

カ 遺体の検案（遺体処理係、総務係）

- ① 検案の医師は警察が確保した医師のほか、災害対策本部で調整して医師会に依頼する。
- ② 医師が不足する場合は、総務係を通じて本部遺体処理対策班に検案医師の追加派遣を要請する。
- ③ 検視・検案については、医師及び警察が協議して実施する。

キ 遺体の処置（遺体処理係）

- ① 遺体収容施設内に遺体処理スペースを確保する。
- ② 遺体の検視・検案後、遺体の洗浄、縫合、消毒などの処置を必要に応じて実施する。
- ③ 遺体処理に必要な用具を確認する。
- ④ 身元不明遺体については、身体特徴を細かく記録し、写真を撮影しておく。
- ⑤ 棺の組み立てなどを行う。

ク 遺体の一時保存（遺体処理係、総務係）

- ① 遺体処理係は、遺体の一時保存場所を確保し、遺体処理スペースから一時保存場所に遺体を移動させる。
- ② 「死体処理台帳」（災害救助法による救助の実施について（平成27年4月静岡県健康福祉部）様式20）及び「埋葬台帳」（同様式19）を作成し、遺体を納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。
- ③ 遺体保存に必要な資機材を確認し、必要に応じて補充するとともに、不足する場合は総務係を通じて本部遺体処理対策班に調達を要請する。

ケ 遺体の問い合わせ（身元確認係）

- ① 被災者、遺体などについての問い合わせに対応する。
- ② 遺体収容施設の見やすい場所に掲示板を設置し、処置済み遺体の情報、身元不明遺体の身体特徴・写真、その他の連絡事項を掲示する。
- ③ 関係機関と連携して、身元不明遺体の確認作業を実施する。
- ④ 身元が確認された遺体の情報を総務係及び遺族対応係に報告する。

コ 遺体の引渡し（身元確認係）

- ① 遺族の氏名、続柄、住所、連絡先を確認する。
  - ② 遺体、遺品を遺族とともに確認し、本人と認められる場合は、「遺体及び所持金品引取り書」（様式3）に引取者の氏名等を記入してもらい、遺族に引き渡す。
  - ③ 被災が激しく、また、遺体を引き取れない遺族については、埋火葬の手続きが終了し、埋火葬に搬送されるまでは、防疫上遺体収容施設に安置するよう遺族に要請する。また、遺族が遺体の引取りが可能でも、火葬場が被災した場合は、火葬まで相当の時間を要する可能性もあり、遺族宅での遺体の長期保存は衛生上問題があることから、引き続き遺体収容施設に安置するよう要請する。
- サ 死亡届・埋火葬許可手続き（身元確認係、遺族対応係）
- ① 届出された死亡届及び埋火葬許可申請を受理し、埋火葬許可証を発行する。（遺体収容施設で埋火葬許可証を発行できない場合は、最寄りの支所又は本部遺体処理対策班で埋火葬許可証を発行する。）
  - ② 埋火葬許可証を遺族に交付する。
  - ③ 遺族に、死亡届及び埋火葬許可の手続き、近隣火葬場の状況（火葬予約状況など）を説明するとともに、状況により被災地以外の火葬場の利用を遺族に勧める。

## 6 知事への要請事項

市長が、遺体の搜索、処理、埋火葬について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上でそのあつせんを要請するものとする。

- (1) 搜索、処理、火葬に必要な職員数
- (2) 搜索が必要な地域
- (3) 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否
- (4) 必要な輸送車両の台数
- (5) 遺体措置に必要な器材・資材の規格及び数量
- (6) 広域火葬の応援が必要な遺体数

## 7 注意事項

遺体の処理にあたっては、遺体への尊厳、遺族感情、環境汚染及び衛生管理等に細心の注意を払い、次の点に留意する。

- (1) 遺体への尊厳、遺族感情など
  - ア 遺体を取り扱うときは、あらゆる局面において、それを単なる物体としてではなく、尊厳の対象である遺体として、常に礼が失われることがないよう細心の注意を払うとともに、遺族などの心境に十分配慮すること。
  - イ 火葬前の遺体は遺族・親族にとって特別なものであることを理解し、死亡したとはいっても必ずしもそれをまだ本心から納得したとはいえない状況であることに注意する。
  - ウ 外国人遺体については、文化、宗教、習慣の違いを十分理解し、適切に対応すること。
  - エ 遺族は悲嘆の状況下にあるが、病的な悲嘆反応を示す場合は、必要に応じて専門家（ケースワーカーなど）に対応を依頼する必要がある。

オ すべてのにおいて公平な取扱いを基本原則にするとともに、遺体の扱いを通じて知り得た故人、家族などの情報を無関係な第三者に対して決して漏らさないよう守秘義務を厳守すること。

カ 関係機関と協力体制を保持すること。

(2) 環境汚染、衛生管理など

ア 可能な限り浸透性のない白衣などを着用すること。

イ 使い捨てマスク及び使い捨てゴム手袋を必ず着用すること。

ウ 怪我などで傷口がある場合は、細心の注意を払うこと。

エ 遺体取扱い後は必ずうがいをし、手などをよく洗い、消毒用アルコールなどで消毒すること。

オ 遺体を搬送する際は、納体袋などを使用し、胸などを圧迫しないように注意深く包んで運ぶよう注意すること。

カ 感染症の病原体に汚染された可能性の高い遺体については、医師の指示に従って慎重に取り扱うこと。

※ なお、別表、別図及び様式は省略する。

## 第1章 基本的事項

### 1 背景及び目的

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災、平成27年（2015年）の関東・東北豪雨、平成28年（2016年）の熊本地震などの災害は災害時の廃棄物処理は被害発生後ではなく、防災的観点から事前に可能な限りの対策を講じておくことが重要であるとの教訓を全国の地方自治体に残した。

東日本大震災を契機に、国の指針として、「災害廃棄物対策指針（環境省・平成26年（2014年）3月）」が示され、さらに近年発生した災害を踏まえ、平成30年（2018年）3月に改定された。

平成27年（2015年）8月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、廃棄物処理法第2条の3の規定により非常災害により生じた廃棄物の処理の原則が明確化された。

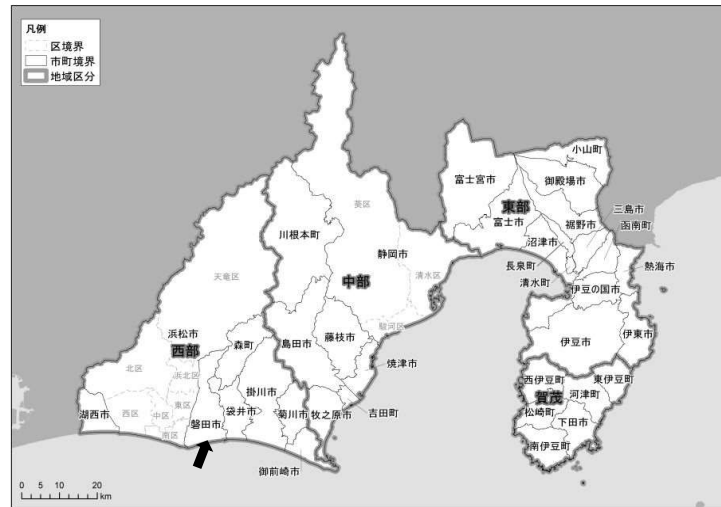
平成27年（2015年）3月には静岡県第4次地震被害想定に基づき「静岡県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」という。）が策定されたことから、本市も、それらを踏まえた計画として平成28年（2016年）11月に「磐田市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定し、また、令和2年（2020年）7月に県計画が見直されたことから、本計画を見直すものである。

本計画は、大規模地震等の発生で本市が最大級の被害を受けた際、復旧・復興の妨げとならないよう、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するとともに、災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限に抑え、速やかに災害廃棄物処理を実行できるよう、磐田市地域防災計画等に基づき災害廃棄物処理に必要な基本的事項を示すものである。

参考：関係法令、国指針、県計画の改正等の状況

平成26年3月	災害廃棄物対策指針（環境省）	策定
平成27年3月	静岡県災害廃棄物処理計画	策定
平成27年8月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	改正
平成28年11月	磐田市災害廃棄物処理計画	策定
平成30年3月	災害廃棄物対策指針（環境省）	改定
令和2年7月	静岡県災害廃棄物処理計画	改正

図 1 - 1 磐田市位置図



## 2 対象とする災害と災害廃棄物の想定量

本計画においては、県計画と同様に、静岡県地域防災計画で想定する南海トラフ地震等の地震災害及び水害その他自然災害であり、地震災害については、地震動により直接に生じる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

また、水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、冠水、土石流や崖崩れなどの被害を対象とする。

地震災害及び津波については、「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書（平成25年11月）」に基づき、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）を表1-1のとおり想定する。

表 1-1 想定した地震・津波等

区 分	想定対象地震	強震断層モデル
		津波断層モデル
レベル1の 地震・津波	○東海地震 ○東海・東南海地震 ○東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0~8.7)	内閣府(2012)南海トラフ巨大地震 ○基本ケース
		中央防災会議(2003) ○東海地震 ○東海・東南海地震 ○東海・東南海・南海地震
レベル2の 地震・津波	○南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度)	内閣府(2012)南海トラフ巨大地震 ○基本ケース 内閣府(2012)南海トラフ巨大地震 ○ケース①
想定シーン	建物被害が最大となる「冬・夕」を基本とする	
対象人口	168,625人(平成22年国勢調査による常住人口)	
対象建物	60,596棟(平成24年1月1日現在)	

### 3 対象とする業務と災害廃棄物

本計画において対象とする業務は、以下のとおり、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、中間処理、最終処分、再資源化だけでなく、「災害廃棄物の仮置場の管理」、「災害廃棄物による二次災害の防止」等も含むものとする。

#### (1) 平時の業務

- ア 災害廃棄物処理計画の策定と見直し
- イ 災害廃棄物対策に関する支援協定の締結（災害支援全体に対する協定に災害廃棄物対策の内容を位置付けることを含む）や法令に基づく事前手続き
- ウ 人材育成（研修、訓練等）
- エ 一般廃棄物処理施設の耐震化や災害時に備えた施設整備
- オ 仮置場候補地の確保

#### (2) 災害時の業務

- ア 散乱廃棄物や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）
- イ 災害廃棄物の収集・運搬、分別
- ウ 仮置場の設置・運営・管理
- エ 中間処理（破碎、焼却等）
- オ 最終処分
- カ 再資源化（リサイクルを含む）、再資源化物の利用先の確保
- キ 二次災害（強風による災害廃棄物及び粉塵の飛散、ハエなどの害虫の発生、蓄熱による火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に伴う石綿の飛散など）の防止
- ク 進捗管理
- ケ 広報、住民対応等
- コ 上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

本計画において対象とする廃棄物は、表1-2に示す災害廃棄物及び表1-3に示す被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物である。なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は本計画の対象としない。また、道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、管理者が行うのが基本である。

表 1-2 災害廃棄物

災害廃棄物には、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付ごと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。

種類	備考
可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被災により使用できなくなったもの
不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
コンクリートがら等	コンクリート片やブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。
小型家電／その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、被災により使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物／危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

※思い出の品（写真、賞状、位牌、貴重品等）は、遺失物法の関連法令での手続きや対応を確認のうえ、市町で事前に対処ルールを定め、回収、保管等を行う。

出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル



**表 1 - 3 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物**

種 類	備 考
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ、使用済み携帯・簡易トイレ（便袋）等 容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が 処理する。
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町 村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ 取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

※災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く。）は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

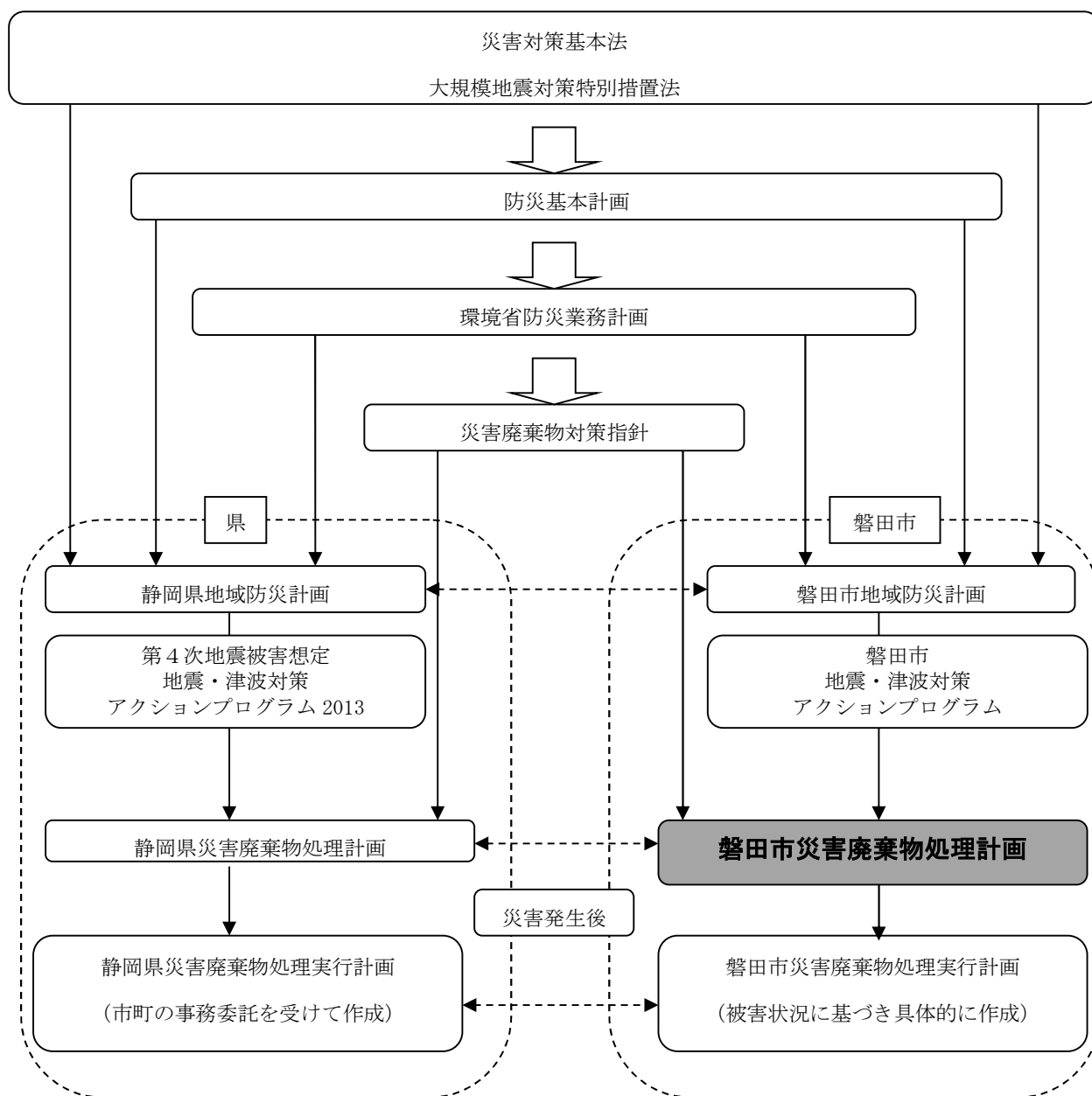
出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル

#### 4 本処理計画の位置付けと基本的な考え方

本計画の位置付けは、図 1 - 2 のとおりで、計画の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- (1) 国の災害廃棄物対策指針、県計画、磐田市地域防災計画等を踏まえた内容とする。
- (2) 災害廃棄物は一般廃棄物であるので、第一義的な処理の責任は市が負うことになるが、本市単独での処理が困難と想定される場合には、その対応方針も定めた計画とする。
- (3) 実効性を確保するため、計画は定期的に見直しを行う。

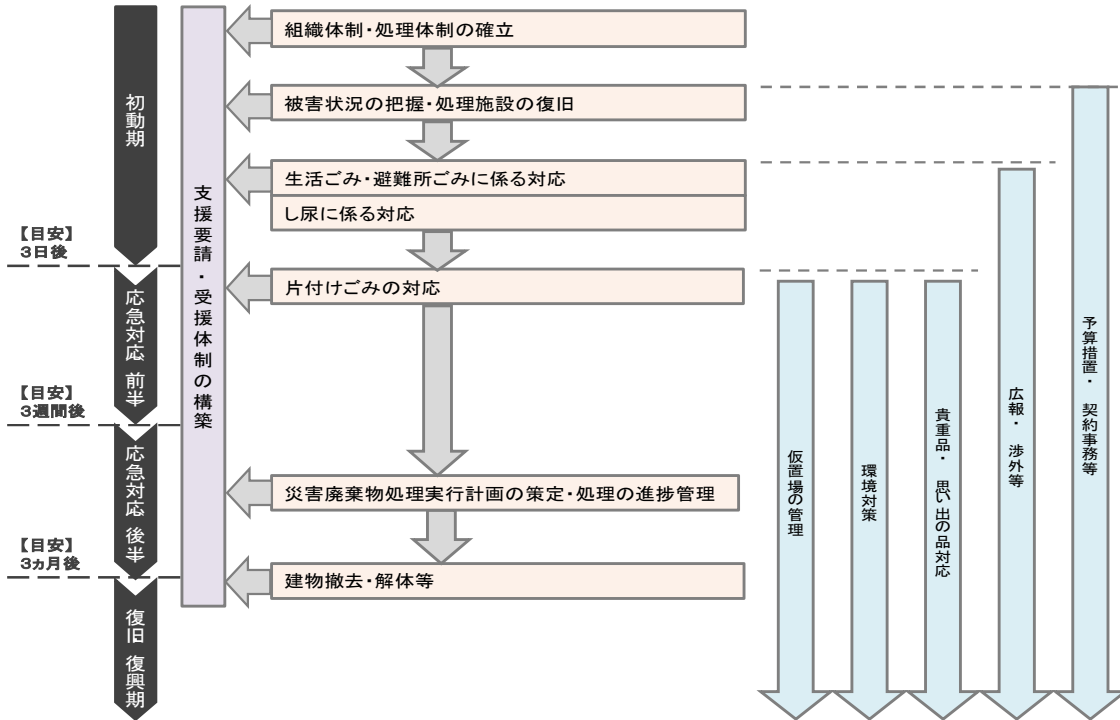
図 1 - 2 磐田市災害廃棄物処理計画の位置付け



## 5 災害時における廃棄物対策の流れ

生活ごみ、避難所ごみ、し尿を含む、災害時において発生する廃棄物対応の大まかな流れを図1-3に示す。

図1-3 災害時における廃棄物対応の流れ



出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル

※水害の場合、水が引いた翌日から被災家屋からの片付けごみの排出が始まるため、仮置場の設置及び住民への広報を本図より前倒しで至急行う必要がある。

表1-4 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
	応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3カ月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスの場合を想定）。

出典：災害廃棄物処理指針（環境省 平成30年3月）

初動期における廃棄物対応の流れは図 1 - 4 のとおりである。

図 1 - 4 初動期における廃棄物対策の流れ

フェーズ	分類				
<b>災害発生</b> ~12 時間 (水害の場合は、発災前から実施)  ~24 時間  ~3 日  ~1 週間  ~3 週間	<b>1) 安全及び組織体制の確保 (p14)</b> ① 身の安全の確保 ② 通信手段の確保 ③ 安否情報・参集状況の確認※ ④ 災害時組織体制への移行	<b>2) 被害情報の収集・処理方針の判断 (p15)</b>	<b>3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保 (p18)</b>	<b>4) 災害廃棄物の処理体制の確保 (p19)</b>	<b>5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保 (p21)</b>
	※ 委託業者、許可業者の確認も含む	① 被害状況収集開始及び都道府県への連絡 ② 翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 ★		① 仮置場の確保 ★	
		③ 災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集  ④ 被災状況の把握と支援要否の判断 ★ ⑤ 被災状況に応じた支援要請	①-1 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬体制の確保 ①-2 し尿の収集運搬体制の確保 ② 住民・ボランティアへの周知 ③ 収集運搬の実施	② 災害廃棄物の回収方法の検討 ★ ③ 収集運搬車両・資機材・人員の確保 ④ 住民・ボランティアへの周知 ⑤ 仮置場の設置・管理・運営	
	注 1) 左側の「フェーズ」は、それぞれの初動対応を実施または開始する時期である。一部の初動対応（例：連絡、情報収集、周知等）は、その後も継続して実施する。	注 2) ★：特に決定権者（市区町村長、部局長、課長等）による判断が必須となる。			
					① 継続的な処理体制への移行 ② 一般廃棄物処理の継続 ③ 初動対応以降の処理方針の検討 ★

出典：災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（環境省 令和 2 年 2 月）

## 第2章 事前準備

### 第1節 組織体制

#### 1 内部組織と指揮命令系統

被災時における内部組織体制として、磐田市地域防災計画に基づき、「磐田市災害対策本部」（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

災害対策本部が立ち上げられた後、災害廃棄物に関する業務は生活対策部の担当となり、班長（統括責任者）をごみ対策課長とした「ごみ対策班」が災害廃棄物処理を実行する。

ごみ対策班の所掌事項について、表2-1-1のとおり、その位置付けについては図2-1-1に、ごみ対策班の連絡体制を図2-1-2に示す。

表2-1-1 各班個別事務

部	部長	班名	班長	事務分掌
生活対策部	環境水道部長	ごみ対策班	ごみ対策課長	1 災害廃棄物等の仮置場の設置に関すること。 2 ごみ、し尿の収集及び処理に関すること。 3 処理施設の被災時の措置に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。

出典：磐田市地域防災計画

図2-1-1 ごみ対策班の位置付け

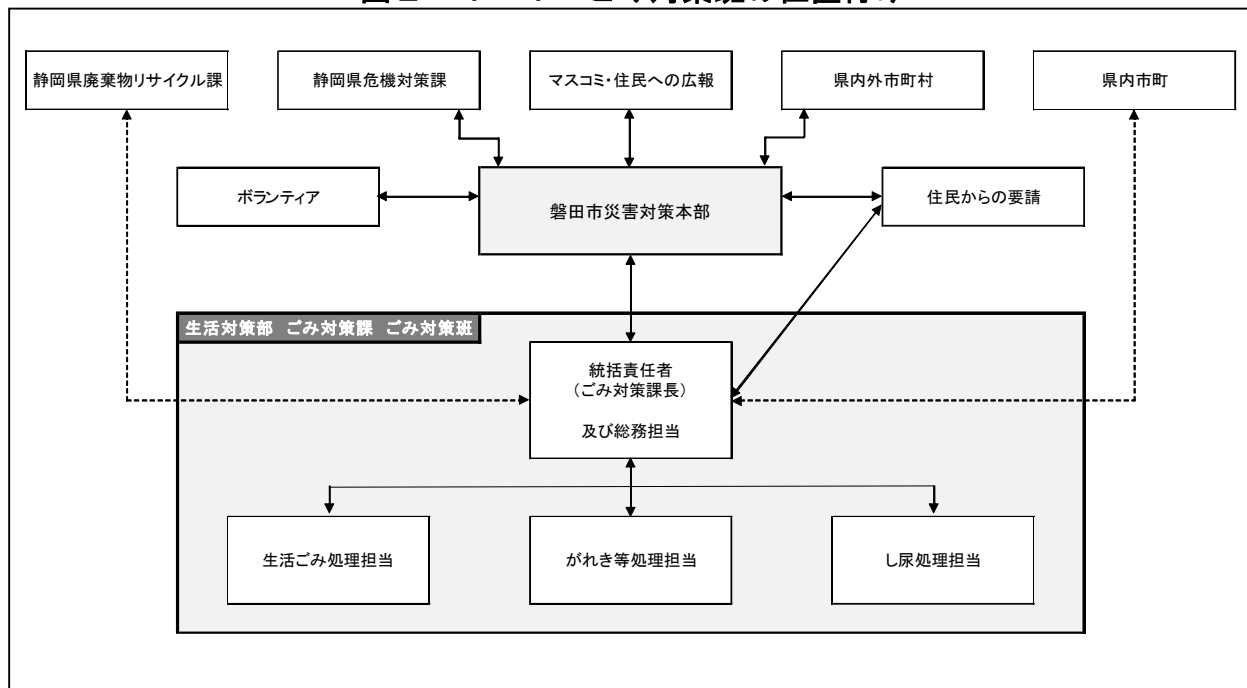
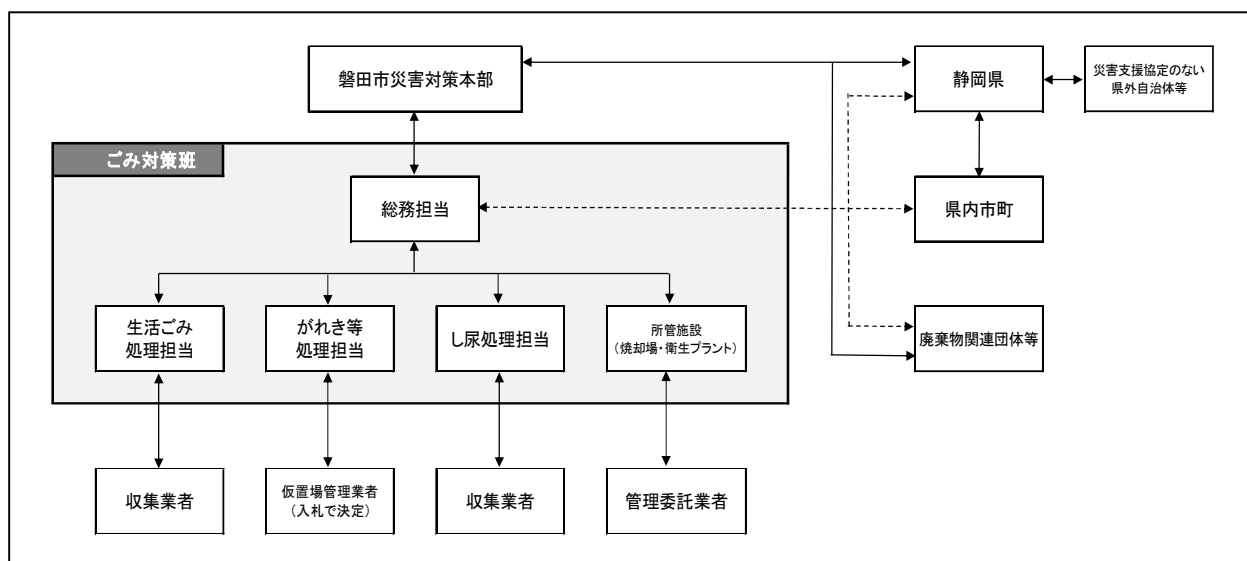


図 2-1-2 ごみ対策班の連絡体制



(1) 災害対策本部との連絡・情報収集

ごみ対策班は、主に総務担当が中心となって、災害対策本部等との連絡調整を行う。

(2) 静岡県との連絡・情報収集

総務担当は、各担当や災害対策本部から得た情報を取りまとめ、県に報告する。また、災害廃棄物等の処理に関する県の方針及び国の動向について、連絡通達等を受けた場合は、速やかに関係する担当者に伝達する。

なお、本市単独で災害廃棄物処理を遂行するのが困難であると見込まれる場合は、県に対して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく事務委託や県外自治体からの支援を要請する。

(3) 県内市町との連絡・情報収集

県内市町は、「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定（平成 13 年 3 月 30 日）」の締結により、県を経由せずに直接支援要請ができることから、近隣市町との積極的な情報交換や必要に応じて相互支援を行う。

(4) 関係団体との連絡・情報収集

総務担当者は、応援協定を締結している関係団体と連絡をとり、情報交換及び対策の調整を行う。廃棄物関連団体等との情報交換及び連絡調整は、適宜各担当において行う。

(5) 所管施設（焼却場・し尿処理施設）からの報告

所管施設の被害状況を確認するとともに、障害が発生した場合の復旧作業を速やかに実施する。その後、以下の点について班長へ報告する。

- ア 被害のあった施設の場所。
- イ 被害の程度。（稼働の有無）
- ウ 復旧作業の手配の有無、若しくは代替手段の内容。
- エ 復旧に要する日数・時間の目安。
- オ 他自治体への支援要請の必要の有無。
- カ その他必要な事項。

(6) 収集、運搬業者等からの報告

被災後、速やかに生活ごみ及びし尿の処理を実行するため、収集委託業者・収集許可業者、市直営班に対して、運転手・収集車両の被災状況を確認する。

被災によって、収集業務の遂行が困難となる事態が生じた場合は、被害のなかった業者や市直営のフォローで足りるか、他市町等の支援を要する状態か確認する。

(7) 仮置場からの報告

仮置場及び管理業者の決定後は、がれき等処理担当が主体となって、火災・臭気予防や飛散防止等の対策に努め、現地の使用状況を適宜報告させること。

(8) 組織体制の構築

組織体制の構築にあたり考慮すべき点を表2-1-2に示す。

**表2-1-2 内部組織体制の構築にあたり考慮すべき点**

ポイント	内容
班長が意思決定できる体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 正確な情報収集と指揮を速やかに行うため、班長（ごみ対策課長）が権限を有する。</li><li>・ 災害廃棄物処理は短期間に膨大な業務が発生し、また処理が長期にわたることも想定されることから、班長においても交代要員を確保しておく。</li></ul>
土木・建築職経験者の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 家屋解体や散乱物の回収は、土木・建築工事が中心であり、その事業費を積算し設計書等を作成する必要があるため、土木・建築職の経験者を確保する。</li></ul>
災害対策経験者の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 円滑な災害対応を進めるため、東日本大震災や阪神・淡路大震災を経験した地方公共団体の職員に応援を要請し、アドバイザーとして各部署に配置する。</li></ul>

出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアルを一部修正

## 2 各担当と具体的な業務内容

ごみ対策班の処理担当を表2-1-3に示し、担当ごとの具体的な業務内容を表2-1-4～表2-1-7に示す。

**表2-1-3 ごみ対策班担当業務**

処理担当	業務項目	参照先
総務担当	①職員参集状況の確認と人員配置 ②災害対策本部との連絡 ③全体業務の進捗管理と調整 ④市民対応 ⑤支援要請と受け入れ	表2-1-4
生活ごみ処理担当	①生活ごみの発生量推計 ②収集車両の確保 ③仮置場の指定 ④処理施設、収集車両、収集ルート調整 ⑤実行計画の策定	表2-1-5
がれき等処理担当	①災害廃棄物の発生量推計 ②仮置場の開設準備・運営 ③処理施設・処理ルート調整 ④実行計画の策定	表2-1-6
し尿処理担当	①仮設トイレの設置箇所数の確認 ②し尿発生量の推計 ③収集車両の確保 ④処理施設、収集車両、収集ルート調整 ⑤実行計画の策定	表2-1-7



表 2-1-4 総務担当の業務内容

業 務 項 目	業 務 内 容
①職員参集状況の確認と 人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参集職員の確認</li> <li>・ 未参集職員との連絡、安全確認</li> <li>・ 職員の健康管理</li> <li>・ 各処理担当の人員配置</li> </ul>
②災害対策本部との連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部からの情報収集（開設指定避難所数、避難者数、家屋・ライフラインの被災状況）</li> <li>・ 所管施設の被害状況及び応急対策等の報告</li> <li>・ 県、他自治体の応援要請が必要な場合の報告</li> </ul>
③全体業務の進捗管理と 調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各処理担当の業務進捗状況の把握</li> <li>・ ごみ、し尿処理施設の被災状況の把握と報告</li> <li>・ 各処理担当の実行計画取りまとめ</li> <li>・ 関係各課との連絡調整</li> <li>・ 部内各班への応援協力に関すること</li> </ul>
④市民対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民への広報</li> <li>・ 市民からの相談・苦情の受付</li> </ul>
⑤支援要請と受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、他自治体への支援要請、受け入れの検討（災害対策本部と調整）</li> </ul>

表 2-1-5 生活ごみ処理担当の具体的な業務内容

業務項目	業務内容
①生活ごみの発生量推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務担当から災害対策本部の情報を収集（開設指定避難所状況、避難者数等）</li> <li>・災害対策本部からの情報がない地域の現地調査</li> <li>・上記に基づいた生活ごみ発生量の推計</li> </ul>
②収集車両の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者の被災状況確認</li> <li>・直営車両の被災状況確認及び運転手の確保</li> <li>・県、他市からの応援要請の検討</li> </ul>
③仮置場の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場選定に係る関係部署（がれき等処理担当、建築住宅班（仮設住宅）、統括、調整班（支援拠点））との調整</li> <li>・市民への周知（総務担当と連携）</li> </ul>
④処理施設、収集車両、収集ルート調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務担当から処理施設の被災状況と受入可否の確認</li> <li>・他市町の処理施設への移送の検討</li> <li>・被災業者の収集エリアをフォローする方法の検討</li> <li>・県、他市町への収集車両、応援要請の検討</li> <li>・通行可能な道路情報の集約と効率的な運搬経路の検討</li> </ul>
⑤実行計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生量推計結果に基づいた処理方針、実行計画の策定（総務担当と連携）</li> </ul>

表 2-1-6 がれき等処理担当の業務の具体的な業務内容

業務項目	業務内容
①災害廃棄物発生量推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務担当から本部の情報を収集（倒壊・火災による焼失家屋、津波堆積物等）</li> <li>・災害対策本部からの情報がない地域の現地調査</li> <li>・上記に基づいた災害廃棄物発生量の推計</li> </ul>
②仮置場の開設準備・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場選定に係る関係部署（生活ごみ処理担当、建築住宅班（仮設住宅）、統括、調整班（支援拠点））との調整</li> <li>・一次、二次仮置場の決定</li> <li>・市民への周知（総務担当と連携）</li> <li>・二次仮置場内の中間処理施設の設置やレイアウト等の調整</li> <li>・環境影響調査等の実施や周辺対策についての検討</li> <li>・仮置場管理業者の選定及び運営管理</li> <li>・仮置場内での分別作業に関する人材確保</li> <li>・災害廃棄物処理に係る国・県費補助等の申請手続き</li> </ul>
③処理施設、処理ルート の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務担当から各処理施設の被災状況と受入可否の確認</li> <li>・他市町の処理施設への移送の検討</li> <li>・県、他市町への収集車両、応援要請の検討</li> <li>・効果的な搬入、搬出のためのルート決定</li> </ul>
④実行計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理完了日の目標設定</li> <li>・発生量推計結果に基づいた処理方針、実行計画の策定（総務担当と連携）</li> </ul>

表 2-1-7 し尿処理担当の業務の具体的な業務内容

業務項目	業務内容
①仮設トイレ設置箇所数の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務担当から災害対策本部の情報を収集（仮設トイレ設置箇所数、上下水道の被害状況）</li> <li>・災害対策本部からの情報がない地域の現地調査</li> </ul>
②し尿発生量の推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレ設置数の把握</li> <li>・し尿発生量の推計</li> </ul>
③収集車両の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集許可業者の被災状況確認</li> <li>・直営車両の被災状況確認及び運転手の確保</li> <li>・県、他市からの応援要請の検討</li> <li>・収集日程の決定と市民への周知</li> </ul>
④処理施設、収集車両、収集ルート調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務担当から処理施設の被災状況と受入可否の確認</li> <li>・他市町の処理施設への移送の検討</li> <li>・被災業者の収集エリアをフォローする方法の検討</li> <li>・県、他市町への収集車両、応援要請の検討</li> <li>・通行可能な道路情報の集約と効率的な運搬経路の検討</li> </ul>
⑤実行計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生量推計結果に基づいた処理方針、実行計画の策定（総務担当と連携）</li> </ul>

### 3 協力・支援体制

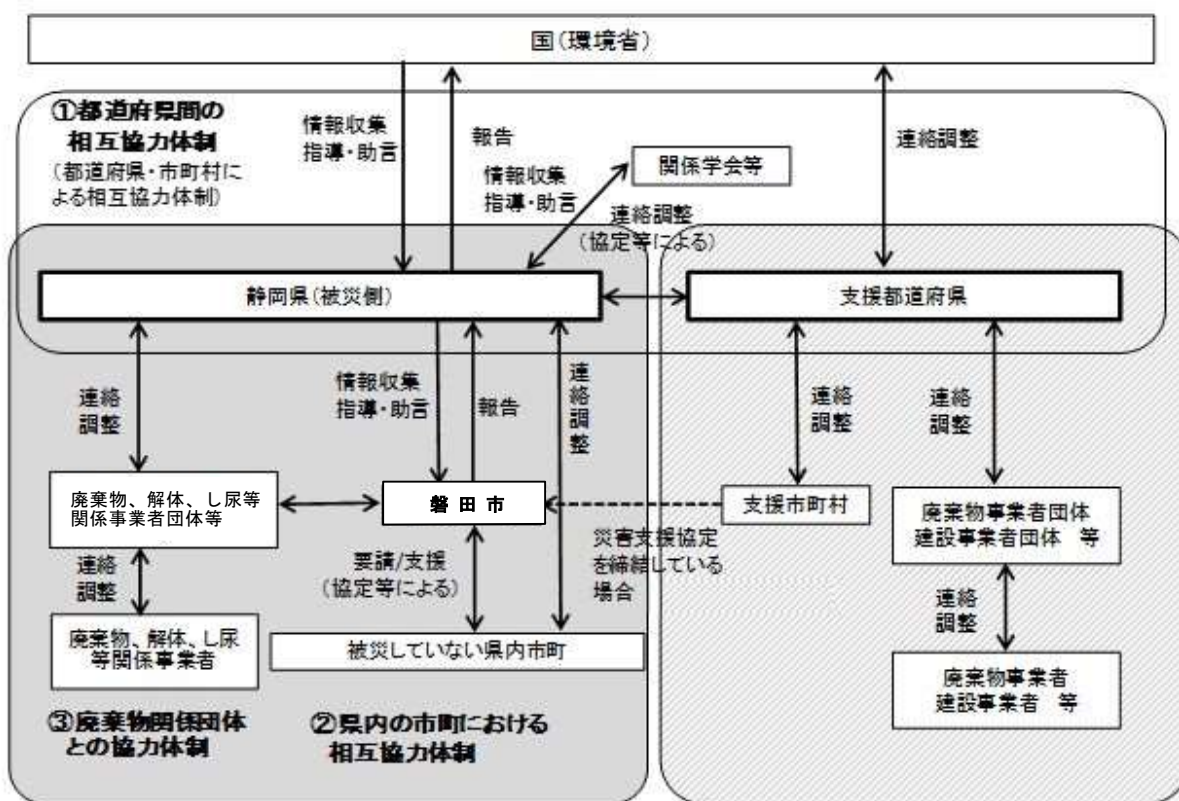
県計画の被災時における外部との協力体制は、広域的な相互協力を視野に入れた体制とし、図2-1-3のとおりである。

県域を越えた広域体制については、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに中部圏、関東圏の個別協定が締結されている。え、県が具体的な協力要請を行う。

さらに、「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「災害時における応急対策業務に関する協定」により、し尿等収集運搬事業者団体、廃棄物事業者団体や建設事業者団体等との協力体制が円滑に機能するように、訓練等を通じた連絡体制の確認を継続して行う。

本市では県に被災状況を報告するとともに、県から情報収集、指導・助言を受けながら、自衛隊や警察、消防、周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制・相互協力体制の構築を図る。なお、県内市町間の協力体制は「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書」に基づき、本市が個別に調整する。

図2-1-3 県内及び県外との協力・支援体制



出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアルを一部修正

#### 4 職員への教育訓練

本市は、本計画の記載内容について、平時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。また、県等が開催する災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家を交えた教育訓練や研修会に参加する。

このような教育訓練や研修会に継続的に参加することで人材の育成を図り、また、その成果を本計画の見直しや、協定の締結等の平時の災害廃棄物対策につなげる。

教育訓練の成果として知識・経験を習得した者及び実務経験者をリストアップする。実務経験者は災害廃棄物のみでなく廃棄物処理に関する経験者を含む。

## 第2節 一般廃棄物処理施設

### 1 一般廃棄物処理施設の災害対策

本市の一般廃棄物処理施設の概要と災害対策計画を表2-2-1に示す。

磐田市クリーンセンターについては、運転に必要な薬剤や燃料を確保する。また、収集車両を常時整備し、緊急出動できる体制を構築する。中遠広域粗大ごみ処理施設及び磐田市衛生プラントについては、補修に必要な資機材等を確保する。

表2-2-1 一般廃棄物処理施設の災害対策計画

施設名	供用開始	施設規模	災害対策計画
磐田市クリーンセンター (焼却施設)	平成23年5月	224 t / 日	薬剤及び燃料の確保
中遠広域粗大ごみ処理施設	平成9年5月	49.2 t / 日	必要な資機材の備蓄
磐田市衛生プラント (し尿処理施設)	平成元年3月	98 kl / 日	薬剤の確保

### 2 一般廃棄物処理施設の事業継続計画

事業継続計画（BCP）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急事業及び継続性の高い通常事業（以下「非常時優先事業」という。）を特定するとともに、非常時優先事業の事業継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時にあっても、適切な事業執行を行うことを目的とした計画である。

内閣府（防災担当）では、地方公共団体における地震発災時を想定した事業継続体制に係る検討を支援することを目的として、事業継続の検討に必要な事項及び手法等を取りまとめた「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（平成22年4月）」を策定している。

また、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、施設の耐震化、浸水対策等を推進し廃棄物処理システムの強靱化を確保することが求められており、国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）に基づく国土強靱化アクションプラン2018では、大規模自然災害発生後においても、再建・回復できる条件を整備することとされている。

本市の廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となる施設であるため、これらの観点からも廃棄物処理施設の事業継続計画を策定する。

### 3 し尿収集運搬・処理

仮設トイレの設置や指定避難所が開設された場合は、新たなし尿処理が必要となるため、避難者数等に係るし尿収集必要量の推計方法を表2-2-2に示す。

なお、被災した際は実際の発生量を推計し、実行計画に反映させる。

**表2-2-2 し尿収集必要量**

	1日後(人)	1週間後(人)	1カ月後(人)	し尿収集必要量(kℓ)
レベル1	58,189	79,037	65,638	134.36
レベル2	63,983	79,342	84,955	144.42

※指定避難所へ避難する人数(親戚・知人宅等へ避難する人数を含む)

出典：静岡県第4次地震被害想定(第二次報告)、災害廃棄物対策指針資料編【技1-11-1-2】

・し尿収集必要量:最大避難者数×し尿1人1日排出量

・最大避難者数:レベル1 79,037人 レベル2 84,955人 ・し尿1人1日排出量:1.7ℓ/人・日

上記の推計結果から、収集車両(バキューム車)は市の所有する2台と収集運搬許可業者の所有する登録車両8台の合わせて10台となる。1台当たりの最大積載量が1.8kℓであることから、現状収集能力が不足している。

し尿の収集・運搬、処理等について、収集運搬許可業者所有の予備車両の使用、県や収集運搬団体等の支援、非被災地域への広域移送も必要とされるため、災害支援協定を締結するなどのし尿処理体制を構築する。また、下水道普及地域においては、被災状況が把握できるまでの期間について、自己処理や最寄りの仮設トイレで対処されるよう広報を行う。

### 4 指定避難所ごみと推計

指定避難所ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設で処理を行う。指定避難所内に一時的な保管場所を確保する。困難の場合は、指定避難所周辺に確保する。また、災害時においても、分別を行うことが、その後の処理をスムーズにし、結果的に復興に寄与することとなるので、可能な限り分別を行う。

指定避難所ごみの収集・運搬、処理等について、本市単独での対応が困難で、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、災害支援協定を締結するなどの必要なごみ処理体制を構築する。

指定避難所のごみ発生量(し尿は含まない)の推計を表2-2-3、表2-2-4に示す。

なお、被災した際は実際の発生量(応急仮設住宅を含む)を推計し、実行計画に反映させる。



表 2-2-3 指定避難所ごみ発生量推計（レベル1）

No.	避難所名	避難者数 (人)	ごみ発生量 (t)	No.	避難所名	避難者数 (人)	ごみ発生量 (t)
1	城山中学校	2,368	1.72	23	福田小学校	4,228	3.07
2	磐田北小学校	4,662	3.38	24	福田中央交流センター	1,890	1.37
3	富士見小学校	3,600	2.61	25	豊浜小学校	2,072	1.50
4	ワークピア磐田	880	0.64	26	福田屋内スポーツセンター	876	0.64
5	磐田市総合体育館	1,988	1.44	27	福田健康福祉会館	576	0.42
6	磐田第一中学校	1,989	1.44	28	竜洋中学校	2,432	1.77
7	磐田中部小学校	3,520	2.56	29	竜洋西小学校	3,687	2.67
8	磐田西小学校	4,387	3.18	30	竜洋東小学校	1,734	1.26
9	磐田南小学校	3,625	2.63	31	竜洋北小学校	1,888	1.37
10	長野小学校	2,014	1.46	32	豊田北部小学校	1,673	1.21
11	西貝交流センター	1,441	1.05	33	豊田東小学校	1,389	1.01
12	南御厨交流センター	2,481	1.80	34	豊田中学校	2,504	1.81
13	東部小学校	332	0.24	35	アミューズ豊田	1,368	0.99
14	神明中学校	1,104	0.80	36	豊田南小学校	1,366	0.99
15	田原小学校	2,296	1.67	37	豊田南中学校	1,405	1.02
16	向笠小学校	628	0.46	38	青城小学校	1,814	1.32
17	向陽中学校	974	0.71	39	豊岡中学校	817	0.59
18	大藤小学校	1,639	1.19	40	豊岡北小学校	230	0.17
19	岩田小学校	691	0.50	41	豊岡総合センター	656	0.48
20	南部中学校	832	0.60	42	豊岡南小学校	698	0.51
21	於保農村婦人の家	2,020	1.46	43	豊岡南部会館	399	0.29
22	福田中学校	1,495	1.09	44	豊岡東交流センター	369	0.27
				合 計		79,037	57.36

出典（発生量の推計）：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル

出典（避難者数）：静岡県第4次地震被害想定（二次報告）

- ・指定避難所等ごみの発生量推計＝避難者数×発生原単位
- ・発生原単位：一人当たりの排出量 726 g/人・日（令和元年度実績値 磐田市ごみ対策課）
- ・避難者数 79,037 人について、レベル1の最大避難者を見込む（本計画 21 頁参照）

表 2-2-4 指定避難所ごみ発生量推計（レベル2）

No.	避難所名	避難者数 (人)	ごみ発生量 (t)	No.	避難所名	避難者数 (人)	ごみ発生量 (t)
1	城山中学校	2,542	1.85	23	福田小学校	4,449	3.23
2	磐田北小学校	5,045	3.66	24	福田中央交流センター	1,980	1.44
3	富士見小学校	3,910	2.84	25	豊浜小学校	2,244	1.63
4	ワークピア磐田	954	0.69	26	福田屋内スポーツセンター	933	0.68
5	磐田市総合体育館	2,124	1.54	27	福田健康福祉会館	615	0.45
6	磐田第一中学校	2,120	1.54	28	竜洋中学校	2,256	1.64
7	磐田中部小学校	3,730	2.71	29	竜洋西小学校	3,852	2.80
8	磐田西小学校	4,581	3.33	30	竜洋東小学校	1,939	1.41
9	磐田南小学校	3,901	2.83	31	竜洋北小学校	2,395	1.74
10	長野小学校	2,181	1.58	32	豊田北部小学校	1,848	1.34
11	西貝交流センター	1,500	1.09	33	豊田東小学校	1,549	1.12
12	南御厨交流センター	2,547	1.85	34	豊田中学校	2,610	1.89
13	東部小学校	349	0.25	35	アミューズ豊田	1,477	1.07
14	神明中学校	1,166	0.85	36	豊田南小学校	1,499	1.09
15	田原小学校	2,418	1.76	37	豊田南中学校	1,553	1.13
16	向笠小学校	672	0.49	38	青城小学校	1,995	1.45
17	向陽中学校	1,088	0.79	39	豊岡中学校	965	0.70
18	大藤小学校	1,827	1.32	40	豊岡北小学校	267	0.19
19	岩田小学校	777	0.56	41	豊岡総合センター	762	0.55
20	南部中学校	930	0.68	42	豊岡南小学校	815	0.59
21	於保農村婦人の家	2,139	1.55	43	豊岡南部会館	460	0.33
22	福田中学校	1,568	1.14	44	豊岡東交流センター	423	0.31
				合 計		84,955	61.68

出典（発生量の推計）：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル

出典（避難者数）：静岡県第4次地震被害想定（二次報告）

- ・ 指定避難所等ごみの発生量推計＝避難者数×発生原単位
- ・ 発生原単位：一人当たりの排出量 726 g/人・日（令和元年度実績値 磐田市ごみ対策課）
- ・ 避難者数 84,955 人について、レベル2の最大避難者を見込む（本計画 21 頁参照）

### 第3節 災害廃棄物処理

#### 1 発生想定量と処理可能量

本市における災害廃棄物発生想定量は、「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書」の被害想定から、表2-3-1のとおりである。

発災後、処理を行う際は、実際の発生量を改めて推計し直し、実行計画に反映させる。

**表2-3-1 各レベルにおける災害廃棄物の想定量**

被害想定	災害廃棄物等発生量(千t)			災害廃棄物等発生量(千m <sup>3</sup> )		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
レベル1 の地震・津波	2,152	36~78	2,188~ 2,230	1,923	33~53	1,956~ 1,976
レベル2 の地震・津波	2,162	442~938	2,604~ 3,100	1,932	401~642	2,333~ 2,574

出典：静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）

災害廃棄物の組成は、県計画と同様とし、表2-3-2のとおりである。

**表2-3-2 災害廃棄物の組成設定と発生量**

分類	可燃混合物	不燃混合物	木くず	コンクリートがら	金属くず	津波堆積物	その他	合計(%)
割合(%)	11	20	2	34	4	28	1	100

出典（発生量の推計）：県マニュアルNo.1市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル

本市における既存施設での災害廃棄物の処理可能量は、表2-3-3のとおりである。

**表2-3-3 ごみ焼却施設の処理可能量**

施設名	年間処理量(t/年度)	処理能力(t/日)	年間処理能力(t/年)	処理能力に対する余裕分の割合(%)	処理可能量(t/年度)
磐田市クリーンセンター	41,178	224	62,720	34%	20,472

出典：全都清ごみ処理施設整備の計画・設計要領

- ・処理可能量＝処理能力×年間稼働日数×調整稼働率×余裕分の割合
- ・年間処理量：令和元年度クリーンセンター処理量実績（令和元年度実績値 磐田市ごみ対策課）
- ・処理能力：224t（2炉） ・年間処理能力：処理能力×年間稼働日数
- ・年間稼働日数：280日 ・調整稼働率：0.96（稼働等ロス分）
- ・余裕分の割合：（年間処理能力－年間処理量）÷年間処理能力×100

## 2 処理方針

本市の処理方針は、以下のとおりとする。

(1) 処理期間：3年間を目標

本市の災害廃棄物発生量と処理可能量等を基に、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（環境省、平成 23 年 5 月）」及び東日本大震災の事例等を参考に3年間を目標とする。

(2) 処理費用：災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用する。

(3) 処理方法等：リサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくする

災害廃棄物の処理にあたっては、3Rの観点から、できるだけ一次仮置場、二次仮置場においてリサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくすることを基本とする。

処理方針に沿って、仮置場の面積や運営方法、分別精度、仮設廃棄物処理施設、地元雇用、処理フロー等が決定されていくが、実際の作業としては、最終的にどうするかという観点から逆算して全体スケジュールとフローを構築する。

### 3 処理フロー

本市の災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、県計画等を参考として、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローと概略工程を図2-3-1に示す。

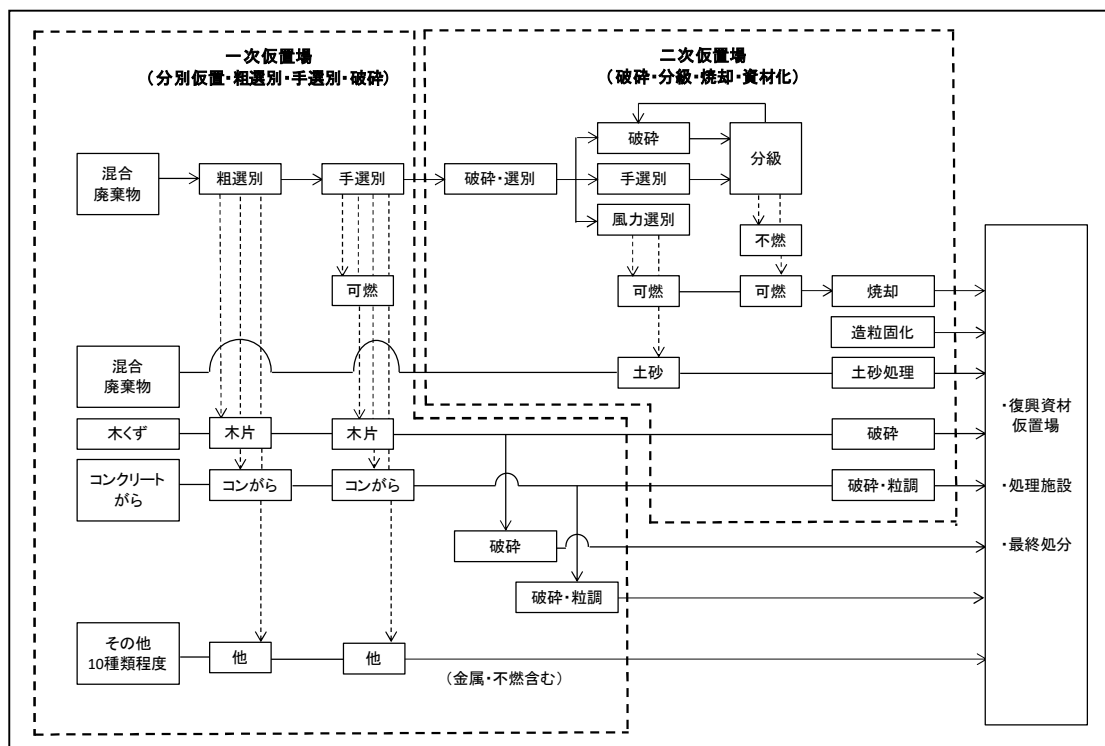
○一次仮置場での徹底分別を優先する

一次仮置場では、搬入時に分別し、重機による粗選別と徹底した手選別を行い、破砕機を用いて木くずやコンクリートがら等を破砕し、直接一般廃棄物処理施設やリサイクル先に搬出する。二次仮置場では、一次仮置場で実施できない破砕・選別・焼却等の処理を行う。

平常時、想定される災害廃棄物の量及び種類について、処理フローを設定するとともに、具体的作業工程について情報収集を行う。

発災後、災害廃棄物の処理の進捗状況や性状の変化などに応じ、処理フローは随時見直すこととする。

図2-3-1 基本処理フロー（一次仮置場での徹底分別優先）



時期区分	応急対応	復旧		復興
時間の目安	発災～3ヶ月	3ヶ月～1年	1年～3年	3年～
一次仮置場	[Timeline bar from 0 to 1.5 years]			
二次仮置場	[Timeline bar from 0.5 to 3 years]			
復興資材仮置場	[Timeline bar from 1 to 3 years]			
処理施設	[Timeline bar from 0.5 to 3 years]			
最終処分	[Timeline bar from 0.5 to 3 years]			

出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル

## 4 仮置場

### (1) 必要面積

本市の最大ケースの災害廃棄物発生想定量を考慮して、仮置場の必要面積を算定すれば表2-3-4のとおりとなる。また、一次仮置場必要面積試算表は表2-3-5のとおりである。

なお、仮設焼却炉、破砕等中間処理施設の設置スペース、再生資材の保管スペースは含んでいない。

**表2-3-4 仮置場の必要面積**

被害想定	仮置場	災害廃棄物発生量 (千 t)				仮置場必要面積 (千 m <sup>2</sup> )			
		可燃物	不燃物	津波 堆積物	発生量 合計	可燃物	不燃物	津波 堆積物	仮置場 合計
レベル1 の地震・ 津波	一次・ 二次 仮置場	290	1,316	624	2,230	193	319	113	625
レベル2 の地震・ 津波	一次・ 二次 仮置場	403	1,829	868	3,100	269	443	158	870

出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアルを一部修正

仮置場の必要面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)

仮置量＝災害廃棄物発生量一年間処理量 年間処理量＝災害廃棄物発生量/処理期間

見かけ比重：可燃物＝0.4t/m<sup>3</sup>、不燃物＝1.1t/m<sup>3</sup>、津波堆積物＝1.46t/m<sup>3</sup>

積み上げ高さ：5m 処理期間：3年 作業スペース割合：1

仮置場必要面積＝可燃系＋不燃系＋津波堆積物

表 2-3-5 一次仮置場必要面積試算表（上段レベル1、下段レベル2）

区 分	災害廃棄物 発生量 (千 t)	年間処理量 (千 t)	仮置量 (千 t)	見かけ 比重	積み上 げ高さ (m)	作業ス ペース 割合	仮置場必要 面積(千㎡)
可燃物系	290	97	193	0.4	5	1	193
	403	134	269				269
不燃物系	1,316	439	877	1.1	5	1	319
	1,829	609	1,220				443
津波堆積物	624	208	416	1.46	5	1	113
	868	289	579				158
合 計	2,230	743	1,416	-	-	-	625
	3,100	1,032	2,068				870

## (2) 仮置場候補地

仮置場候補地の選定方法については、県計画及び県マニュアルNo.2等を参考にする。

また、仮置場の確保と配置計画及び運用については、県計画及び県マニュアルNo.2等の留意事項等を参考にする。

仮置場の設置については、災害対策本部と協議の上、必要な用地の調達を行う。

なお、仮置場については、3,000㎡以上の土地の改変の場合、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく届出が必要になるほか、仮置場としての使用では、土壤汚染のおそれがあるため、県マニュアルNo.2等を参考に仮置前に土壤をサンプリングし、必要に応じて分析を行う。

## (3) 仮置場の確保

候補地選定にあたっては、公有地（市有地、県有地、国有地）の利用を基本とし、長期にわたって使用できる平坦な場所を選定する。また、二次災害や基幹産業への影響が少ない地域、病院、学校、住宅地、水源等の周辺環境にも配慮し近接する場所を避け、搬送効率も考慮する。

公有地の利用については、指定避難場所や自衛隊野営地、応急仮設住宅用地等の人命を優先するため、用地が不足する場合は、被災規模や時間軸の変化等により、利用しない、利用しなくなった自衛隊野営地や応急仮設住宅候補地などを利用する。また、阪神・淡路大震災の事例では、臨海部の多くの都市において比較的広い未利用空間が存在したため、仮置場としての活用が図られたこと、内陸部においては河川敷、採石場や工場跡地等の民有地において分散的に仮置場が確保されたことから、本市においても参考とする。

なお、仮置場の決定・運用については、災害対策本部と協議し決定する。

#### (4) 人員と資材の確保

仮置場を運営管理するために必要な人員と資機材は表2-3-6及び表2-3-7の通りである。

仮置場に職員を配置できない場合、建設業者又は廃棄物関係業者、あるいは市町OBの協力、シルバー人材の派遣等、あらゆる手段を尽くして仮置場の受入れ、誘導、積み下ろし補助、受付業務等を行う人員を確保し、常時複数人が作業に当たることができる体制とするよう、事前に体制づくりを行う。

必要な資材機材についても、表2-3-7及び「マニュアルNo.1-2 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和2年2月）」の「仮置場必要資機材及び保有機材のリスト」等を参考に保有量や保管場所、災害時の調達方法を事前に確認しておき、発災後すぐの仮置場設置に備える。

**表2-3-6 仮置場の運営・管理に必要な人員と役割**

人員	役割
現場責任者	○仮置場の全体管理 ・場内の安全管理 ・空きスペースの把握 ・連絡調整 等
誘導員	○交通整理 ・出入口での車両誘導、場内の混雑状況の調整 ○排出地域の確認 ・搬入者の免許証やナンバープレート、また可能な時期となれば罹災証明から、被災地域からの搬入であることを確認
補助員	○荷下ろしの補助 ・分別区分の区画ごとに複数名配置し、搬入者の荷下ろしを補助 ○分別指導 ・適切な分別への協力を依頼

出典：仮置場に関する検討結果 災害廃棄物対策東北ブロック協議会

※夜間の監視員が必要になる場合もある。



表 2-3-7 仮置場の設置、管理・運営に必要な資機材

資機材	役割・留意事項
保護具（手袋、ヘルメット、安全靴、防じんマスク、安全めがね等）	・管理運営にあたり、処理業者やボランティアに協力を依頼する場合は、必要な保護具の調達について調整が必要
遮水シート、敷鉄板、フレキシブル コンテナバッグ、土嚢袋、砕石	・土壌への廃棄物のめり込み、有害物質の浸透、砂じん巻き上げ等の防止
仮囲い	・不法投棄や資源物等の盗難の防止
カラーコーン、パー杭、ロープ、立て看板	・分別区分の区画や動線の提示 ・搬入された災害廃棄物（段ボールや廃材等）を活用する方法もある。
重機（バックホウ、ショベルローダー等）	・廃棄物の積上げ、粗選別、重機による出入口の封鎖
薬剤	・害虫の発生防止 ※単なる消臭目的のものは補助対象とならない可能性があるので注意

出典：仮置場に関する検討結果 災害廃棄物対策東北ブロック協議会を一部修正

## 5 仮置場に搬入できない住民への対応

車両が被災した、高齢であるなどの理由で、仮置場に片付けごみを持ち込めない住民への対応を事前に検討しておく。集積所を設置する場合には、適正に管理するための人員を確保した上で、廃棄物を早期に搬出し、仮置場に搬入するための収集・運搬体制を構築しておく。

## 6 収集運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集・運搬の方法やルート、必要機材、連絡体制・方法について、平時に具体的に検討を行う。また、道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ収集・運搬体制の見直しを行う。

なお、災害廃棄物の収集運搬は、対応時期によって異なるため、災害予防、発災時・初動期、仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時に分けて考える必要がある。そこで、県計画の時期ごとの収集運搬車両の確保とルート計画を検討するに当たっての留意事項等を参考とする。収集運搬車両の確保とルート計画を検討するに当たっての留意事項は表 2-3-8 の通りである。

**表 2-3-8 収集運搬車両の確保とルート計画を検討するに当たっての留意事項**

時期	収集運搬車両の確保とルート計画を検討するに当たっての留意事項	
平時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の建設業協会や産業廃棄物協会等と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、関係団体の所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく。</li> </ul>	
応急対応 （初動期を含む）	災害廃棄物全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等により処理施設の被災状況等を事前に想定し、廃棄物の発生場所と発生量から収集運搬車両の必要量を推計する。</li> <li>・災害初動時以降は、対策の進行により搬入が可能な仮置場が移るなどの変化があるため、GPSと複数の衛星データ等（空中写真）を用い、変化に応じて収集運搬車両の確保と収集、運搬ルートが変更修正できる計画とする。</li> <li>・災害初動時は廃棄物の運搬車両だけでなく、緊急物資の輸送車両等が限られたルートを利用する場合も想定し、交通渋滞等を考慮した効率的なルート計画を作成する。</li> <li>・利用できる道路の幅が狭い場合が多く、小型の車両しか使えない場合が想定される。この際の運搬には2トンドンプトラック等の小型車両で荷台が深い車両が必要となる場合もある。</li> <li>・直接、焼却施設へ搬入できる場合でも、破砕機が動いていないことも想定され、その場合、畳や家具等を圧縮・破砕しながら積み込めるプレスパッカー車（圧縮板式車）が活躍した例もある。</li> <li>・発災直後は片付けごみが多く出されるため、通常より廃棄物の収集運搬量が多くなるため、通常時を超える収集車両や人員の確保が必要となる。</li> </ul>
	生活ごみ（避難所ごみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所及び被害のなかった地域からの生活ごみを収集するための車両（パッカー車）の確保が必要となる。そのためには、発災直後の混乱の中で収集車両及び収集ルート等の被災状況を把握しなければならない。</li> </ul>
仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の運搬には10トンドンプトラックが使用されることが多い。収集運搬が必要な災害廃棄物量（推計値）から必要な車両台数を計画する。</li> <li>・仮置場への搬入は収集運搬車両が集中する場合が多く、交通渋滞に配慮したルート計画が要求される。</li> <li>・ルート計画の作成に当たっては、できるだけ一方通行で完結できる計画とし、収集運搬車両が交錯しないように配慮する。</li> <li>・災害廃棄物の搬入・搬出量の把握のためには、仮置場にトラックスケールを設置したり、中間処理施設において計量したりすることが考えられる。ただし、それらの設備が稼働するまでの間や補完のため、収集運搬車両の積載可能量と積載割合、積載物の種類を記録して、推定できるようにしておくことも重要である。</li> <li>・災害廃棄物の運搬には、交通渋滞の緩和等のため、船舶を利用することも考えられる。</li> </ul>	

出典：静岡県災害廃棄物処理計画（令和2年7月）

## 7 環境対策と環境モニタリング

平時からモニタリングが必要な場所を認識し、どのような環境項目について配慮する必要があるのか把握しておく。

環境モニタリングは、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の仕様・保管場所等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の項目について行い、被災後の状況を確認し、災害対策本部が情報提供を行う。

損壊家屋等の撤去現場及び災害廃棄物処理において考慮すべき環境影響と環境保全対策の概要は表2-3-9のとおり示す。

**表2-3-9 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策**

影響項目	環境影響	環境保全対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散</li> <li>石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散</li> <li>災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な散水の実施</li> <li>保管、選別、処理装置への屋根の設置</li> <li>周囲への飛散防止ネットの設置</li> <li>フレコンバッグへの保管</li> <li>搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制</li> <li>運搬車両の退出時のタイヤ洗浄</li> <li>収集時分別や目視による石綿分別の徹底</li> <li>作業環境、敷地境界での石綿の測定監視</li> <li>仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動</li> <li>仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音・低振動の機械、重機の使用</li> <li>処理装置の周囲等に防音シートを設置</li> </ul>
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>PCB等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>
臭気	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物からの悪臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>敷地内で発生する排水、雨水の処理・水たまりを埋めて未然防止</li> </ul>

出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアルを一部修正

## 8 仮設中間処理施設

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、災害廃棄物の減量化及び再生利用を目的として、仮設焼却炉や破碎・選別機等の仮設中間処理施設設置を表2-3-10のとおり示す。

なお、被災した際は、被災規模、災害廃棄物の発生量や種類等を確認し、実行計画に反映させる。

表2-3-10 仮設中間処理施設計画

仮置場	各処理施設	対象廃棄物	具体例
一次・二次 仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗選別、破碎・選別施設</li> <li>土壌選別施設</li> <li>コンクリート破碎施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗選別-コンクリート選別分-木くず選別分-可燃物選別分</li> <li>津波堆積物（砂はふり落とす）</li> <li>コンクリート・アスファルトがら</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手選別設備、バックホウやホイローダー等選別重機、磁力選別機</li> <li>回転式選別機又は振動式選別機</li> <li>自走式・固定式破碎機</li> </ul>
	仮設焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>破碎可燃物+木くず分別分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストーカ炉又はキルン炉</li> </ul>
	灰処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>主灰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造粒固化設備 (飛灰は埋立処分する)</li> </ul>

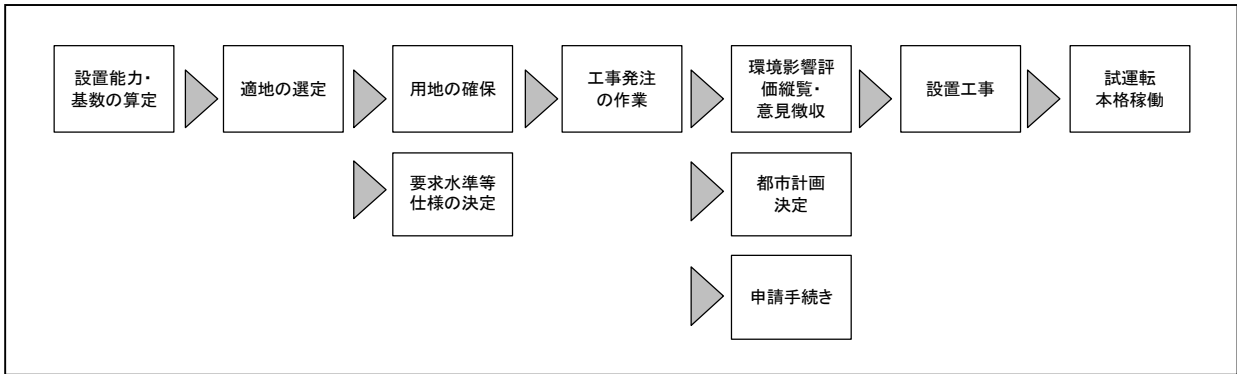
出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアルを一部修正

仮設焼却炉を設置する場合、設置場所の決定後は、県計画等を参考に環境影響評価又は生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進める。(図2-3-2参照)

仮設焼却炉の配置に当たっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐよう検討する。また、県計画等を参考に制度を熟知した上で手続きの簡易化に努め、工期の短縮を図る。

ここでいう仮設焼却炉は、自然災害により一時的に大量に発生した廃棄物の処理を目的として設置する焼却炉であり、災害廃棄物が無くなった時点で撤去することを前提としている。

図 2-3-2 仮設焼却炉の設置フロー（例）



出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル

### 9 損壊家屋等の撤去等

「静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）報告書」に基づき、損壊家屋等の数量を算出すると、表2-3-11のとおりである。

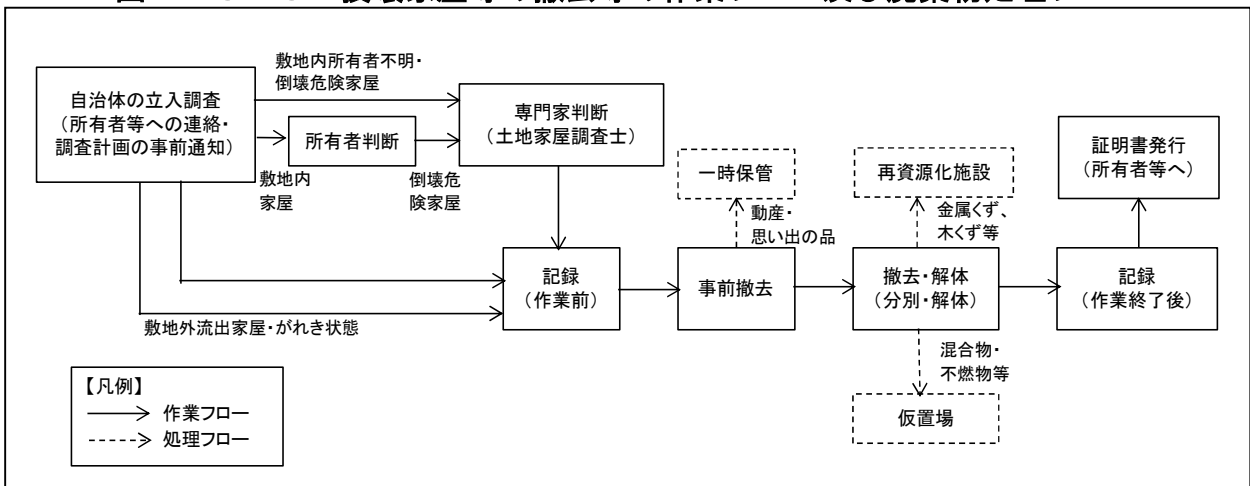
表 2-3-11 建物棟数及び損壊家屋等（全壊・焼失）の数量

被害想定	
建物棟数 (平成24年1月1日現在)	60,596棟
レベル1の地震・津波	約18,000棟
レベル2の地震・津波	約27,000棟

出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアルを一部修正

損壊家屋等の撤去等の作業フロー及び廃棄物処理フロー等は図2-3-3に示すとおりである。重機による作業があるため、設計、積算、現場管理等に土木・建築職を含めた人員が必要となる。

図 2-3-3 損壊家屋等の撤去等の作業フロー及び廃棄物処理フロー



出典：【技19-1】損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）と分別に当たっての留意事項（環境省、平成31年4月）

「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成 23 年 3 月 25 日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）により、損壊家屋に対する国の方針が出されている。

この指針の概要と損壊家屋等の解体・撤去と分別に当たっての留意点を表 2-3-12 に示す。

**表 2-3-12 損壊家屋等の撤去等に関する指針と解体・撤去と分別に当たっての留意点**

項 目	損壊家屋等の撤去等に関する指針と解体・撤去と分別に当たっての留意点
損壊家屋等の撤去等に関する指針の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、又は連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。</li> <li>・一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。</li> <li>・建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。</li> </ul>
解体・撤去と分別に当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。</li> <li>・一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。</li> <li>・撤去・解体の作業開始前および作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。</li> <li>・撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。</li> <li>・廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。</li> </ul>

出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル

## 10 分別・処理・再資源化

災害廃棄物等の種類ごとの分別・処理・再資源化量及び方法例を表2-3-13に示す。

**表2-3-13 分別・処理・再資源化量及び方法例**

仮置場	災害廃棄物等	処理方法	再資源化方法例
一次・二次仮置場	木くず	・分別、粗選別、手選別、破砕 ・主灰造粒固化	・復興資材、木くずチップ ・土木資材
	金属くず	分別、破砕	金属スクラップ
	コンクリート・アスファルトがら	破砕、粒調	土木資材
	津波堆積物	分別、洗浄処理	復興資材

出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアルを一部修正

## 11 最終処分

東日本大震災においては、埋め立てる災害廃棄物量を大幅に減らすことができた例もあることから、資源を有効に利用するため、本市においても最終処分量の削減に努める。

## 12 広域処理

円滑で効率的な災害廃棄物の処理のため、災害廃棄物の広域処理に関する手続き方法や契約書の様式等については、県マニュアルNo.4等を参考に準備する。

なお、発災後の迅速の対応のため、被災側・支援側の両方の契約書様式を準備する。

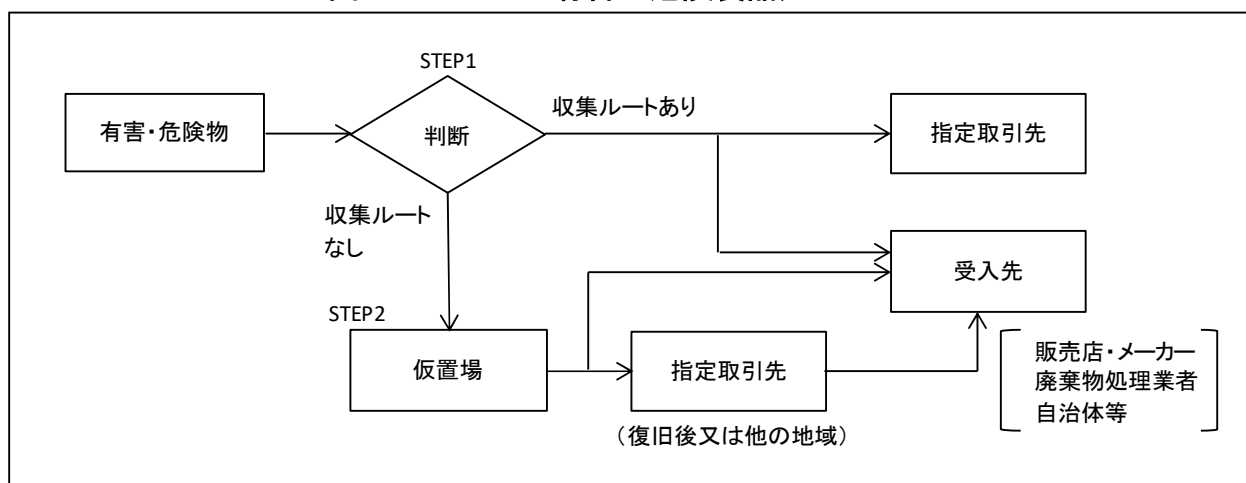
### 13 有害廃棄物・処理困難物対策

有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報するものとする。

有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要であり、関連業者へ協力要請を行う。

有害・危険製品の処理フローは、図2-3-4のとおりである。また、対象とする有害・危険製品の収集・処理方法を表2-3-14に示す。

図2-3-4 有害・危険製品処理フロー



出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル



表 2-3-14 対象とする有害・危険製品の収集・処理方法

区分	項目	収集方法	処理方法例	
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品 (家庭薬品ではないもの)	・販売店、メーカーに回収依頼 ・廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却	
	塗料、ペンキ	・販売店、メーカーに回収依頼 ・廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池 (ニカド電池)、ニッケル水素	・リサイクル協力店の回収箱へ	破砕、選別、リサイクル
		ボタン電池	・電器店等の回収箱へ	破砕、選別、リサイクル (金属回収)
	カーバッテリー	・リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破砕、選別、リサイクル (金属回収)	
廃蛍光灯	・回収 (リサイクル) を行っている事業者へ	破砕、選別、リサイクル (カレット・水銀回収)		
危険性があるもの	灯油、ガソリン エンジンオイル	・購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル	
	有機溶剤 (シンナー等)	・販売店、メーカーに回収依頼 ・廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	・引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
	消火器	・購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破砕、選別、リサイクル	
感染性廃棄物 (家庭)	注射器針、点滴針 ペン型自己注射針 血糖自己穿刺針 等	・廃棄物処理許可者に回収・処理依頼 ・指定医療機関での回収 (使用済み注射器針回収薬局等)	焼却・溶融、埋立	

※以下の品目については、該当する技術資料等を参照のこと。

- ・アスベスト：【技 24-14】 廃石綿等・石綿含有廃棄物の処理
- ・PCB含有廃棄物電気機器：PCB含有廃棄物について (第一報：改訂版) (国立環境研究所)
- ・フロンガス封入機器 (冷蔵庫、空調機等)：【技 24-6】 家電リサイクル法対象製品の処理

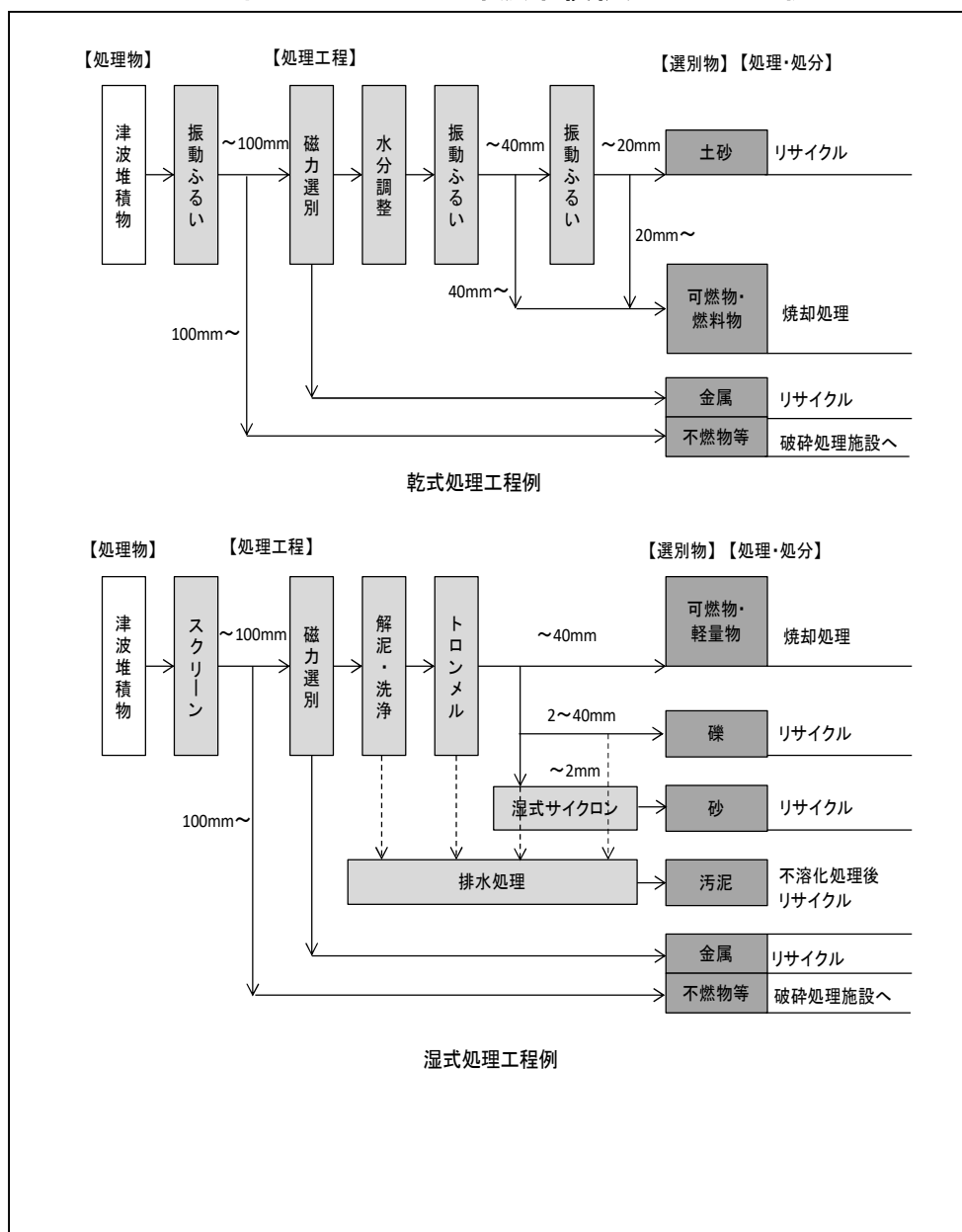
出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル

## 14 津波堆積物

津波堆積物の性状（土砂、ヘドロ、汚染物など）に応じて適切な処理方法（回収方法や収集運搬車両の種類等）を選択し、県、関係団体等と連携して再資源化を目指す。

津波堆積物処理フロー例を図2-3-5に示す。なお、東日本大震災では、膨大な津波堆積物が陸上へうちあげられたが、可能な限り復興資材等として再資源化を行い、最終処分量を削減することができた。

図2-3-5 津波堆積物処理フロー例



出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル

## 15 思い出の品等

損壊家屋など災害廃棄物を撤去する場合は、県マニュアルNo.14を参考に、思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、取扱ルールをあらかじめ定める。基本的事項は、以下のとおりである。

- (1) 所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。
- (2) 所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については廃棄に回さず、市等で保管し、可能な限り所有者に引渡す。回収対象として、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジカメ等が想定される。個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。

## 16 許認可の取扱い

関係法令の目的を踏まえ、必要な手続きを精査し、担当部署と手続等を調整しておく。

(例) 静岡県警：緊急通行車両事前届出制度など。

## 17 住民等への広報

本市は、以下の事項について住民の理解を得られるよう日頃からの広報等を継続的に実施する。

- (1) 仮置場への搬入に際しての分別方法
- (2) 腐敗性廃棄物等の排出方法
- (3) 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止

また、避難所の被災者に対する災害廃棄物の処理に関する広報について、広報広聴・シティプロモーション課等と調整し、広報紙やマスコミ、避難所等への広報手法・内容等を確認しておくとともに、情報の一元化を図る。

発災直後から仮置場の開設予定や収集の有無等について、できるだけ早い段階で時系列を考慮して広報計画を立てる。

スムーズな広報実施のため、広報文案を事前に作成しておく。

発災後は被災者の片付けを手伝う災害ボランティアにも廃棄物の分別や排出方法を周知する必要がある。災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会と平時から連絡窓口を定め連絡先の確認を行う。

## 第3章 災害応急対応（初動期～応急対応前半）

### 第1節 初動期（発災直後～3日後）

#### 1 被災情報の収集

翌日以降の廃棄物処理の可否の判断、災害廃棄物発生量の推計準備、支援要請の検討等を行うため、市内全体の被害状況（建物被害等）や委託先を含む廃棄物処理施設等の被害状況等について情報を収集する。

収集した情報の一部は、都道府県や関係団体等と共有する。（都道府県への報告は、災害対策本部等からも行われる。廃棄物処理に特有な事項を中心に県の廃棄物部局に報告する）

- （1）市内全体の被害情報を収集する。（建物の被害棟数、浸水範囲、ライフラインの被害状況、道路状況等）
- （2）委託先を含む廃棄物処理施設等に関する被害情報を収集する。（管内の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、収集運搬車両等）  
ごみ処理施設は以下の施設の被害状況の把握を行う。
  - ア 市内の一般廃棄物処理施設（磐田市クリーンセンター、中遠広域粗大ごみ処理施設、磐田市衛生プラント等）の被害状況
  - イ 必要に応じ市内のリサイクル施設（磐田広域リサイクルセンター）、産業廃棄物処理施設の被害状況。
- （3）必要に応じて、現地確認のために被災現場等に職員を派遣する。

※環境省「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」による被害状況チェックリストを活用し、災害対策本部と連携しながら被災情報を収集する。

#### 2 災害用トイレの必要数の確保・設置

必要基数の確保については、市や自主防災会等の保有する仮設トイレ等を優先利用する。不足する場合は、災害支援協定に基づいて、県や建設事業団体、レンタル事業者団体等から協力を得る。

### 3 し尿の収集・運搬・受入れ施設の確保

し尿の収集・運搬は、発災後に最も急がれる対応の1つである。東日本大震災では、市町村が事業者団体と締結している災害協定においては、市町村の要請によりし尿収集すること等を定めており、発災後速やかに自治体から避難所等のし尿や浄化槽汚泥等の収集運搬が要請された。

発災後、生活圏内の公衆衛生を確保するため、磐田市衛生プラント、下水道施設について、速やかに緊急措置を講ずる。

被災により下水道施設・磐田市衛生プラントへの移送が困難な場合は、非被災地域への広域移送等を行う。

### 4 仮置場の確保等、災害廃棄物の処理体制の確保

災害廃棄物を回収するために、平時に選定した仮置場候補地から仮置場を決定するとともに、仮置場の管理・運営に必要な資機材や人員を確保し、災害廃棄物の分別方法を決定する。それらの準備が整った後に仮置場を開設し、災害廃棄物の受け入れを開始する。

仮置場の確保に当たっては、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて設定場所を見直す。

並行して、仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等について住民・ボランティアへ周知する。(住民広報については10に記載)

特に水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみの搬出が始まるため至急の対応が必要である。

### 5 環境モニタリングの実施

地域住民の生活環境への影響を防止するために、仮置場内又は近傍において、可能な範囲で大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を住民等へ情報提供する。

特に、発災後、可能な限り早い段階で一般大気中の石綿測定を行うことが重要であり、実施に際しては関係部局に協力を要請する。

石綿測定に当たっては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル(改定版)(平成29年9月)」を参照する。

## 6 自衛隊等との連携

自衛隊・警察・消防及び所管主体に配慮し、連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う必要がある。特に、初動期での災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去は、人命救助の要素も含まれるため丁寧に行う必要がある。

情報の一元化の観点から災害対策本部と調整した上で、自衛隊・警察・消防と連携する。

## 7 道路上の災害廃棄物の撤去

放置車両等により道路が遮断されていることも想定されるため、本市において、自衛隊・警察・消防等に収集運搬ルートを示し、協力が得られる体制を確保する。

災害廃棄物等を撤去する際には、石綿や硫酸などの有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、本市はその旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるとともに安全確保に努める。また、釘やガラスなどが散乱するため、安全靴やゴーグルなど必要な防具をつける。

## 8 有害物・危険物の撤去

生活環境保全のため、有害物質の保管場所等についてP R T R（化学物質排出移動量届出制度）等に基づいて、あらかじめ作成した地図等を基に有害物・危険物の種類と量及び拡散状況を把握する。

## 9 問い合わせ等の対応

被災者などからの問い合わせや要望等については、災害対策本部統括・調整班と連携して対応する。想定される問い合わせ内容は、自動車や船舶などの所有物や思い出の品等・貴重品に関すること、倒壊家屋に関することが考えられる。その他、有害物質（石綿含有建材の使用有無など）の情報や、生活環境への要望等が寄せられることも想定される。

## 10 住民への広報

被災者に対して災害廃棄物に係る広報を行う。

事前に作成していた広報文案を基に、実際の災害や廃棄物の回収方法に合わせた内容とし、広報する。

広報は、災害対策本部統括・調整班と連携して市広報誌や新聞、市ホームページ、コミュニティFM及び指定避難所等への掲示などで行う。その内容として、以下が考えられる。

- (1) 災害廃棄物の収集方法に関すること（定期収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- (2) 住民が持込みできる集積場に関すること（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- (3) 仮置場の場所及び設置状況に関すること
- (4) ボランティア支援依頼窓口に関すること
- (5) 市の問合せ窓口に関すること
- (6) 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止に関すること
- (7) 携帯トイレの使用方法や処分方法に関すること
- (8) し尿、生活ごみの収集日程に関すること
- (9) 生活ごみの排出方法、排出場所に関すること
- (10) その他、収集方法や日程等の変更に関すること

被災者の片付けを手伝う災害ボランティアにも、同様の内容の周知が必要である。ボランティアセンターでの受付の際に周知するなど、ボランティアセンターと連携して対応する。

また、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や広報の強化地域の設定も考慮する。

発災直後は、他の優先情報の周知の障害、情報過多による混乱を招かないよう考慮し、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する。

市民からの相談、苦情は、仮設トイレの配置計画、生活ごみ・し尿・がれき等の処理実施計画の見直しなどに役立つ有用な情報となり得るため、その内容と対応を記録、整理し、各処理担当で情報を共有しておく。

## 第2節 応急対応前半（発災～3週間程度）

### 1 災害廃棄物処理実行計画の策定

環境省が策定する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を策定する。

本計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を策定する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

実行計画の具体的な項目例について表3-2-1に示す。

表3-2-1 実行計画の項目例

<b>1 概要と方針</b> (1) 処理主体 (2) 処理期間 (3) 処理費用の財源	<b>6 一般廃棄物処理施設</b> (1) 各廃棄物処理施設の余剰能力の把握 (2) 他市町の廃棄物処理施設の余剰能力 (3) 県外の廃棄物処理施設の余剰能力 (4) 処理施設の選択 (5) 中間処理施設（仮設焼却炉等）の必要性
<b>2 災害廃棄物等の推計</b> (1) 災害廃棄物の発生量（倒壊・半壊家屋、津波堆積物） (2) 指定避難所及び仮設トイレのし尿収集量 (3) 指定避難所排出ごみ（応急仮設住宅排出ごみを含む）	<b>7 産業廃棄物処理施設</b> (1) 県内の産業廃棄物処理施設の余剰能力 (2) 県外の産業廃棄物処理施設の余剰能力 (3) 埋立予想量 (4) 処理施設の選択
<b>3 災害廃棄物の組成</b> (1) 可燃物、不燃物の割合 (2) 塩分の影響 (3) 不燃物中の塩分 (4) 有害廃棄物 (5) 処理困難物	<b>8 分別方法</b> (1) 一次・二次仮置場での分別 (2) 二次仮置場の配置
<b>4 処理フロー</b>	<b>9 処理の進め方</b> (1) 市の直営 (2) 業者委託（プロポーザル方式など） (3) 処理工程等
<b>5 処理費用と財源</b>	<b>10 その他</b>



## 2 災害廃棄物発生量・処理可能量の推計

発災後における実行計画の策定、処理体制の整備のため、被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計する。

災害廃棄物発生量は、県計画等を参考にして、建物の被害棟数や水害又は津波の浸水範囲を把握することにより推計する。

推計方法については、表3-2-2及び表3-2-3を参考にする。

**表3-2-2 災害廃棄物発生量の推計例**

種類	被害数		原単位	災害廃棄物発生量	
災害廃棄物	全壊（棟）	（目視）	117 t/棟	全壊（t）	
	半壊（棟）	（目視）	23 t/棟	半壊（t）	
津波堆積物	浸水面積（m <sup>2</sup> ）	（目視）	0.024 t/m <sup>2</sup>	浸水面積（t）	
				合計（t）	

出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル

処理可能量は、一般廃棄物処理施設等の被害状況等を踏まえ推計する。

処理しなければならない量（処理見込み量）は、建物所有者の解体意思や海域へ流出した災害廃棄物の取扱いなどにより異なる。処理を進めていく上で選別・破碎や焼却の各工程における処理見込み量を把握する必要がある。

災害廃棄物発生量の推計方法は、東日本大震災の実績等を参考に、新しい原単位を設定した上で、地域ごとの災害廃棄物の発生量を推計する。発災直後、当面は「東日本大震災」の発生原単位を参考とする。

**表3-2-3 原単位一覧**

災害廃棄物原単位	・全壊：117 t/棟 ・半壊：23 t/棟 ・床上浸水：4.60 t/世帯 ・床下浸水：0.62 t/世帯
津波堆積物原単位	0.024 t/m <sup>2</sup>

## 3 収集運搬体制の確保

収集運搬体制の整備に当たっては、平時に検討した内容を参考とする。

腐敗性廃棄物や有害廃棄物、危険物などを優先して収集運搬する。

災害廃棄物に釘やガラスなどが混入している場合があるため、防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着する。

火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出や再発火などの可能性があることから、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行う。

廃棄物処理にあたっては、季節によって留意する事項が異なるため、台風等による収集運搬への影響を考慮する。

#### 4 仮置場の確保（継続）

被害状況を反映した発生量を基に必要面積の確保を引き続き行う。

仮置場の確保に当たっては、平時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアクセスできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

#### 5 倒壊の危険のある建物の撤去等

倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体（重機により建築物を一気に取り壊す解体工法。工期が短く最も効率と思われがちだが、取り壊し、分別、廃棄物処理を考慮すると非効率で費用が高くなる。）を行わない。

建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。所有者の解体意思を確認するため申請方法を被災者へ広報し、申請窓口を設置する。解体を受け付けた建物については、図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実現できる順番などを勘案し、解体・撤去の優先順位を決定する。

解体申請受付（建物所有者の解体意思確認）と並行して、解体事業の発注を行う。発災直後は、解体・撤去の対象を倒壊の危険性のある建物に限定する。

解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示する。解体・撤去の着手に当たっては、建物所有者の立会いを求め、解体範囲等の最終確認を行う。

解体・撤去が完了した段階で解体事業者から報告を受け、解体物件ごとに現地立会い（申請者、市、解体業者）を行い、履行を確認する。

損壊家屋については、石綿等の有害物質、LPガスボンベ、太陽光発電設備や家庭用、業務用の蓄電池、ハイブリッド車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

#### 6 有害物・危険物の撤去

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。人命救助の際には、特に注意を払う。

PCB等の適正処理が困難な廃棄物は、平時と同様に排出者事業へ引き渡すなど適切な処理を行う。応急的な対応としては、市が回収した後にまとめて事業者へ引き渡すなどの公的な関与による対策を行う。

## 7 廃棄物処理施設の補修及び稼働

一般廃棄物処理施設について、被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行う。安全性の確認は、平時に作成した点検手引きに基づき行う。点検の結果、補修が必要な場合は、平時に検討した補修体制を参考に必要資機材を確保し、補修を行う。

## 8 生活ごみ・指定避難所ごみの処理

生活ごみや指定避難所ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うことを原則とするが、次の事項を勘案し、指定避難所ごみを事業系ごみとして計画的に収集運搬・処理を行う。

- (1) 指定避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
- (2) 支援市町等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

## 9 腐敗性廃棄物の優先処理

水害廃棄物は、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど時間の経過により性状が変化する場合があることに留意し、保管及び処理方法には、災害廃棄物の種類ごとに優先順位を決め、処理スケジュールを作成する。

## 10 仮設トイレ等の管理

仮設トイレ等の設置後、設置者は次の事項を勘案して計画的に仮設トイレ等を管理する。なお、ごみ対策班は支援市町やし尿処理事業者等からの応援を含めたし尿の収集・処理体制を確保する。

- (1) 仮設トイレ等の衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保・供給
- (2) 仮設トイレ等の悪臭や汚れへの対策として、仮設トイレ等の使用方法、維持管理方法等について保健所等による継続的な指導・啓発

## 第4章 災害応急対応（応急対応後半）～災害復旧・復興

### 第1節 災害廃棄物処理

#### 1 処理フローと処理スケジュールの見直し

災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、災害応急対応時に作成した処理フローの見直しを行う。

処理・処分先が決定次第、処理フローへ反映させる。また、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には、適宜処理フローの見直しを行う。

処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ処理スケジュールの見直しを行う。場合によっては、広域処理や仮設焼却炉の必要性が生じることも想定する。

#### 2 収集運搬の実施（継続）

道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行う。

収集運搬は水路を利用することもあるため、場合によっては、港湾や航路の復旧状況についても確認する。

#### 3 仮置場の管理・運営

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、仮設による破碎や焼却処理を行う仮置場の設置や広域処理が必要となる。

設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討する。

機械選別や焼却処理等を行う仮置場の配置計画にあたっての注意事項は、以下のとおりである。

- (1) 木材・生木等が大量の場合は、搬出又は減容化のため、木質系対応の破碎機や仮設焼却炉の設置が考えられる。
- (2) がれき類等の災害廃棄物が大量の場合、コンクリート系の破碎機の設置が考えられる。
- (3) PCB及びアスベスト、その他の有害・危険物の分別や管理には特に注意する。
- (4) 仮置場の災害廃棄物の種類や量は時間経過とともに変動するため、時間経過を考慮した設計を行う必要がある。

- (5) 市街地の仮置場や集積所には、対象となる廃棄物以外の不要（便乗）ごみが排出されやすく、周囲にフェンスを設置し、出入口に警備員を配置するなど防止策をとると同時に、予定より処理・保管量が増える可能性を念頭に置いておく。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できる。

適切な仮置場の運用を行うために、次の人員・機材を配置する。

- ア 仮置場の管理者
- イ 十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員
- ウ 廃棄物の積上げ・積下しの重機
- エ 場内運搬用のトラック（必要に応じ）
- オ 場内作業用のショベルローダー、ブルドーザーなどの重機

また、トラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図る。

仮置場の返却にあたり、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

#### **4 環境モニタリングの実施（継続）**

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する。

環境モニタリングを行う項目は、平時の検討内容を参考にし、被害状況に応じて決定する。災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加などを行う。

放熱管の設置等により仮置場における火災を未然に防止するとともに、二次災害の発生を防止するための措置を継続して実施する。

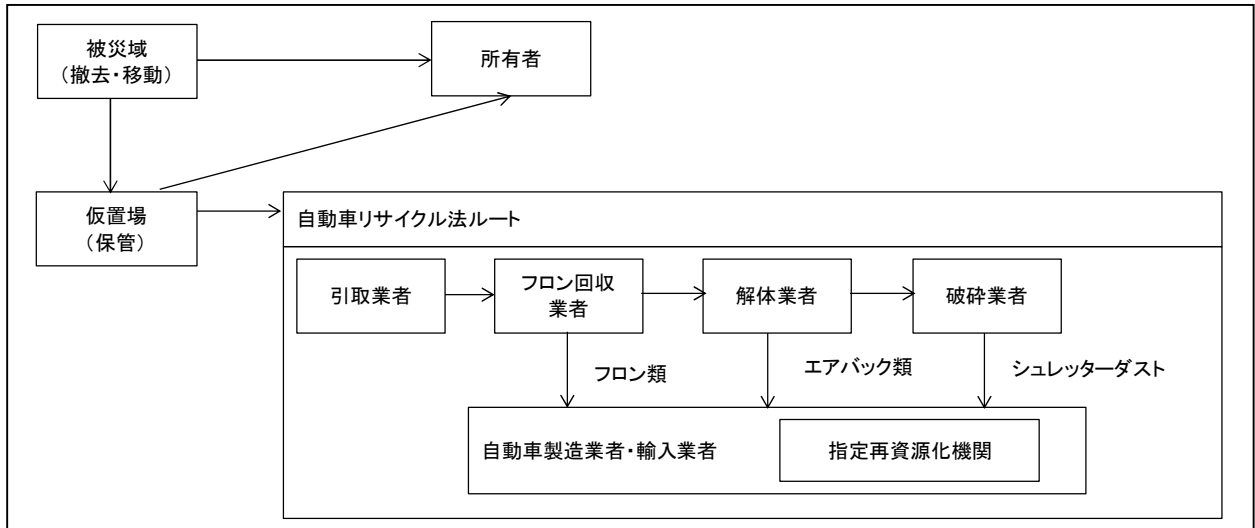
また、仮置場においては、温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス性濃度測定を継続して実施する。

## 5 被災自動車、船舶等

被災自動車の状況を確認し、所有者に引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。処理ルートを図4-1-1に示す。

被災自動車の状況確認と被災域による撤去・移動、所有者の照会、仮置場における保管、東日本大震災の事例については、県マニュアルNo.5や、公益財団法人自動車リサイクル促進センター作成の「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」を参照のこと。

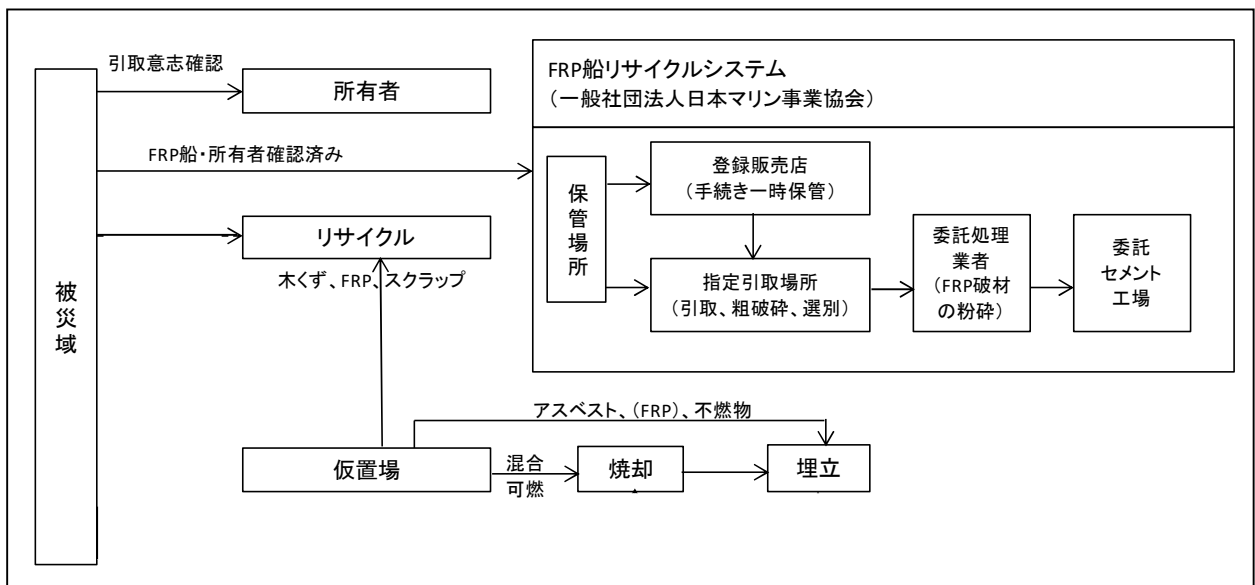
図4-1-1 被災自動車の処理フロー



出典：【技1-20-8】廃自動車の処理（環境省、平成26年3月）

被災船舶の処理フローを図4-1-2に示す。大型の船舶の場合、現場で解体作業を行うケースもある。被災船舶の処理については、県マニュアルNo.5を参照すること。

図4-1-2 被災船舶の処理フロー



出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアルを一部修正

## 6 選別・破碎・焼却処理施設の設置

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性及び必要能力や機種等を決定する。

仮設焼却炉を設置する場合、設置場所の決定後は、環境影響評価又は生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進める。(図2-3-3参照)

設置にあたっては、制度を熟知した上で手続きの簡易化に努め、工期の短縮を図る。

## 7 最終処分受入先の確保

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分先の確保が重要である。処分先が確保できない場合は、広域処理となるが、協定により利用できる最終処分場が確保できている場合は、搬送開始に向けた手続きを行う。

最終処分場を確保できていない場合には、必要に応じ県と協議の上、経済的な手段・方法で災害廃棄物を搬送できる場所を確保する。

## 8 災害廃棄物処理実行計画の策定（継続）・見直し

環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮し、本計画を機軸とした実行計画を作成する。

復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理に当たって課題等が次第に判明することから、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

## 第2節 注意事項

### 1 復興資材の活用

最終処分量を極力削減するために、津波堆積物、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り復興資材として活用することを基本とする。災害廃棄物ごとの再生資材例は表4-2-1のとおりである。

東日本大震災では、復興資材や再生資材の受入先が決まらないため、利用が進まない状況が多く見られた。また、利用にあたっては、要求品質を定める必要がある。したがって、復興資材や再生資材の利用については、受入先の確保と要求品質への対応等が必要になる。

表4-2-1 災害廃棄物ごとの再生資材例

災害廃棄物	再生資材例
コンクリートがら	路盤材、骨材、埋め戻し材
アスファルトがら	骨材、路盤材
解体大型木材（柱材、角材）	合板、木炭、燃料
大型生木（倒木、流木）	製紙原料、木炭、燃料
木くず	燃料
津波堆積物	骨材、路盤材
タイヤ	チップ化（補助燃料）、セメント原料
金属くず	金属スクラップ
廃家電（家電リサイクル法対象外）	金属、廃プラスチック

出典：県マニュアルNo.1 市町災害廃棄物処理計画策定マニュアルを一部修正

### 2 土壌汚染対策法

仮置場については、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要になるほか、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるため、県計画及び県マニュアルNo.2等を参考に事前に土壌調査を行う。



### 3 生活環境影響調査

生活環境影響調査は、設置を要する廃棄物処理施設について実施が義務付けられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするものである。

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月 4 日、環廃対 060904002 号)は、この生活環境影響調査が、より適切で合理的に行われるよう、生活環境影響調査に関する技術的な事項を現時点の科学的知見に基づきとりまとめたものである。

廃棄物処理施設の設置手続き及び生活環境影響調査の内容については、県マニュアル No.3 を参照のこと。

### 4 災害等廃棄物等処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金の目的は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、被災市町村を財政的に支援することである。

その概要は、以下のとおりである。詳細については、県マニュアルNo.15 を参照のこと。

- (1) 事業主体：市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
- (2) 対象事業：市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく避難所の開設期間内のもの。
- (3) 補助率： 1 / 2
- (4) 補助根拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
  - ・第 22 条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)
  - ・第 25 条 法第 22 条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要す

る費用の2分の1以内の額について行うものとする。

(参考) 災害等廃棄物処理事業の沿革

- ・清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の制定に伴い第22条に趣旨が規定。
- ・平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加。（災害等廃棄物処理事業の「等」に該当）

(5) その他：本補助金の補助裏分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

## 5 廃棄物処理法による再委託禁止の緩和

廃棄物処理法では、市町が一般廃棄物処理を委託した場合、受託者の再委託は禁止されている。東日本大震災においては、再委託について時限的に特例措置が取られ、災害廃棄物の迅速な処理に役立った。このような経緯等を踏まえ、廃棄物処理法施行規則が改正（平成27年8月6日施行）され、非常災害時には、一定の要件を満たす者に再委託することが可能となった。

## 6 海洋投棄

腐敗性のある水産廃棄物への対応として、緊急度に応じて、限定的な海洋投棄等の方法を関連法令に留意し、衛生環境を確保しながら行う必要がある。このような措置を行う必要がある場合は、県及び国と協議を行うこととする。

## 7 地元雇用

東日本大震災の各地域の災害廃棄物処理業務においては、建設業、廃棄物事業者、運搬業者などの地元企業が大きく貢献をした。また、積極的に地元雇用が行われた。

特に、一次仮置場への災害廃棄物の運搬や一次仮置場の管理、建物の解体など早期に取り組む必要がある業務については、地域の企業による速やかな対応が必要となることから、地元企業、団体等との協力体制を事前に整備することが重要となる。

地元雇用は、被災による失業対策としても有効であったが、地域の復旧復興を願う地元住民の協力は災害廃棄物処理業務に不可欠となっていた。

このようなことから、地元企業、団体等との協力体制の構築と処理業務における積極的な地元雇用について推進していく。

## 8 産業廃棄物処理事業者の活用

災害廃棄物の性状は、産業災害廃棄物である建設業に係る廃棄物に相当するものが多く、それらの廃棄物を扱っている事業者の経験、能力の活用も検討する。

市内の産業廃棄物事業者が所有する前処理や中間処理で使用する選別・破碎施設及び焼却施設、最終処分場などの種類ごとの施設数・能力、並びに災害時に使用できる車種ごとの車両保有台数などの調査を行い平時に継続的に更新するとともに、協力・支援体制を構築する。

(環境課)

資料19-03 消毒用機器一覧表

名 称	種別	台数 (台)	保管場所	使用薬剤	必要作業人員 (1台当)
1 噴霧器	動力式	1	ごみ対策課分室	水溶剤 乳 剤	2
2 噴霧器	手動式	2	ごみ対策課分室	水溶剤・乳剤 クレゾール液	1
3 散粉機	手動式	9	西庁舎西側倉庫(7) ごみ対策課分室(2)	粉 剤	1
4 散粉機	動力式	2	ごみ対策課分室		
5 噴霧器	電気式	1	ごみ対策課分室	水溶剤・乳剤 クレゾール液	1

(環境課)

資料19-04 防疫薬剤保管場所一覧表

	薬 剤 名	数量	保 管 場 所	備 考
1	消石灰 20kg	76袋	ごみ対策課分室	消毒剤、直散布、粉状
2	スミチオン1.5粉剤 500g 500g×20袋=1箱	412袋	竜洋支所・ごみ対策課分室	殺虫剤、散粉機、粉状
3	ザーテル油剤 1.8ℓ	3缶	ごみ対策課分室・西庁舎倉庫	殺虫剤、煙霧機、液状
4	ベンザルコニウム塩化液10% 消毒剤 500mℓ	1250本	ごみ対策課分室・各支所・西庁舎倉庫	消毒剤、噴霧器、液状
5	ヤクゾール液10% 500mℓ	117本	ごみ対策課分室・西庁舎倉庫	消毒剤、噴霧器、液状
6	バルサン(うじ殺) 500mℓ	50本	ごみ対策課分室・西庁舎倉庫	殺虫剤、噴霧器、液状
7	クレゾール石鹼 500mℓ	167本	ごみ対策課分室・西庁舎倉庫	消毒剤、噴霧器、液状

(上下水道総務課)

## 資料20-01 磐田市指定給水装置工事事業者協同組合組合員一覧表

令和5年1月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	備 考
1	足立設備(株)	南平松2-29	0538-66-6108	0538-66-6141	
2	(有)池田設備	堀之内50	0538-66-6377	0538-66-6704	
3	(株)ウラノ	森下26	0538-34-2312	0538-37-5296	
4	(有)大石配管	福田3432	0538-58-2323	0538-58-2324	
5	(有)オオバ工業	福田中島567-2	0538-55-5669	0538-58-2174	
6	(株)クリエイトセイブ	匂坂中228-3	0538-38-1143	0538-38-2463	
7	光耀建設(株)	大原35	0538-35-1200	0538-35-1202	
8	(株)三和商会	上岡田464	0538-32-9638	0538-32-9634	
9	(株)ダイバ	今之浦5-7-9	0538-32-4624	0538-34-9121	
10	(株)テクニカルエコサービス	上岡田1131-5	0538-33-2313	0538-38-9808	
11	戸田鉄工設備(有)	大久保269-16	0538-38-0208	0538-38-1527	
12	(株)鳶宗建設	南田175-2	0538-55-3478	0538-55-4178	
13	(有)とみだ配管	家田422-1	0539-62-3819	0539-62-4321	
14	(株)永井設備商会	豊島1113	0538-35-2825	0538-37-3915	
15	長島さく泉工業所	見付471-1	0538-32-5033	0538-32-5443	
16	(株)ネオテクスズキ	岡746-2	0538-66-2757	0538-66-4150	
17	(株)乗松配管	大当所239-1	0539-62-2226	0539-62-2226	
18	(株)袴田配管	国府台66-3	0538-32-6963	0538-37-5916	
19	(有)浜松共同設備	長森297	0538-37-3121	0538-34-9023	
20	(有)平松配管	西平松26	0538-66-2462	0538-66-4863	
21	(有)フジ住設	見付1431-13	0538-32-8546	0538-36-3611	
22	(有)松下配管工業	富士見台20-20	0538-35-1190	0538-35-7738	
23	松本さく泉(有)	大原1874-7	0538-36-0911	0538-36-1814	
24	(有)丸昌管工	福田258-2	0538-58-1117	0538-58-1279	
25	Loconnect(株)	鎌田347-3	0538-31-7152	0538-31-7153	

資料20-02 可搬式浄水装置等配置先一覧表

No.	設置場所	可搬式浄水装置	非常用給水タンク	備考
1	城山中学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
2	磐田北小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
3	総合体育館	1台	—	
4	富士見小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
5	ワークピア磐田	1台	—	
6	磐田第一中学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
7	磐田中部小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
8	磐田西小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
9	磐田南小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
10	長野小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
11	西貝交流センター	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
12	南御厨交流センター	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
13	東部小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
14	神明中学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
15	田原小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
16	向笠小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
17	向陽中学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
18	大藤小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
19	岩田小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
20	南部中学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
21	於保農村婦人の家	2台	—	
22	磐田市防災センター	1台	—	
23	磐田市立総合病院	1台	—	
24	福田小学校	1台	1基 (1.5m <sup>3</sup> )	
25	豊浜小学校	1台	1基 (1.5m <sup>3</sup> )	
26	福田中学校	1台	1基 (1.5m <sup>3</sup> )	
27	福田中央交流センター	1台	—	
28	福田健康福祉会館	1台	—	
29	大原新町公園	—	1基 (1.5m <sup>3</sup> )	
30	福田屋内スポーツセンター	1台	1基 (1.5m <sup>3</sup> )	
31	竜洋西小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
32	竜洋中学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
33	竜洋東小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
34	竜洋北小学校	1台	1基 (2m <sup>3</sup> )	
35	竜洋支所倉庫	1台	—	
36	竜洋掛塚緑地公園	—	1基 (2m <sup>3</sup> )	
37	旧豊田北部小学校	1台	1基 (1m <sup>3</sup> )	
38	豊田南小学校	1台	1基 (1m <sup>3</sup> )	
39	青城小学校	1台	1基 (1m <sup>3</sup> )	
40	豊田東小学校	1台	1基 (1m <sup>3</sup> )	車載用2基 (1m <sup>3</sup> )

No.	設置場所	可搬式浄水装置	非常用給水タンク	備考
41	ながふじ学府一体校	1台	1基 (1m <sup>3</sup> )	
42	豊田南中学校	1台	1基 (1m <sup>3</sup> )	車載用1基 (1m <sup>3</sup> )
43	アミューズ豊田	1台	—	
44	豊田北保育園	—	1基 (1m <sup>3</sup> )	
45	豊田西保育園	—	1基 (1m <sup>3</sup> )	
46	こうのとり豊田保育園	—	1基 (1m <sup>3</sup> )	
47	リーザプレスクール	—	1基 (1m <sup>3</sup> )	
48	豊田北部幼稚園	—	1基 (1m <sup>3</sup> )	
49	豊田南こども園	—	1基 (1m <sup>3</sup> )	
50	青城こども園	—	1基 (1m <sup>3</sup> )	
51	豊田東幼稚園	—	1基 (1m <sup>3</sup> )	
52	とみがおか保育園	—	1基 (1m <sup>3</sup> )	
53	豊岡中学校	1台	—	
54	豊岡総合センター	1台	1基 (1.5m <sup>3</sup> )	
55	豊岡北小学校	1台	1基 (1.5m <sup>3</sup> )	
56	豊岡南小学校	1台	1基 (1.5m <sup>3</sup> )	
57	豊岡南部会館	1台	—	
58	豊岡東交流センター	1台	—	
59	万瀬緊急避難施設	—	1基 (1.5m <sup>3</sup> )	

## 資料20-03 LPガス、器具調達先一覧表

(一般社団法人静岡県LPガス協会加盟販売所)

No.	販売所名	所在地	電話番号	備考
1	浜松液化ガス(株)磐田営業所	福田中島106-4	0538-55-5381	
2	(有)アドホック梅村	加茂1181-1	0538-32-2047	
3	(有)大庭石油	小島448	0538-35-0111	
4	(株)亀文商店	中泉2443-2	0538-32-2271	
5	(株)サイサン中部支店磐田営業所	西貝塚559-1	0538-32-8261	
6	第一商事(株)	鳥之瀬76-1	0538-32-5181	
7	(株)日通プロパン磐田販売所	二之宮1495	0538-32-4135	
8	福屋米穀店	福田2077-1	0538-55-2359	
9	(有)山下石油店	見付1310-3	0538-32-5262	
10	(株)ザ・トーカイ中遠支店	岩井1907-264	0538-34-6026	
11	東上ガス(株)浜松営業所	豊田28-1	0538-32-3185	
12	エネジン(株)磐田営業所	西貝塚1589-4	0538-34-2110	
13	(有)フクシマヤ	見付2424	0538-32-3559	
14	東新ガス(株)磐田営業所	福田中島250	0538-55-0300	
15	サーラE&L浜松(株)サーラプラザ磐田	今之浦4-6-1	0538-35-3058	
16	(有)川合豊平商店	新開263	0539-62-2034	



## 資料 22-01 広域応援部隊活動拠点一覧表

令和 5 年 2 月

県 番号	拠点名称	所在地／連絡先	使用区分			備考
			警察	消防	自衛隊	
西部 35	かぶと塚公園	見付 4075-1			○	陸上競技場：ヘリポート 体育館：指定避難所
		磐田市スポーツ協会：32-4236				
		都市整備課：37-4806				
西部 36	豊田天竜川グラウンド	池田地先天竜川河川敷	○		予備	第 5・6 グラウンド：ヘリポ ート
		アミューズ豊田：36-3211				
		スポーツ振興課：37-4832				
西部 37	東大久保運動公園	見付 809-2		○		
		磐田市スポーツ協会：32-4236				
		都市整備課：37-4806				
西部 38	福田公園野球場	福田中島 3756-43			予備	多目的グラウンド：ヘリポ ート 福田中学校：指定避難所
		スポーツ振興課：37-4832				
		福田屋内スポーツ SC：58-3131				
西部 39	豊岡総合センター	壱貫地 64-1			○	野球場：ヘリポート 体育館：指定避難所 交流センター：物資集積 場所
		豊岡体育館：0539-63-0036				
		スポーツ振興課：37-4832				
西部 40	磐田スポーツ交流の里 ゆめりあ球技場	大久保 892-36		○		多目的グラウンド：ヘリ ポート
		ゆめりあ：38-4150				
		スポーツ振興課：37-4832				
西部 41	豊田ラブリバー公園	気子島 155-1			予備	
		アミューズ豊田：36-3211				
		都市整備課：37-4806				
西部 42	岩田交流センター	匂坂上 615-1	○			
		地域づくり応援課：37-4811				
		岩田交流センター：38-0181				
西部 43	天竜川ラブリバー公園	壱貫地地先天竜川河川敷		○		
		都市整備課：37-4806				
西部 44	竜洋なぎの木会館	豊岡 6605-3		○		併設の図書館は使用不可
		文化振興課：35-6861				
		竜洋なぎの木会館：66-1111				
西部 45	福田支所駐車場	福田 400		○		福田支所は災害対策本部 福田支部
		福田支所：58-2370				

資料 23-01 消防相互応援協定締結状況一覧表

名 称	締結市町等	締結年月日
静岡県消防相互応援協定	静岡県内全市町	昭和62年 4 月 1 日
隣接市町消防相互応援協定	袋井市森町広域行政組合	平成13年 4 月 1 日
	浜松市	平成19年 3 月20日
静岡県西部地区内高速道路における消防相互応援協定	菊川市 掛川市 袋井市森町広域行政組合 浜松市	平成17年 7 月 1 日
国道 1 号浜松バイパス・国道 1 号磐田バイパスにおける消防相互応援協定	浜松市	平成26年12月 1 日
静岡県西部地区内新東名高速道路における消防相互応援協定	浜松市 袋井市森町広域行政組合 掛川市	平成24年 3 月29日

## 資料 23-02 応援協定締結状況一覧表

(令和4年3月31日現在)

名 称	構成市町村等	締結年月日
災害時の相互応援に関する協定	長野県駒ヶ根市	平成7年9月1日
災害時の相互応援に関する協定	袋井市・森町	平成8年3月26日
三遠南信災害時相互応援協定	10市6町11村(計27自治体) (平成26年11月1日現在)	平成17年11月4日
中越大地震ネットワークおぢや	1県70市1区16町2村(計90自治体) (令和4年4月1日現在)	平成20年5月19日
市町村広域災害ネットワーク	21市1町(計22自治体) (令和元年5月17日現在)	平成23年9月14日
災害時相互応援に関する協定	岡山県玉野市	平成23年10月4日
災害時相互応援に関する協定	山梨県甲府市	平成24年3月26日
災害時相互応援に関する協定	鹿児島県鹿児島市	平成24年6月30日

○三遠南信災害時相互応援協定

(令和4年3月31日現在)

自治体名	所在地	電話番号
豊橋市	豊橋市今橋町1番地	0532-51-3116
田原市	田原市田原町南番場30-1	0531-23-3548
豊川市	豊川市諏訪1丁目1番地	0533-89-2194
蒲郡市	蒲郡市旭町17番1号	0533-66-1208
新城市	新城市字入船115番地	0536-23-7660
設楽町	北設楽郡設楽町田口字辻前14番地	0536-62-0511
東栄町	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地	0536-76-0501
豊根村	北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地	0536-85-1311
浜松市	浜松市中区元城町103番地2	053-457-2537
湖西市	湖西市吉美3268	053-576-4538
磐田市	磐田市国府台3番地1	0538-37-2114
袋井市	袋井市国本2907番地	0538-86-3701
森町	周智郡森町森2101番地の1	0538-85-6302
掛川市	掛川市長谷一丁目1番地の1	0537-21-1131
御前崎市	御前崎市池新田5585番地	0537-85-1119
菊川市	菊川市堀之内61番地	0537-35-0923
牧之原市	牧之原市静波447番地1	0548-23-0056
飯田市	飯田市大久保町2534番地	0265-22-4511
松川町	下伊那郡松川町元大島3823番地	0265-36-7021
高森町	下伊那郡高森町下市田2183番地1	0265-35-9402
阿南町	下伊那郡阿南町東條58番地1	0260-22-2141
阿智村	下伊那郡阿智村駒場483番地	0265-43-2220
平谷村	下伊那郡平谷村354番地	0265-48-2211
根羽村	下伊那郡根羽村2131-1	0265-49-2111
下條村	下伊那郡下條村睦沢8801-1	0260-27-2311
売木村	下伊那郡売木村968番地1	0260-28-2311
天龍村	下伊那郡天龍村平岡878	0260-32-2001
泰阜村	下伊那郡泰阜村3236番地1	0260-26-2111
喬木村	下伊那郡喬木村6664番地	0265-33-2001
豊丘村	下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地	0265-35-3311
大鹿村	下伊那郡大鹿村大河原354	0265-39-2269
駒ヶ根市	駒ヶ根市赤須町20番1号	0265-83-2111

自治体名	所在地	電話番号
伊那市	伊那市下新田 3050 番地	0265-78-4111
辰野町	上伊那郡辰野町中央 1 番地	0266-41-1111
箕輪町	上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298	0265-79-3111
飯島町	上伊那郡飯島町飯島 2537 番地	0265-86-3111
南箕輪村	上伊那郡南箕輪村 4825 番地 1	0265-72-2104
中川村	上伊那郡中川村大草 4045-1	0265-88-3001
宮田村	上伊那郡宮田村 98	0265-85-3181

○中越大震災ネットワークおぢや構成会員

(令和5年3月31日現在)

No.	自治体名	所在地	電話番号
1	杉並区	東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1	03-3312-2111
2	国分寺市	東京都国分寺市戸倉 1-6-1	042-325-0111
3	多摩市	東京都多摩市関戸 6-12-1	042-338-6802
4	南足柄市	神奈川県南足柄市関本 440	0465-73-8055
5	小田原市	神奈川県小田原市荻窪 300	0465-33-1855
6	開成町	神奈川県足柄郡開成町延沢 773 番地	0465-84-0326
7	守谷市	茨城県守谷市大柏 950 番地の 1	0297-45-2389
8	取手市	茨城県取手市寺田 5139	0297-74-2141
9	日立市	茨城県日立市助川町 1-1-1	0294-22-3287
10	大田原市	栃木県大田原市本町 1 丁目 4-1	0287-23-1115
11	戸田市	埼玉県戸田市上戸田 1-18-1	048-441-1800
12	草加市	埼玉県草加市高砂一丁目 1-1	048-922-0614
13	太田市	群馬県太田市浜町 2-35	0276-47-1916
14	南アルプス市	山梨県南アルプス市小笠原 376	055-282-6494
15	上野原市	山梨県上野原市上野原 3832	0554-62-3145
16	富士川町	山梨県南巨摩郡富	0556-22-1111
17	神戸市	兵庫県神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号	078-322-6487
18	只見町	福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039	0241-82-5100
19	北塩原村	福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作 3151 番地	0241-23-3261
20	新潟市	新潟県新潟市中央区学校町通 1 番町 602-1	025-226-1143
21	三条市	新潟県三条市旭町 2-3-1	0256-34-5517
22	十日町市	新潟県十日町市千歳町 3 丁目 3 番地	025-757-3111
23	見附市	新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号	0258-62-1700
24	燕市	新潟県燕市吉田西太田 1934 番地	0256-77-8381
25	妙高市	新潟県妙高市栄町 5-1	0255-72-5111
26	湯沢町	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地	025-784-3451
27	加茂市	新潟県加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号	0256-52-0080
28	飯田市	長野県飯田市大久保町 2534 番地	0265-22-4511
29	長岡市	新潟県長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10	0258-39-2262
30	奈良県	奈良県奈良市登大路町 30 番地	0742-27-8425
31	浦安市	千葉県浦安市猫実 1-1-1	047-351-1111
32	土浦市	茨城県土浦市大和町 9 番 1 号	029-826-1111

No.	自治体名	所在地	電話番号
33	あきる野市	東京都あきる野市二宮 350 番地	042-558-1111
34	富山市	富山県富山市新桜町 7 番 38 号	076-443-2181
35	柏崎市	新潟県柏崎市日石町 2-1	0257-21-2316
36	出雲崎町	新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地	0258-78-2290
37	富士市	静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地	0545-55-2936
38	裾野市	静岡県裾野市佐野 1059	055-995-1809
39	穴水町	石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの 174 番地	0768-52-3770
40	小山町	静岡県駿東郡小山町藤曲 57 番地 2	0550-76-5715
41	御殿場市	静岡県御殿場市萩原 483 番地	0550-82-4370
42	富士宮市	静岡県富士宮市弓沢町 150 番地	0544-22-1319
43	磐田市	静岡県磐田市国府台 3 番地 1	0538-37-2114
44	輪島市	石川県輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地	0768-23-1157
45	八潮市	埼玉県八潮市中央一丁目 2 番地 1	048-996-2111
46	田原市	愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1	0531-23-3548
47	津市	三重県津市西丸之内 23-1	059-229-3104
48	清須市	愛知県清須市須ヶ口 1238 番地	052-400-2911
49	流山市	千葉県流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1	04-7150-6312
50	所沢市	埼玉県所沢市並木一丁目 1 番地の 1	04-2998-9399
51	今治市	愛媛県今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1	0898-36-1558
52	焼津市	静岡県焼津市石津 728-2	054-625-0128
53	町田市	東京都町田市森野 2-2-22	042-724-2118
54	三島市	静岡県三島市北田町 4 番 47 号	055-983-2650
55	深谷市	埼玉県深谷市仲町 11 番 1	048-574-6635
56	喬木村	長野県下伊那郡喬木村 6664 番地	0265-33-2001
57	狛江市	東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号	03-3430-1111
58	南相馬市	福島県南相馬市原町区本町二丁目 27	0244-24-5232
59	大阪市	大阪府大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号	06-6208-7379
60	浪江町	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地の 2	0240-34-0229
61	北九州市	福岡県北九州市小倉北区内 1 番 1 号	093-582-2110
62	伊勢市	三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号	0596-21-5523
63	津南町	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地	025-765-3112
64	北杜市	山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1	0551-42-1111
65	久慈市	岩手県久慈市川崎町 1 番 1 号	0194-52-2173

No.	自治体名	所在地	電話番号
66	秦野市	神奈川県秦野市桜町一丁目 3-2	0463-82-9621
67	藤枝市	静岡県藤枝市岡出山 1 丁目 11 番 1 号	054-643-3279
68	座間市	神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号	046-252-7395
69	小松市	石川県小松市小馬出町 91 番地	0761-24-8150
70	常総市	茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3	0297-39-6000
71	有田川町	和歌山県有田郡有田川町下津野 2018 番地 4	0737-52-2111
72	かほく市	石川県かほく市宇野気二 81 番地	076-283-1114
73	三郷市	埼玉県三郷市花和田 648 番地 1	048-953-1111
74	金沢市	石川県金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号	076-220-2151
75	野々市市	石川県野々市市三納一丁目 1 番地	076-227-6037
76	大泉町	群馬県邑楽郡大泉町日の出 55 番 1 号	0276-63-3111
77	内灘町	石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1	076-286-6706
78	袋井市	静岡県袋井市国本 2907 番地	0538-86-3701
79	四街道市	千葉県四街道市鹿渡無番地	043-421-6102
80	阿南町	長野県下伊那郡阿南町東條 58 番地 1	0260-22-2141
81	関市	岐阜県関市若草通 3 丁目 1 番地	0575-22-3131
82	大洲市	愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1	0893-24-1711
83	西予市	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1	0894-62-6491
84	鈴鹿市	三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号	059-382-9007
85	邑楽町	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570 番地 1	0276-88-5511
86	明和町	群馬県邑楽郡明和町新里 250 番地 1	0276-84-3111
87	津幡市	石川県河北郡津幡町字加賀爪二 3 番地	076-288-2123
88	小千谷市	新潟県小千谷市城内二丁目 7 番 5 号	0258-83-3515



○市町村広域災害ネットワーク構成会員

(令和5年3月31日現在・建制順)

No.	自治体名	所在地	電話番号
1	甲府市	山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号	055-237-5331
2	玉野市	岡山県玉野市宇野1丁目27番1号	0863-32-5560
3	泉大津市	大阪府泉大津市東雲町9番12号	0725-33-9404
4	刈谷市	愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地	0566-62-1190
5	日向市	宮崎県日向市本町10番5号	0982-66-1011
6	阿久根市	鹿児島県阿久根市鶴見町200番地	0996-73-1210
7	益田市	島根県益田市常盤町1番1号	0856-31-0601
8	大和郡山市	奈良県大和郡山市北郡山町248番地の4	0743-52-4117
9	高砂市	兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	079-443-9008
10	行橋市	福岡県行橋市中央1丁目1番1号	0930-25-1111
11	苅田町	福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1	093-588-1037
12	八幡市	京都府八幡市八幡園内75番地	075-983-3200
13	可児市	岐阜県可児市広見1丁目1番地	0574-62-1425
14	四国中央市	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	0896-28-6934
15	野洲市	滋賀県野洲市小篠原2100番地1	077-587-6089
16	亀山市	三重県亀山市本丸町577番地	0595-84-5035
17	那珂市	茨城県那珂市福田1819-5	029-298-1111
18	柳井市	山口県柳井市南町1丁目10番2号	0820-22-2142
19	磐田市	静岡県磐田市国府台3番地1	0538-37-2114
20	橋本市	和歌山県橋本市東家1丁目1番1号	0736-33-6105
21	香南市	高知県香南市野市町西野2706番地	0887-57-8501
22	神埼市	佐賀県神埼市神埼町神埼410番地	0952-37-0104

資料 24-01 災害救助法による費用限度額等

災害救助法施行細則による救助の程度等

制 定： 平成 6 年 2 月 15 日 静岡県告示第 117 号

最終改正： 令和 4 年 5 月 25 日 静岡県告示第 401 号

告示第 117 号

災害救助法施行細則（昭和38年静岡県規則第25号）第4条及び第5条により、救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項を、次のように定める。

1 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

ア 避難所

(ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

(イ) 避難所は、学校、公民館その他の既存建物とする。ただし、当該建物を利用することができないときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。

(ウ) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。

(エ) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

(オ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

(カ) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。

(ア) 建設型応急住宅

a 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であるものとする。

b 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。

- c 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- d 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。
- e 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- f 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項による期間内(最高2年以内)とする。
- g 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

#### (イ) 賃貸型応急住宅

- a 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ア)のbに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- b 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
- c 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(ア)のfと同様の期間とする。

#### (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

##### ア 炊き出しその他による食品の給与

- (ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
  - (イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
  - (ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,180円以内とする。
  - (エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

##### イ 飲料水の供給

- (ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
  - (イ) 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械・器具の借上げ、修繕及び燃料の経費並びに薬品及び資材の経費とし、当該地域における通常の実費とする。
  - (ウ) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

#### (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)

- ア 生活必需品の給与等は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
- イ 生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(ア) 被服、寝具及び身の回り品

(イ) 日用品

(ウ) 炊事用具及び食器

(エ) 光熱材料

ウ 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。この場合において、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもって決定する。

(ア) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別\世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
冬季	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円

(イ) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別\世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬季	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円

エ 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(4) 医療及び助産

ア 医療

(ア) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

(イ) 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。

(ウ) 医療は、次の範囲内において行うものとする。

a 診療

b 薬剤又は治療材料の支給

c 処置、手術その他の治療及び施術

d 病院又は診療所への収容

e 看護

(エ) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(オ) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

#### イ 助産

(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

(イ) 助産は、次の範囲内において行うものとする。

a 分べんの介助

b 分べん前及び分べん後の処置

c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(ウ) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

(エ) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

#### (5) 被災者の救出

ア 被災者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索し、救出することによって行うものとする。

イ 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のため必要な機械・器具等の借上げ又は購入、修繕、燃料の経費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

#### (6) 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 住宅の応急修理の対象は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 655,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円

ウ 住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。

エ 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)に完了するものとする。

#### (7) 生業に必要な資金の貸与

ア 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

イ 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

ウ 生業に必要な資金として貸与できる金額は、生業費1件当たり30,000円以内、就職支度費1件当たり1件につき15,000円以内とする。

エ 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

オ 生業に必要な資金は、次の条件で貸与する。

(ア) 貸与期間 2年以内

(イ) 利子 無利子

カ 生業に必要な資金の貸与については、別途生活福祉資金貸付制度が設けられているので、この制度による資金の活用を図るものとする。

(8) 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学校児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

(ア) 教科書代

a 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

b 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童1人当たり 4,700円

中学校生徒1人当たり 5,000円

高等学校等生徒1人当たり 5,500円

エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

(9) 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

イ 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。

(ア) 棺(附属品を含む。)

(イ) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人213,800円以内、小人170,900円以内とする。

エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(10) 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

イ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のため必要な機械・器具等の借上又は購入、修繕、燃料の経費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(11) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

イ 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。

(ア) 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上げに係る通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算する。

(ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械・器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,300円以内とする。

ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(13) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

- (ア) 被災者の避難に係る支援
- (イ) 医療及び助産
- (ウ) 被災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 死体の捜索
- (カ) 死体の処理
- (キ) 救済用物資の整理配分

イ 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

2 実費弁償に関して必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第4条第1号から第4号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費

職種	日当(1人1日当たり)	時間外勤務手当	旅費
医師及び歯科医師	23,000円以内	勤務1時間につき、当該日当の額に7.75分の1を乗じて得た額に100分の125(当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)を乗じて得た額とする。	職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による5級の職務にある者の旅費の額に相当する額以内とする。
薬剤師	16,500円以内		
保健師、助産師、看護師及び准看護師	16,200円以内		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	16,500円以内		
救急救命士	14,500円以内		
歯科衛生士	16,500円以内		
土木技術者及び建築技術者	16,500円以内		
大工	26,800円以内		
左官	25,700円以内		
とび職	25,500円以内		

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

3 災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)は、次のとおりとする。

(1) 救助事務費に支出できる範囲

救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。



- ア 時間外勤務手当
- イ 賃金職員等雇上費
- ウ 旅費
- エ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)
- オ 使用料及び賃借料
- カ 通信運搬費
- キ 委託費

(2) 各年度において救助事務費に支出できる費用

各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る(1)のアからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

- ア 3,000万円以下の部分の金額については100分の10
- イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については100分の9
- ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8
- エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7
- オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6
- カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
- キ 5億円を超える部分の金額については100分の4

(3) 救助事務費以外の費用の額

(2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1の(1)から(13)までに規定する救助の実施のために支出した費用及び2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

## 資料 24-02 市長以外の指示権者、根拠規定等

指示権者	区分	災害の種類	根拠法令
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条
			警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条
県知事又はその命を受けた職員又は水防管理者	指示	洪水・高潮	水防法第 21 条、第 29 条、第 30 条
県知事又はその命を受けた職員	指示	地すべり	地すべり等防止法第 25 条
災害派遣時等の部隊等の自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第 94 条

○災害対策基本法第 61 条（警察官等の避難の指示） 前条第 1 項又は第 3 項の場合において、市町村長が同条第 1 項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

- 2 前条第 2 項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、第 1 項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

○警察官職務執行法第 4 条（避難等の措置） 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

- 2 前項の規定により警察官がとった措置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

○水防法第 21 条（警戒区域） 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

○水防法第 29 条（立退きの指示） 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

○水防法第 30 条（知事の指示） 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

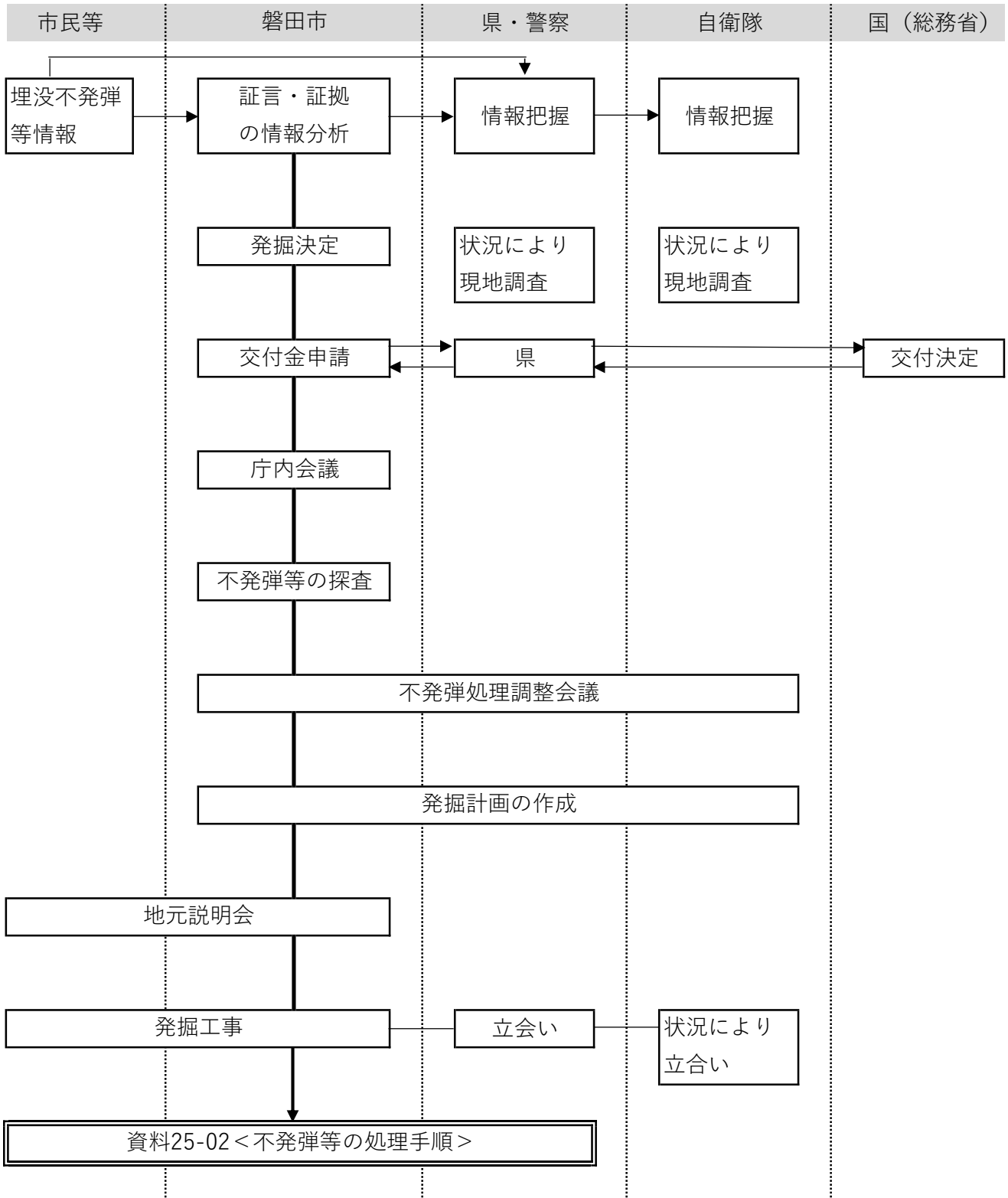
○地すべり等防止法第 25 条（立退の指示） 都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

○自衛隊法第 94 条（災害派遣時等の権限） 警察官職務執行法第 4 条並びに第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、第 83 条第 2 項、第 83 条の 2 又は第 83 条の 3 の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第 4 条第 2 項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

2 海上保安庁法第 16 条の規定は、第 83 条第 2 項、第 83 条の 2 又は第 83 条の 3 の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

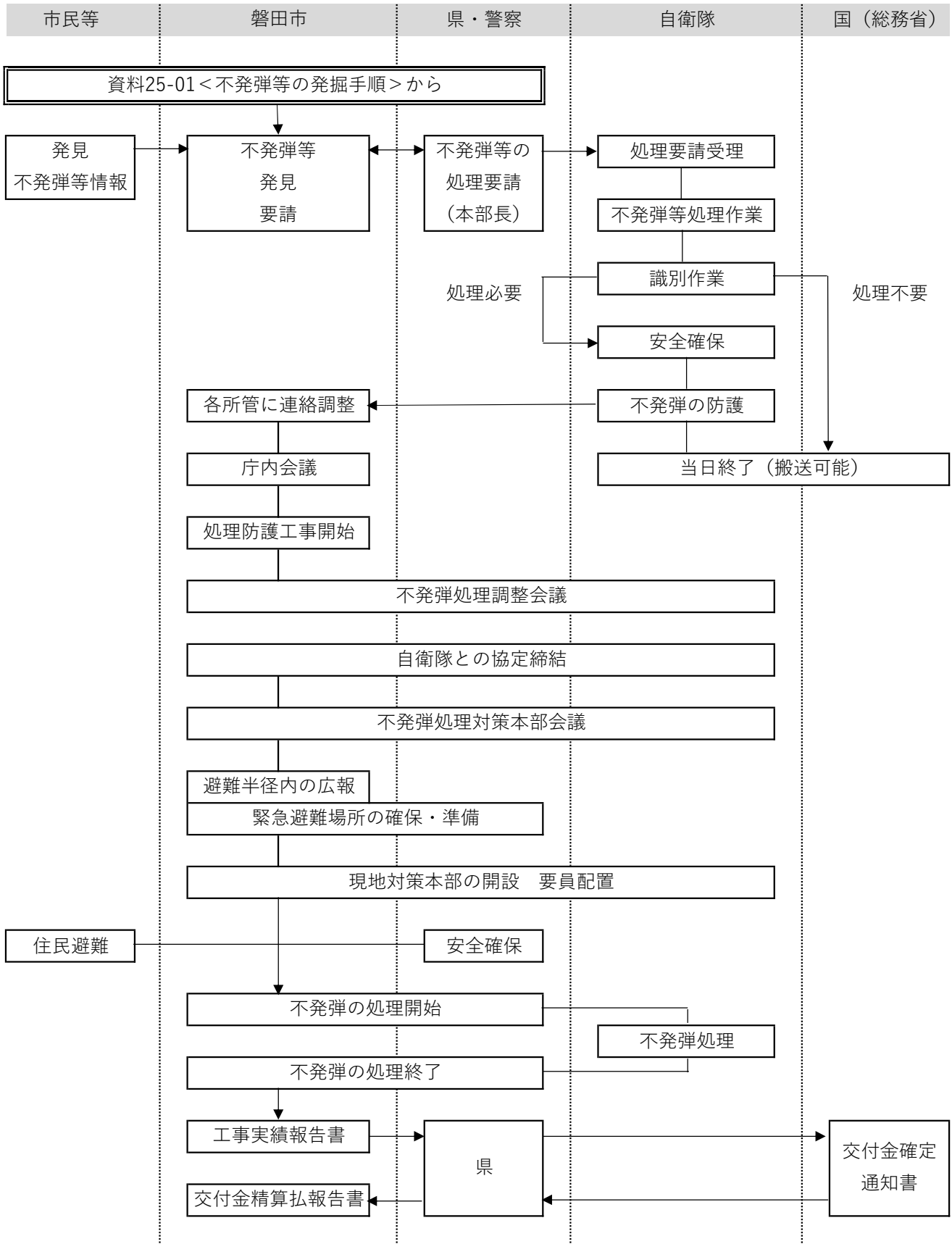
資料25-01 <不発弾等の発掘手順>

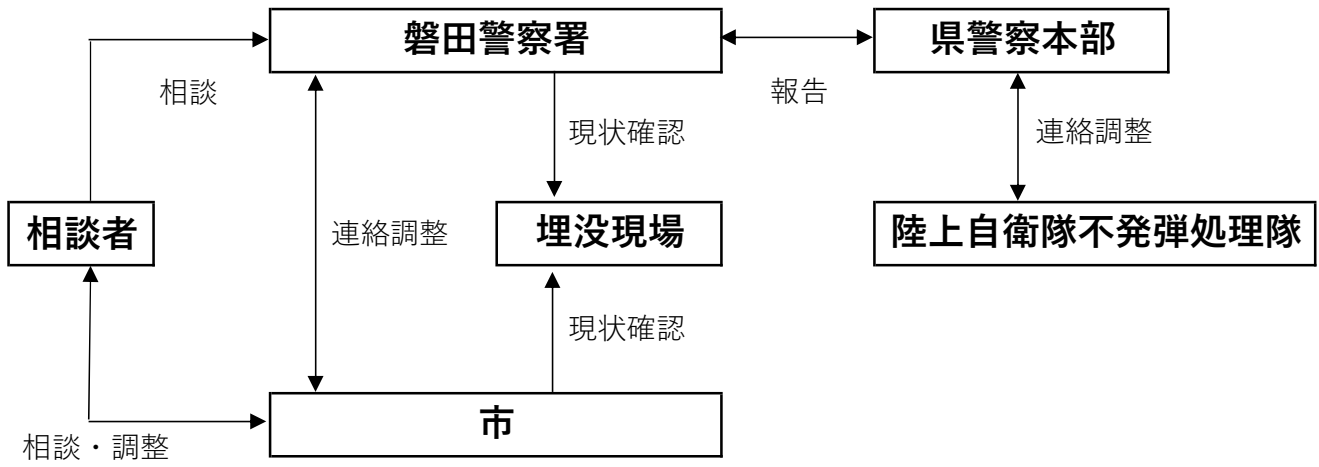
(危機管理課)

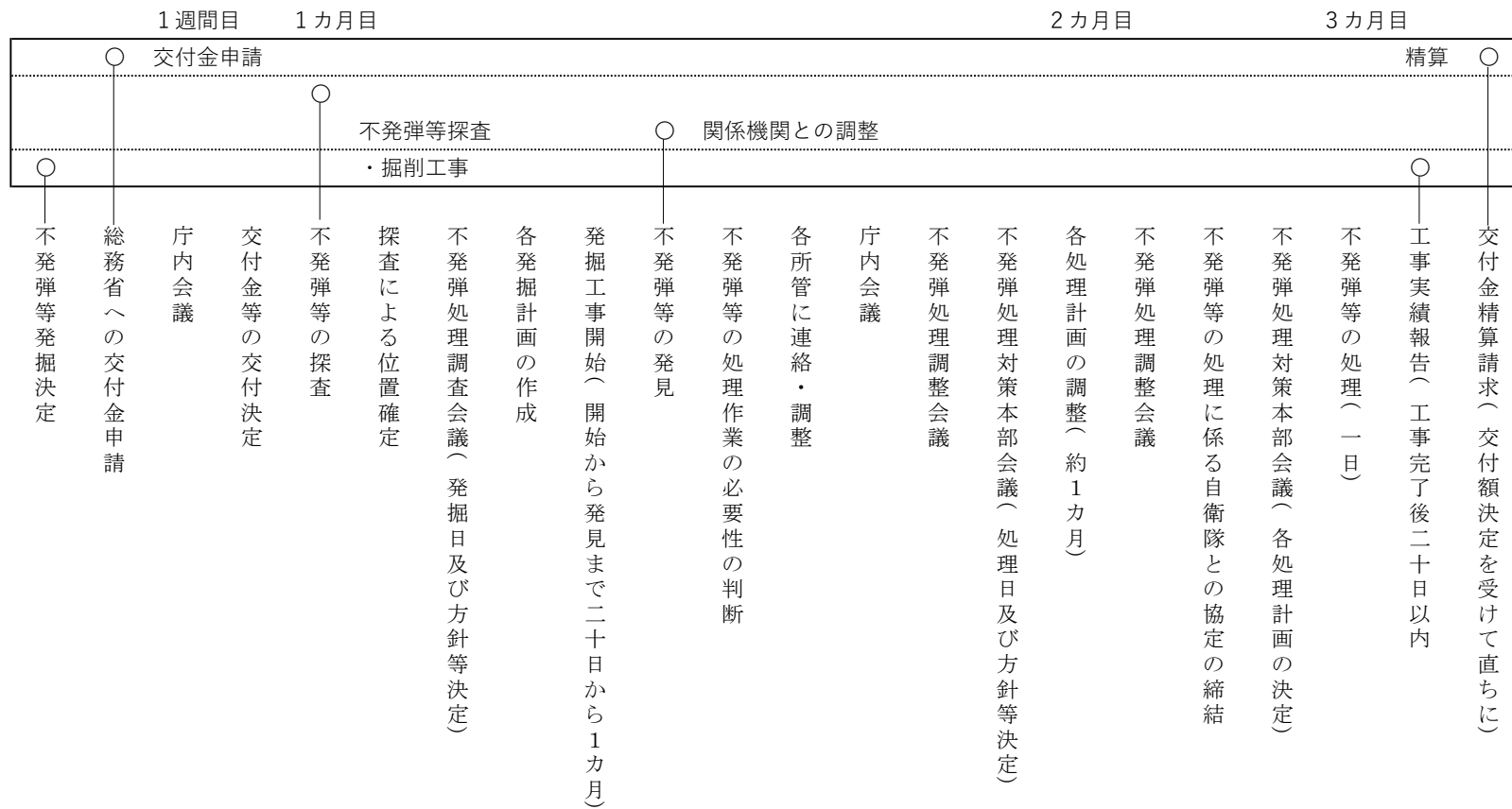


資料25-02 <不発弾等の処理手順>

(危機管理課)







(注) 1 処理日程は、発掘工事の期間等を考慮し、不発弾の処理日を不発弾処理対策本部にて決定のうえ、その日を基準として作成する。

2 不発弾の処理のうち信管除去等は、信管の状況等によって一様でないため、不発弾等の発見と自衛隊の信管確認までは、不確定な要素が残ることがある。

